

第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画

(資料編)

目次

1	これまでの経過.....	1
2	第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画 取組状況.....	7
3	第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画 評価一覧.....	15
4	第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画 意見まとめ.....	18
5	第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画 意見一覧.....	24
6	町内会等に関するアンケート調査結果.....	57
7	地区自治協議会アンケート調査結果.....	73
8	佐世保市地域コミュニティ推進計画における目指す姿（第2期⇒第3期）.....	104
9	令和3年度 佐世保市地域運営研究会.....	105

【佐世保市地域コミュニティ推進指針～第1期佐世保市地域コミュニティ推進計画】

年度	取組状況	
H24	佐世保市地域コミュニティ推進指針策定 (H24. 11)	佐世保市地域コミュニティあり方検討委員会から提出された提言書を踏まえ、市民協働に基づく地域コミュニティ推進の方向性を指針として策定。
H24～26	地区自治協議会モデル事業	市内4地区で地区自治協議会設立に向けたモデル事業を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・吉井地区自治協議会設立 (H25. 7) ・宮地区自治協議会設立 (H25. 7) ・山澄地区自治協議会設立 (H25. 7) ・大野地区自治協議会設立 (H25. 8)
H26	佐世保市地域コミュニティ推進計画策定 (H27. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定に際し、H26. 12. 8～H27. 1. 6の間、パブリックコメントを実施。 ・モデル事業の検証結果を踏まえ、平成26年度から29年度までの4年間にわたる「地域コミュニティ推進事業」の具体的な施策推進の年次計画として策定。
H26～27	地区自治協議会設立事業先行実施	市内2地区で地区自治協議会設立事業の先行実施により設立。 <ul style="list-style-type: none"> ・針尾地区自治協議会設立 (H27. 9) ・小佐々地区自治協議会設立 (H27. 12)
H27. 3	佐世保市地域コミュニティ推進事業モデル事業検証	宮地区・山澄地区・大野地区・吉井地区自治協議会・佐世保市によるモデル事業検証報告書
H27～29	地区自治協議会設立支援	市内全域での地区自治協議会設立に向けた取組みを支援。 南地区、鹿町地区、柚木地区、江迎地区、三川内地区、九十九地区、中部地区、西地区、世知原地区、日宇地区、清水地区、崎辺地区、宇久地区、江上地区、愛宕地区、黒島地区、広田地区、相浦地区、中里皆瀬地区、早岐地区、北地区
H28	佐世保市における町内会等の加入促進に関する協定の締結 (H28. 11)	長崎県宅地建物取引業協会佐世保支部、全日本不動産協会長崎県本部、佐世保市連合町内連絡協議会及び市の4者で、町内会加入促進に関する協定を締結。

年度	取 組 状 況	
H28	第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定 (H30.3)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定に際し、H30.2.26～3.27の間、パブリックコメントを実施。 ・平成30年度から令和4年度までの5年間にわたる「地域コミュニティ推進事業」の具体的な施策推進の年次計画として策定。
	佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例 (H30.4.1 施行)	地域コミュニティの活性化の推進に関する基本理念や、市民等、住民自治組織、事業者及び市など各主体の役割、町内会加入促進等の取組み及び地区自治協議会の設置等を条例として制定。

【第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画】

年度	取 組 内 容	議 題 等
H30	第1回地区自治協議会連絡会議 全体会議 (H30.4.24)	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市地区自治協議会連絡会議の運営要領（案）について ・佐世保市地区自治協議会の連合組織化について
	地区自治協議会認定式 (H30.4.24)	
	地区自治協議会連絡会議 第1回ブロック会議（北部 H30.6.12、中央 H30.6.14、西部 H30.6.25、東部 H30.6.29）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画について ・地区自治協議会連合組織化について（ワークショップ）
	公民館運営審議会及び社会教育委員の会 (H30.8)	公立公民館のコミュニティセンター化について
	公民館運営審議会及び社会教育委員の会 諮問 (H30.9)	【諮問事項】 公立公民館のコミュニティセンター化に伴う社会教育のあり方について
	第2回地区自治協議会連絡会議 全体会議 (H30.10.10)	地区自治協議会の連合組織化の方向性について（特定目的法人設立について説明）
	公民館運営審議会及び社会教育委員の会の合同会にて協議 (H30.11)	【諮問に係る協議事項】 公立公民館のコミュニティセンター化に伴う社会教育のあり方について

年度	取組内容	議題等
H30	公民館運営審議会委員長及び社会教育委員長から答申 (H30. 12)	【諮問に係る協議事項】 公立公民館のコミュニティセンター化に伴う社会教育のあり方について
	地区自治協議会連絡会議 第3回ブロック会議 (東部 H31. 1. 21、西部 H31. 1. 23、中央 H31. 1. 30)	・コミュニティセンター化に係る進捗状況 特定目的法人を運営主体とする指定管理者制度導入 (案) について説明 ・連合組織化について ・再編合流について (青少年健全育成会、福祉推進協議会)
	第3回地区自治協議会連絡会議 全体会議 (H31. 2. 15)	・防災情報に関する連絡方法について ・町内会活性化に向けた取組み
	地域コミュニティ活性化シンポジウム開催 (H31. 2. 15、参加者 240名)	
	H31. 2月～3月 地区自治協議会訪問	特定目的法人による指定管理及びコミュニティセンター長の地区自治協議会事務局長兼務について
	公民館運営審議会及び社会教育委員の会 (H31. 3)	公立公民館のコミュニティ施設化について
H31 (R1)	第1回地区自治協議会連絡会議 全体会議 (H31. 4. 16)	・地域コミュニティ推進事業補助金について ・町内会長研修会について ・地域避難所自主運営試行事業について
	第2回地区自治協議会連絡会議 全体会議 (R1. 7. 9)	・地区自治協議会の活性化に向けた取組みについて (今後の進め方) →ワーキング会議を行いながら進めていくことを承認
	地区自治協議会第1回ワーキング会議 (R1. 9. 9)	・ワーキング会議の趣旨及び進め方について ・意見交換 (地域コミュニティ活性化の目的、地区自治協議会の活性化を図るための各主体の役割について)
	地区自治協議会第2回ワーキング会議 (R1. 10. 16)	・意見交換 (公立公民館のコミュニティセンター化について) ①公民館とコミュニティセンターの比較 ②コミュニティセンターの他都市の事例 ③コミセンってどんな施設 (市職員のイメージ) ④公民館設置の背景、運営状況等について

年度	取組内容	議題等
H31 (R1)	地区自治協議会第3回ワーキング会議 (R1. 11. 27)	意見交換（コミュニティセンターの運営主体について） ①公民館とコミュニティセンターの比較 運営主体のパターンによる比較 ②コミセン化による利用者の利便性向上の可能性（他都市の事例）
	地区自治協議会連絡会議 第1回ブロック会議（中央 R1. 12. 18、北部 R1. 12. 19、西部 R1. 12. 19、東部 R1. 12. 23）	・地区自治協議会ワーキング会議の報告（地区自治協議会活動における各主体の役割、公立公民館のコミュニティセンター化について、コミュニティセンターの運営主体について） ・ご近所 SNS「マチマチ」について
	地区自治協議会第4回ワーキング会議 (R2. 1. 29)	意見交換 ①コミセン化に伴う地区自治協議会事務局の支援の在り方 ②自治協事務を担う体制例 ③事務局機能の個別説明
	地域コミュニティ活性化シンポジウム開催（R2. 2. 10、参加者 192名）	
	R2. 2月～3月 ワーキングメンバー以外の自治協訪問	コミュニティセンターの運営手法について説明及び意見聴取
	R2	地区自治協議会個別訪問（5～6月）
	社会教育委員の会（R2. 5）	公立公民館のコミュニティセンター化に伴う社会教育の担保について
	公民館運営審議会（R2. 5）	
	第1回地区自治協議会ブロック代表者会議（R2. 7. 27）	・ブロック代表者会議について ・コミュニティセンターに係る今後のスケジュール ・防災情報の地区自治協議会への伝達方法について
	第2回地区自治協議会ブロック代表者会議（R2. 10. 9）	・コミセン化について ・補助金について ・地域自治の整理について ・事務局体制について ・町内会加入促進チラシについて

年度	取組内容	議題等
R2	公民館運営審議会及び社会教育委員の会の合同会にて協議 (R2. 10)	公立公民館のコミュニティセンター化について
	地区自治協議会連絡会議 第1回ブロック会議 (中央南 R2. 10. 30、中央北 R2. 11. 4、西部 R2. 11. 13、東部 R2. 11. 16、北部 R2. 11. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミセン化について ・事務局体制について ・補助金について ・町内会加入促進チラシについて ・地域自治の整理について
	地区自治協議会から要望書提出 (R2. 12. 25)	<ul style="list-style-type: none"> 「地区自治協議会の運営基盤」の支援強化について ・コミュニティセンターと地区自治協議会との連携・協力体制の確立 ・事務局体制維持のため人件費補助の増額 ・補助金の一括交付金化
	地区自治協議会個別訪問 (R3. 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書の回答について ・令和3年度の事業について
R3	第1回佐世保市地域運営研究会代表者会議 (R3. 6. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ・経緯・経過共有 ・現状共有
	第1回佐世保市地域運営研究会 (R3. 7. 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の進め方
	第2回研究会資料説明用動画作成→自治協へ配付 (R3. 10. 6)	
	第2回佐世保市地域運営研究会代表者会議 (R3. 10. 27)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協の本質的役割 ・適切な運営 (協議・実行)
	第2回佐世保市地域運営研究会 (R3. 11. 5)	<ul style="list-style-type: none"> について現状と方向を整理・確認した
	第3回佐世保市地域運営研究会代表者会議 (R3. 12. 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制について

年度	取組内容	議題等
R3	ブロック会議（中央南 R3. 12. 20、西部 R3. 12. 21、東部 R3. 12. 22、中央北 R3. 12. 22、北部 R3. 12. 27）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局体制について
	地区自治協議会から要望書提出（R4. 1. 20）	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度要望事項の早期実現について ・LED 防犯灯器具交換等補修に関する補助制度の新設について
	第 4 回佐世保市地域運営研究会代表者会議（R4. 3. 16）	<ul style="list-style-type: none"> ・財源はどうあるべきか ・拠点性をどう考えるか
	第 3 回佐世保市地域運営研究会（R4. 3. 22）	
R4	第 1 回佐世保市地域運営研究会代表者会議（R4. 4. 20）	第 3 期佐世保市地域コミュニティ推進計画策定にかかる今後の進め方について
	第 1 回佐世保市地域運営研究会（R4. 6. 8）	
	ブロック会議（東部 R4. 6. 20、西部 R4. 6. 28、中央南 R4. 6. 29、北部 R4. 6. 30、中央北 R4. 7. 6）	過去の計画（提言書、指針、計画等）についての説明
	第 2 回佐世保市地域運営研究会代表者会議（R4. 8. 19）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期佐世保市地域コミュニティ推進計画の評価結果 ・評価から見えてくること、市の振り返りや改善の方向性について
	地域コミュニティ活性化シンポジウム開催（R4. 8. 29、参加者 118 名）	
	第 2 回佐世保市地域運営研究会（R4. 11. 4）	アンケート結果報告等、第 3 期佐世保市地域コミュニティ推進計画の骨格について
	第 3 回佐世保市地域運営研究会（R4. 12. 19）	第 3 期佐世保市地域コミュニティ推進計画の素案について

【1 町内会の活性化】

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(1) 町内会の継続的な運営・活動	(ア) 町内会活動に対する行政支援	①町内会活動に対する各種補助金等による支援	・集会所等施設整備、敬老行事、環境美化など町内会活動に対する各種補助制度や、市民活動保険や町内会の法人化など町内会活動を支援する各種制度の継続実施
		②地域課題解決に向けた町内会活動支援制度の検討	・コミュニティセンター施設使用料の免除 ・町内会自らが地域課題に向けた取組みに対する協議の場をもてず、支援まで至らなかった。
	(イ) 町内会の負担軽減の推進	町内会への依頼事務等の見直し	・町内会への依頼事務等に際する注意事項等の周知を図ったが、十分な見直しまでは至らなかった。
		③各種補助金申請等に関する行政窓口の一元化及び簡素化の推進	・町内会補助金関係申請書類の一括送付の継続実施 ・各補助金申請手続きの簡素化の検討をしたが、実現できずに町内会の負担軽減まで至らなかった。
		④町内会未加入世帯への情報伝達方策の検討	・令和3年度に町内会加入促進PR動画素案を作成した。 ・令和4年度にPR動画を作成し、市ホームページ（YouTube）等による周知を準備中
	(ウ) 行政による相談・助言や情報提供	⑤町内会に関する研修会・情報交換会等の実施	・町内会からの電話、窓口による各種相談の実施（50～100件/日） ・町内会会長研修会の継続実施（R2, R3は新型コロナウイルスの影響により中止）
	(エ) 町内会における情報発信・情報管理	町内会専用ホームページ等による情報発信の支援	・令和元年度に、町内会エリアの地図データを市HPに公開。 また同年度に地域SNS「マチマチ」による情報発信（令和4年5月で同サービス終了し、新たな検討が必要になった。）
(オ) 町内会と多様な主体との連携・協力の促進	町内会とNPOなど目的型市民活動団体、企業、大学等とのマッチング支援の検討	・NPO団体による専門講座の実施（平成30年度6回、令和元年度3回、R2, R3は新型コロナウイルスの影響により中止）	

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(2) 町内会 加入促進の取 組み	(ア) 行政による加入 促進	⑥転入者等への加入案 内・加入促進	・転入者等に対し町内会加入案内チラシ及び加入案内連絡票の配布の継続実施
		加入促進月間の設定、イ ベント等での加入促進	・毎年11月を加入促進月間とし、本庁舎に懸垂幕を掲示 ・イベントや小学校等での加入促進 ・リーフレット配布
		大学生や新成人等に対す る加入促進	・大学新入生オリエンテーションに出席し説明（県立大学・長崎国際大学）（令和2、3年 度新型コロナの影響により未実施）
	(イ) 町内会と連携し た加入促進	⑦加入促進事例やノウハ ウ等の情報交換	・町内会活動活性化ガイドラインの配布
	(ウ) 事業者と連携し た加入促進	官公署・企業の職員・従 業員に対する加入促進	・事業所訪問、リーフレット配布 （平成30年度に加入促進案内の実施、官公署18件、小中学校72件、企業213件、大学3 件、高校他18件、計324件） （令和3年度は新型コロナウイルスの影響により未実施） ・地域コミュニティ条例周知（令和元年度に商工会議所を通じ3,300社）
	(エ) 住宅関連事業者 と連携した加入促進	⑧集合住宅居住者への加 入案内・説明会の開催	・開発計画事前審査に参加し、開発事業者への町内会情報の提供並びに加入促進を依頼。 （令和2年度より書面開催）
	(オ) 集合住宅におけ る町内会加入促進に向 けた研究・検討	マンション管理組合の自 治活動の促進	・マンション事業者と協議 （上記エと同様）
		集合住宅における町内会 加入促進に向けた 研究・検討	・宅建協会、全日本不動産協会とアンケート及び情報交換の実施 （平成30年度に両者に対しアンケート、令和元年度に宅建協会と情報交換、令和2年度に 全日本不動産協会と情報交換）
(カ) 市職員の加入及 び活動参加等の促進	職員加入状況調査、職員 研修等の実施	・市職員加入状況の継続実施（令和3年度に未加入職員向け説明会の実施） （市職員町内会加入率：平成29年度95.6% 令和3年度94.6%）	

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(3) 持続可能な町内会の仕組みづくり	(ア) 町内会活性化ガイドラインの推進	町内会再編に対する支援	・町内会からの相談・助言対応したが、町内会の再編までは至らなかった。 (令和元年度相談2件)
	(イ) 町内会再編に向けた支援	町内会再編支援補助金の運用	・平成26年度から町内会再編支援補助金による支援を行ったが、再編支援の実績がなかった。 (令和2年度までで運用を停止した。)
	(ウ) 再編町内会における町内集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討	再編町内会における町内集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討	・上記(イ)の未実施により未検討

【2 地区自治協議会の運営・活動の充実】

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(1) 組織の環境整備	(ア) 地区自治協議会の認定	地区自治協議会の認定	平成30年4月までに、27地区自治協議会が認定を受け、設立。運営や活動を支援。
	(イ) 既存の地域団体との再編・合流の推進	⑨地区自治協議会と地域団体との再編・合流の推進	<p>・市として、地区自治協議会や既存の地域団体へ再編合流に向けた説明を行い、再編合流した地区は補助金の統合を行った。</p> <p>再編・合流した地区は次のとおり。生涯学習推進会以外の地域組織との再編・合流は一部に留まった。</p> <p>再編合流状況は、R4.3現在、連合町内会：16地区、生涯学習推進会：27地区、青少年健全育成会：8地区、福祉推進協議会：3地区。</p> <p>・地域からは、再編合流以外の方法を望む声もあり、令和3年度地域運営研究会で考え方（地域組織と連結する方法を確認）を整理。（再編合流の効果を得られる限り、統合の形式にはこだわらない）</p>

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(2) 運営体制の充実	(ア) 事務局長の地域選任の促進	⑩地域からの事務局長選任	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からの事務局長を将来的にコミュニティセンター長が担う方向性で検討してはどうかとの市から提案を行ったが、反対意見が多かった。 ・令和3年度ブロック会議での意見等を踏まえ、引き続き整理、検討中 ・令和4年度まで、コミュニティセンター長が事務局長を兼務できると整理。
	(イ) 事務局支援のあり方に関する検討	⑪事務局支援補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度、生涯学習推進会と合流し、地域から事務局長を選任した場合の人件費補助を100万円から110万円に増額。 ・平成30年度、事務量調査を実施。 ・令和2年度、地区自治協議会からの要望を受け、令和3年度から人件費補助を110万から130万に増額。 ・コミセン化に伴い、コミュニティセンター長及び職員の事務分担に自治協支援を明記
	(ウ) 事務局職員のスキルアップ支援	事務局実務マニュアルの作成 事務局職員研修等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月、地区自治協議会事務局参考用と運営の手引きを作成 ・平成30年度、令和元年度に研修会を実施 (令和2年度、3年度は、新型コロナウイルスの影響により中止) ・令和2年度以降は、一堂に会したのではなく、コーディネーターが各地区を訪問し支援を行った。
	(エ) 専用ホームページ等インターネットを活用した情報発信	⑫専用ホームページ等による情報発信の促進	<p>【実施主体】地区自治協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページによる情報発信は2地区。 ・インスタグラムやフェイスブックによる情報発信を行っている地区があり、若い世代をターゲットとした情報発信を行っている。 <p>【実施主体】地区自治協議会・市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度にマチマチの紹介を市より行った。自治協7地区が導入したが、マチマチが令和4年5月に廃止となっている。他の地区自治協議会での情報発信が進んでいない。

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(3) 地域課題の解決に向けた活動の充実	(ア) 地域課題の解決に向けた取組み	⑬地域防災、地域福祉、子育て支援等の地域課題に対応した活動の実施	<p>【実施主体】 地区自治協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画の策定やお助け隊の取組み、ホームページの検討会、人材育成研修等 <p>【実施主体】 市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ推進事業補助金及び地域の絆づくり支援事業補助金により活動を支援 ・佐世保市地区防災計画策定推進事業補助金による地区防災計画策定の支援 ・地域運営研究会において、重要課題解決の方法をどう考えるのか（まちづくりへの関与はどうあるべきか）について、現状と方向を整理・確認した。（地域の問題への対応として、「優先順位の高い順」に、できる範囲で、「協議・調整」と「実行」する）
	(イ) 補助金制度の見直し	⑭-1 地区自治協議会に対する補助金の包括化及び補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・再編合流団体への補助金を地コミ補助金へ包括 ・事業費配分を地域の裁量で可能 ・補助対象経費を最大限緩和 ・補助率 10/10 へ変更
	(ウ) 補助金の一括交付金化	⑭-2 一括交付金制度の導入	<p>上記により、制度的に他都市の一括交付金と同じとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動費と人件費の融通に関する要望を受け、検討中。 ・その他さらに使いやすい制度となるよう検討を進める。
	(エ) 自主財源の確保	⑮自主財源確保に向けた検討	<p>【実施主体】 地区自治協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度コミュニティビジネス勉強会への参加 ・取り組みの検討に着手 <p>【実施主体】 市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度コミュニティビジネス勉強会を2回開催。
	(オ) 地区自治協議会連絡協議会の設置	⑯地区自治協議会連絡協議会の設置	平成30地区自治協議会連絡会議を開催し、地域からの意見としては、地区自治協議会が発足したばかりで、時期尚早という結論になった。

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
	(カ) 地区自治協議会と多様な主体との連携・協力の推進	地区自治協議会と NPO など目的型市民活動団体、企業、大学等との連携・協力体制の構築	<p>【実施主体】地区自治協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元大学との連携による地区の街並みや祭り、住民の様子を収めた写真集制作、ふるさと写真ロビー展開催、地元企業参加型交流会の開催など、多様な主体との連携活動を行っている。
(4) 拠点施設の機能充実	(ア) 地区公民館からコミュニティセンターへの移行	⑰コミュニティセンターへの移行	令和3年4月、公立公民館からコミュニティセンターへ移行
	(イ) 指定管理者制度の導入	⑱コミュニティセンターの段階的な指定管理者制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・市が出資した特定目的法人を立ち上げコミュニティセンターの運営及び地区自治協議会の事務局機能を担わせてはどうかと市より提案を行った。 ・令和元年度、ワーキング会議（4回）、ブロック会議（1回）、全体会議（2回）を開催し、地域からの意見としては、市直営で施設管理をしていくという意見が多数であり、特定目的法人はもとより、地区自治協議会による指定管理制度については時期尚早という結論になった。 ・ワーキングメンバー以外の各地区自治協議会を訪問し、コミセンの運営手法について説明し、意見を聴取。
	(ウ) 拠点施設等の整備	⑲地区自治協議会拠点施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地区自治協議会設立時に全地区コミセン内に事務局執務室を整備済。 ・全市的な公共施設の長寿命化計画を進めており、同時に事務スペースの確保等、必要な整備に努める。 <p>改修：江上、宮、小佐々、 新築：相浦、吉井</p>

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(5) 町内会との連携	(ア) 地区自治協議会での町内会の課題共有	⑳-1・㉑-2 地区自治協議会での町内会に関する課題の協議	【実施主体】地区自治協議会 ・地区自治協議会の総務部会において、町内会と情報共有。 ・既に、町内会長の集合体を総務会と位置づけ、役員会の事前承認機関として運営されている地区がある。この地区を参考に、令和3年度地域運営研究会で考え方を整理
	(イ) 地区自治協議会と町内会との役割分担		【実施主体】地区自治協議会 ・町内会で解決できない課題や、複数の町内会にまたがるような課題を地区自治協議会が解決している地区を参考に、令和3年度地域運営研究会で考え方を整理
	(ウ) 地区自治協議会と町内会との人材交流	㉒防災訓練や世代間交流行事業等による人材交流の実施	【実施主体】地区自治協議会 ・令和2年度、3年度については、新型コロナウイルスの影響で事業の実施があまりできなかったものの、感染対策を講じながらイベント等を実施。その他、地区防災計画を策定し、その後防災訓練を実施するなど新たなコミュニケーションの場を創出している。

【3 地域コミュニティの活性化を推進して いくための基盤強化】

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
(1) 広報啓発	(ア) 行政による広報	市のホームページや広報紙による広報啓発	・市ホームページで地区自治協議会だよりを随時掲載 ・広報させぼで、各地区自治協議会を紹介 (H30.6月号～R2.9月号)
	(イ) 地域コミュニティポータルサイトの作成	地域コミュニティポータルサイトの作成	・ホームページ制作、運営 2地区 ・マチマチ (SNS) の導入 自治協7地区、町内会4地区 ・その他 SNS (インスタグラム、フェイスブック) 自治協2地区
	(ウ) 地域コミュニティに関する意識啓発	出前講座、説明会・研修会の開催	・出前講座：平成30年度1回、令和元年度3回実施 ・町内会長研修毎年度実施 (R2、R3は新型コロナウイルスの影響により中止) ・事務局職員研修を毎年実施 (R2、R3は新型コロナウイルスの影響により中止)

施策の方向性		具体的な取組み	
中項目	小項目	概要	取組内容
	(エ) 地域コミュニティ 顕彰制度の検討	地域コミュニティ活動に 対する顕彰制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウムでの事例発表を実施（R2、R3 はコロナの影響により中止） ・自治協代表者の善行功労表彰については、町内代表者や民生員等の基準を参考にしながら 今後検討。
(2) 人材発 掘・人材育 成	(ア) 多世代交流の場の 創出	②伝統行事、地域の魅力 発見事業等の実施	【実施主体】 地区自治協議会・町内会 令和2年度、3年度については、新型コロナウイルスの影響で事業の実施があまりできな かったものの、対策を講じながら、多世代交流イベントや文化講演会など実施している。
	(イ) 人材育成機会の提 供	③活動発表会、リーダー 養成講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県主催の地域づくりに関する研修会の案内 ・地域コミュニティ活性化シンポジウムを開催（R2、R3 はコロナの影響により中止） ・コミュニティセンター職員に対する研修会実施。
	(ウ) 次世代を担う子ど もたちの育成	④子どもへの地域コミュ ニティ学習機会の創出	【実施主体】 市 <ul style="list-style-type: none"> ・地域学校協働活動 ・放課後子ども教室やサマースクールなど、自然、歴史、伝統体験学習実施 ・平成30年度、令和元年度、市内小学校全校（4～6年生）へパンフレット「町内会ってな ～に？」を配付
	(エ) 市職員の意識改革	市職員の研修等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修を毎年度実施 ・平成30年度、31年度に消防職員管理職研修実施 ・階層別研修（主任主事）を平成30年度実施
(3) 新たな取 組みに向け た研究・検 討	(ア) 先駆的な取組みに 関する研究・検討	コミュニティビジネス、 地域担当者制度、地域コ ミュニティ組織の法人化 等の研究・検討	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度コミュニティビジネス勉強会実施 ・先進地視察による研修実施

※令和4年9月時点



A評価(4.0以上) B評価(3.0~3.9) C評価(2.0~2.9) D評価(1.9以下) ※平均2.59



大項目	中項目	小項目
1 町内会の活性化	2.50	(1) 町内会の継続的な運営・活動 2.45 (ア) 町内会活動に対する行政支援 (イ) 町内会の負担軽減の推進 (ウ) 行政による相談・助言や情報提供 (エ) 町内会における情報発信・情報管理 (オ) 町内会と多様な主体との連携・協力の促進
		(2) 町内会加入促進の取組み 2.66 (ア) 行政による加入促進 (イ) 町内会と連携した加入促進 (ウ) 事業者と連携した加入促進 (エ) 住宅関連事業者と連携した加入促進 (オ) 集合住宅における町内会加入促進に向けた研究・検討 (カ) 市職員の加入及び活動参加等の促進
	(3) 持続可能な町内会の仕組みづくり 2.14 (ア) 町内会活性化ガイドラインの推進 (イ) 町内会再編に向けた支援 (ウ) 再編町内会における町内会集会所等施設整備に対する優遇措置の導入に向けた検討	
2 地区自治協議会の運営・活動の充実	2.70	(1) 組織の環境整備 2.92 (ア) 地区自治協議会の認定 (イ) 既存の地域団体との再編・合流の推進
		(2) 運営体制の充実 2.50 (ア) 事務局長の地域選任の促進 (イ) 事務局支援のあり方に関する検討 (ウ) 事務局職員のスキルアップ支援 (エ) 専用ホームページ等インターネットを活用した情報発信
	(3) 地域課題の解決に向けた活動の充実 2.51 (ア) 地域課題の解決に向けた取組み (イ)(ウ) 補助金制度の見直し・一括交付金化 (エ) 自主財源の確保 (オ) 地区自治協議会連絡協議会の設置 (カ) 地区自治協議会と多様な主体との連携・協力の推進	
	(4) 拠点施設の機能充実 2.59 (ア) 地区公民館からコミュニティセンターへの移行 (イ) 指定管理者制度の導入 (ウ) 拠点施設等の整備	
	(5) 町内会との連携 3.31 (ア) 地区自治協議会での町内会の課題共有 (イ) 地区自治協議会と町内会との役割分担 (ウ) 地区自治協議会と町内会との人材交流	
3 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化	2.50	(1) 広報啓発 2.42 (ア) 行政による広報 (イ) 地域コミュニティポータルサイトの作成 (ウ) 地域コミュニティに関する意識啓発 (エ) 地域コミュニティ顕彰制度の検討
		(2) 人材発掘・人材育成 2.61 (ア) 多世代交流の場の創出 (イ) 人材育成機会の提供 (ウ) 次世代を担う子どもたちの育成 (エ) 市職員の意識改革
	(3) 新たな取組みに向けた研究・検討 2.40 (ア) 先駆的な取組みに関する研究・検討	

◎第2期佐世保市コミュニティ推進計画評価に対する市の受けとめ

●中項目の中で評価が高い項目は、自治協が実施主体となる「地区自治協議会の運営・活動の充実（町内会との連携）」のみであり、総じて市の取組みに対しては評価が低い結果であった。

●これは、地区自治協議会の活動は一定実施できているという声が多くあったもので、調査評価結果からも確認できるものとなった。

●一方で、市の取組みが低評価となったのは、市の取組姿勢の不十分さを厳しく指摘されている側面と市の支援策に対する強い期待を込めての評価ではないかと感じている。

●また、地区自治協議会からは、評価する必要があるのかという疑問の声があり、評価をどうつけばいいのかわからないという声も多く、評価のばらつきに繋がったのではないかと思われる。

【1. 町内会の活性化】

小項目番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
1	町内会活動に対する各種補助金等による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種補助金への高評価（6） ・ 各種補助金の広報についての意見（3） ・ 防犯灯補助への意見（2） ・ 施設整備補助への意見（2） ・ 新たな補助制度への意見（2） ・ その他（3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種補助制度の広報について検討が必要 ・ 補助のニーズの把握
2	地域課題解決に向けた町内会活動支援制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会活動の支援制度の検討を進めてほしい（10） ・ 地域課題についての意見（5） ・ 現行の町内会活動の支援制度の継続についての意見（3） ・ その他（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会加入が高まる支援制度が求められている。 ・ 町内会の地域課題について行政や地域による整理の場が求められている。
4	各種補助金申請等に関する行政窓口の一元化及び簡素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区自治協議会の関わりについての意見（10） ・ 一元化や簡素化についての意見（3） ・ 一定の評価（2） ・ 実績報告が負担（1） ・ 提案意見（2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区自治協議会と町内会の情報レベルを合わせる必要がある。 ・ 更なる改善が求められている。
5	町内会未加入世帯への情報伝達方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供方策への提案（8） ・ 動画によるPRについての意見（5） ・ その他（6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの方策以外の新たな取組みが求められている。

小項目番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
6	町内会に関する研修会・情報交換会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・相談分析や体制等について（7） ・研修会開催要請や提案について（10） ・情報提供について（5） ・その他（5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の対策をとったうえでの継続的な研修会の実施が必要とされている。研修会においては他の町内会との情報交換の場とする等、これまでの事務的な研修内容の見直しが求められている。
9	転入者等への加入案内・加入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市の取り組みについて（5） ・加入案内についての提案（6） ・評価について（2） ・その他（4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取り組みの継続と、新たな視点での働きかけが求められている。また、転入者の加入が進んでいるのかの情報が全体としてよくわからないという実態がある。
12	加入促進事例やノウハウ等の情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動活性化ガイドラインについて（7） ・町内会加入、情報交換について（6） ・その他（7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの一定の評価はあるものの、加入促進に関連した事例やノウハウ等内容の更なる充実が求められている。
14	集合住宅居住者への加入案内・説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への働きかけについて（8） ・集合住宅について（4） ・その他（5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への説明が効果につながるような働きかけが必要。集合住宅居住者の入居時に加入につながるようなしくみが求められている。

【2. 地区自治協議会の運営・活動の充実】

小項目番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
22	地区自治協議会と地域団体との再編・合流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再編合流は難しい（12） ・連合町内会は再編合流すべき（3） ・地域組織は再編合流すべき（2） ・その他（1） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進会以外の地域組織は再編合流が一部に留まった。 ・地域からは再編合流以外の方法を望む意見が多くある一方で、地域組織との再編合流、特に連合町内会との再編合流を目指すべきという意見もあり、地域の中でも意見が異なっている。
23	地域からの事務局長選任	<ul style="list-style-type: none"> ・地域選任が望ましい（10） ・一律に行うべきではない（8） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域選任を望む意見、一律に行うべきではないとの意見がそれぞれ同じくらいの数があり、地域の中でも意見が異なっている。

小項目 番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
24	事務局支援補助金の 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長の役割の整理が必要（1） ・ 足りない・見直しが必要（13） ・ 市職員（コミセン含む）の支援が必要（4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局への補助金は足りない、あるいは見直しが必要との意見多数。 ・ 市職員（センター含む）の地区自治協議会支援は、事務局の負担軽減につながるような支援が求められている。
27	専用ホームページ等 による情報発信の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も促進すべき（2） ・ 行政からの支援が必要（7） ・ 紙媒体とインターネット媒体の情報発信の両立が課題（2） ・ 地区自治協議会が専用ホームページ等による情報発信はしない（5） ・ インターネットを介した情報発信の必要性に懐疑的（3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動は高齢の世代が中心で、若い世代の関心が低く、参加が得られにくい。 ・ 高齢者は紙による広報媒体により情報を取得している。（情報取得は回覧板等が中心） ・ 今後、ホームページやSNSを作成、運営したい地区がある一方で、ホームページ・SNS作成はノウハウが無く、立ち上げ後は情報の更新が必須で、運営が困難との地区もある。 ・ インターネットを介する情報発信が、拡散力があると認識されているものの、情報発信する目的やターゲット、目的に見合う情報発信ツールが明確でない。
28	地域防災、地域福祉、子育て支援等の 地域課題に対応した 活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区自治協議会が実施主体として取り組んでいる（今後も継続していくことが必要）（10） ・ 市からの支援が必要（7） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画策定は令和5年度までに全地区で完了予定。地域からの評価も高く、今後も継続していくことが重要で、地域課題への対応は、継続して取り組んでいくことが課題であり、そのための市の支援が求められている。 ・ 地域課題の解決にあたって、コーディネーターの役割が増している。 ・ 具体的な役割がみえない。 ・ 専門的な人材が不足。

小項目 番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
29	地区自治協議会に対する補助金の包括化及び補助金の見直し/一括交付金制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使いやすくなった (11) ・ さらに使いやすくなるよう期待している (4) ・ 使い勝手が悪い (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率 10/10 への改正に合わせ、補助対象経費の拡充により、事務処理の手間が減り、使い勝手が良い補助金となったものの、さらに使いやすい制度が求められている。
30	自主財源確保に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティビジネスへの取り組み必要 (2) ・ 地区自治協議会がコミュニティビジネスをする必要はない (9) ・ 法人税のハードルが高く取り組めない (2) ・ ビジネスの前に運営基盤の強化が先 (3) ・ その他 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティビジネスを実施する「必要性がない」、「難しい」等という意見が多数を占めている一方で、「必要」、「自治協体制の確立」したのちに実施すべきという意見もあり、自主財源確保に関する自治協の考え方は地区によって異なる。
31	地区自治協議会連絡協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置に賛成 (5) ・ 時期尚早 (7) ・ 設置すべきでない (3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織化が必要とする意見がある一方で、時期尚早、組織化すべきでないという意見も多数あり、地域の中でも考えが異なる。
33	コミュニティセンターへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミセン化してよかった (3) ・ 変化なし (6) ・ 評価はこれから (課題あり) (6) ・ その他 (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミセン化したことによりコミュニティセンターと地区自治協議会が一体化した運営ができるようになった。 ・ 一方で、住民への認知が低い、コミセン化しても変化がないという意見など、評価はこれからという状況。
34	コミュニティセンターの段階的な指定管理者制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入すべき (1) ・ 時期尚早 (8) ・ 導入すべきではない (6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理を導入すべきという意見がある一方で、時期尚早、導入すべきでないという意見が多数あった。

小項目 番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
35	地区自治協議会拠点 施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室のスペースが狭い（４） ・ 改修（建て替え含む）が必要（６） ・ コミセン事務室と自治協事務室を同じ部屋にする必要がある。（３） ・ ハード整備よりもソフト支援が必要（２） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区自治協議会の事務スペース等が狭隘。 ・ 自治協とコミセンが同一スペースで事務を行い、協力体制を確立することが最も大事である。それが出来づらい。
36	地区自治協議会での 町内会の課題共有 （地区自治協議会での 町内会に関する課題の協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会との情報共有はできている（総務会や総務部会）（13） ・ 町内会との情報共有はできている（総務部会にこだわる必要はない）（２） ・ その他（１） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会等と情報共有し、課題解決に取り組んでいる。
37	地区自治協議会と町内会との役割分担 （地区自治協議会での町内会に関する課題の協議）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会で解決できない課題を自治協で解決している（10） ・ 自治協と町内会の役割分担ができていない（１） ・ その他（２） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会と情報共有を図り、町内会で解決できない課題等について、自治協が支援を行っている。 ・ 一方で、町内会でも自治協でも解決できない課題もあり、市の支援をお願いしたいとの意見もある
38	防災訓練や世代間交流 行事等による人材交流の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材交流事業を行っている（11） ・ その他（１） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会のとりまとめとして、親睦を深める役割は十分行えている。（地区防災計画の策定の取組みや行事、イベントの実施） ・ コロナ感染拡大防止のため事業が出来なかったが、イベント開催では町民ほぼ参加のため人材交流ができています。 ・ 制約の多い中でも工夫をする意識の高まりが見られる。

【3. 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化】

小項目 番号	項目名	意見の分類	意見からみえてくること
43	伝統行事、地域の魅力発見事業等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統行事、地域の魅力発見事業等は今後も必要 (12) ・ 行事の負担感が大きい (2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに、若い人材を発掘するための交流イベントを実施しているが、新たな人材の発掘に結び付いていない。 ・ 自治協主催の交流行事と、各町や学校単位でも行事があり、保護者の負担感がある。
44	活動発表会、リーダー養成講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターと自治協事務局の役割分担が重要 (1) ・ リーダー養成研修的な事業は有効 (7) ・ 事務局能力の高い人材育成が重要 (1) ・ 育成の前に発掘 (1) ・ その他 (1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員後継者育成のため、今後も継続的に研修会の実施が求められている。 ・ 町内会リーダー育成のための研修については、目的を絞った研修会の実施が求められている。
45	子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出は今後も必要 (14) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出は今後も必要

【1. 町内会の活性化】

(小項目) 町内会活動に対する行政支援

1 町内会活動に対する各種補助金等による支援

意見	地区	内容
各種補助金への高評価	6	<ul style="list-style-type: none"> ・集会所等施設整備では、期間限定ではあるが、防衛施設周辺民生安定補助が上乘せされ、便利な補助となった。 ・世帯数が年々少なくなる町内としては敬老会や環境美化の各種補助制度は大変ありがたく使わせてもらっている。 ・市民活動保険のおかげで、町内会活動など各種の地域活動が安心して行えるようになった。 ・施設整備補助金は集会所の建設だけでなく、町内会運営に必要な備品の整備など補助対象も広くとても充実している。同補助金の総額は人口規模が2倍の長崎市と同額程度など、佐世保市の町内会への支援は手厚いと感じている。 ・経年的に地域が必要とするものが変化しており、行政としてそのニーズに対応しようとしている点は、高く評価できる。
各種補助金の広報についての意見	3	<ul style="list-style-type: none"> ・各種支援制度は自治会活動に大きく貢献していると思われる。初めて会長や執行部に就任する人たちにもこうした情報をさらにわかりやすく、事例も含めて紹介する機会も設けて頂きたい。 ・各種補助金制度の分かりやすい説明について、当地区では、町内代表者が短期間（一年で半数以上）で交替するので保存版の冊子等を作成し、誰でも理解できるよう、説明しやすいようにするべきだと思う。 ・市民活動保険は、活動をする上でとても心強いが、町内会長が交替する中で、細やかな説明を要する。
防犯灯補助への意見	2	<ul style="list-style-type: none"> ・役所主体。本当の自治体の意見は反映されているのか？例えば防犯灯助成等。 ・防犯灯関係の補助助成制度の平等化（電力会社パワーズに加入している場合と加入していない場合の取り扱いに差異がある）及び拡充が必要。協定を結ばないところも同様の補助をしてほしい。
施設整備補助への意見	2	<ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市の集会所等施設整備補助金は補助率 1/3 で、補助上限額は 800 万円だが、町内会未加入者増加に伴う会費の減や建築費の上昇等もあり、補助率を 1/2、補助上限額も上げられないのか？長崎市や県内他市の当該補助制度の資料を 6/30 にもらったが、補助率や補助上限額が記載されていないし、説明もなかった。実際はどうなっているのか？ ・集会所等施設整備補助制度の自己資金に苦慮している。
新たな補助制度への意見	2	<ul style="list-style-type: none"> ・安易に補助金額が決定される方向でなく、その行事一つ一つで細かく予算揭示を行い、それに対して、支援できるか（いくら補助ができるかなど）じっくり考えてほしい。そのためには、予定行事のプレゼンを行う機会を設けるべき。 ・市道清掃等の環境美化について、高齢化が進み年々清掃活動を行う人が少なくなっています。草刈り清掃等、近代的な機器導入出来る補助が欲しい。

意見	地区	内 容
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・目立って補助率が向上したり、補助対象項目が増加したといった感じはしません。当地区としては法人化は時期尚早と考えます。 ・町内会の法人化は、地縁団体であれば必要であるがビジネスとしての法人化は町内会は元々ボランティア活動であるのでなじめない。 ・敬老行事であるが、対象者の名簿が民生委員のもとに送られてくるが個人情報であるので民生委員として他人には開示できない、それなのに町内会に予算請求等を求められている。もっと町内会を信じられないのか。

(小項目) 町内会活動に対する行政支援

2 地域課題解決に向けた町内会活動支援制度の検討

意見	地区	内 容
町内会活動の支援制度の検討を進めてほしい	10	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月から地域の小中学校と地域はコミュニティスクールとして市から認定されたが、コミュニティスクール関係の会議をコミセンで開催する場合も学校と自治協が協働するという事で減免をお願いしたい。 ・課題解決のため地域活動事業として、町内会等の加入率向上、地域住民の地域コミュニティへの参加促進等の事業に対して、早急に支援制度化して欲しい。 ・当地区自治協議会が抱える地域課題は、町内会の解散や自治協議会への町内会不参加であると考えます。このような課題に対する支援制度が必要ではないでしょうか。 ・地域課題解決に向けた支援制度は引き続き検討していただきたい。 ・町内会活動の支援ができなかったことに対する評価 ・各自治協の基本は、町内会となるが昨今町内会への理解が得られずに入会してない方が増えている。コミュニティとして加入率の向上を促して欲しい。又各町民への地域コミュニティ参加の支援制度化を願いたい。 ・免除の件、施設利用及び各種団体の方にとって地域住民にとっても支援制度の検討は進めてください。 ・地域の課題解決のための支援までは至っていない。 ・課題解決のため地域活動事業として、町内会等の加入率向上、地域住民の地域コミュニティへの参加促進等の事業に対して、早急に支援制度化してほしい。 ・6/30 に”②地域課題解決に向けた町内会活動支援制度の検討”の補足説明資料をもらったが、そこに記載の補助制度は地元が求める課題解決の一部であり、早急に総合的な地域課題解決に向けた支援制度を検討いただきたい。なお、補足説明資料に市が検討しなかった理由として”自治協が町内会と連携して町内会を支援していくことを優先すべきとの考え方もあり…”とあるが、この考え方は今まで市から示されたことはなく、地区自治協として初めて聞いた。市が検討すべきことをしなかった理由を、自治協の責任にするのは言語道断。

意見	地区	内 容
地域課題についての意見	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必須の地域課題や取り組まなければならない内容は、どの自治会も比較的に関心と考えられる。それらについては、あらかじめ整理してもよいのでは。 ・ 各町内会における諸問題については、それぞれの町内会で解決に努められており、複数の地域にまたがるような問題や当地区全体に関係するような問題については、自治協議会の各部会における協議や市政懇談会における行政との意見交換などにより検討されているものと認識している。ただ、問題解決の道筋を正しく描く方法について、レクチャーなりセミナーなりを行政で主催してもらう必要があるのではないかと考える。 ・ 地域課題の解決は町内会で取り組み、解決できない課題は自治協で協議しそれでも解決出来ないときは行政に要望する。 ・ 地域課題の取り組みは、自治協議会内でも共有しているが、町内会との協議の場があれば望ましい。 ・ 地域課題については、町内会の役員だけではなく、町内に住む全ての人が、大なり小なり感じていると思う。人それぞれ生活時間が違うので、より多くの意見を集めるには、世の中に合わせたSNS利用も視野に入れなければいけない時代に入っている。そのような方法で、よりニーズに合った地域課題を見極め、支援制度へ提案していきたい。
現行の町内会活動の支援制度の継続についての意見	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災計画策定推進事業補助金及び自主運営地域避難所備蓄品等購入費助成金により、防災体制整備に着手でき、大きな支援となった。 ・ 自治協としては毎月の会議や活動等、コミセン施設の減免制度は続けてほしい。 ・ 町内会の運営については、コミュニティ協働推進課をはじめ支所、コミュニティセンターなどに相談にのってもらっており、対応も丁寧で親切である。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「コミュニティセンター施設使用料の免除」は、“②地域課題解決に向けた取り組み”ではなく、①“町内会活動に対する各種補助金等による支援”に入るのでは？

(小項目) 町内会の負担軽減の推進

4 各種補助金申請等に関する行政窓口の一元化及び簡素化の推進

意見	地区	内容
地区自治協議会の関わりについての意見	10	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会から自治協への相談があった場合等、対応に苦慮することがあるため、町内会等への送付文書等を自治協事務局にも送付し、情報共有すべきだと思う。 ・町内会補助金関係申請書類の一括送付は継続して実施してもらいたいが、その書類の書き方について事務局への問い合わせがたくさんある。事務局ではその都度「手引書」を引っ張り出して対応しているが、電話の場合相手を待たせることになり、迷惑をかけることになる。補助金関係申請書の一括書類を事務局へ送って欲しい。 ・複合団体の自治協議会への合流と関係する案件なので、地区によってとらえ方に差が出るのでは。本地区においては、簡素化の恩恵は大きかった。 ・市の各部からの自治協への直接依頼が多くあり申請や補助金の請求等を各自自治協で纏めてコミュニティで対応して貰えれば新任の館長でも馴染みやすくなる。 ・町内会等への送付文書等を自治協事務局にも送付してほしい。 ・一元化を実施すると自治協事務局の負担増となるし、各区において補助申請が異なる ・「各補助金申請手続きの簡素化」で、一昨年頃、市と自治協が1枚の書類を締結すれば各補助金申請手続きはしなくて済むとの話が出て、結局“保留扱い”になったが、その後市はどう結論を出されたのか？
一元化や簡素化についての意見	3	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会の事情により補助金申請事務は様々と考えられます。一つには申請精算書類の作成が重荷なのではないか。 ・窓口の一元化と簡素化を早期に実現してほしい。 ・各町の役員のなり手が無く、高齢者ばかりになっている現状があり各町への依頼事務や申請書類などの窓口を一本化することには賛成する。 ・市当局において、関係各課の申請書などの様式を把握し、一元化や簡素化に向けて、早期な取り組みが必要。 ・HP、メールで提出できる方法も検討してほしい。 ・市各課で補助金手続きが違う（請書提出や、印鑑の有無）ため、まずは各課の手続きを統一して欲しい。 ・手続き簡素化は必要。
一定の評価	2	<ul style="list-style-type: none"> ・一括送付に対する市の取組みへの評価。 ・LED 防犯灯維持管理に関する補助金申請事務の見直しと電灯料の全額補助により、町内会の負担軽減につながり、一定の評価はできる。 ・簡素化・一元化という目標に対しての達成度としては、「あまり出来ていない」となるが、防犯灯維持に係る事務処理の改善という努力の跡が見られる。期待するところ大なりということでの評価である。引き続き改善に努めていただきたい。（デジタルも良し、但し、アナログを軽んじないように）

意見	地区	内容
実績報告が負担	1	・各種補助金申請の手続き簡素化についても補助申請は簡素化できても実績報告は今まで通りだと各町内会の負担軽減にはならない。
提案意見	2	・申請書類に関しては、印鑑省略、できれば名前など、本庁で分かっている部分はあらかじめ印字しておいてほしい。

(小項目) 町内会の負担軽減の推進

5 町内会未加入世帯への情報伝達方策の検討

意見	地区	内容
情報提供方策への提案	8	<ul style="list-style-type: none"> ・早急を実施して欲しい、TV等のメディアを通じ全国民への呼びかけが必要である。 ・町内会加入促進については、未加入者は若い人だけとは限らないので、テレビ佐世保やYouTubeでPR動画を流したり、駅やショッピングモール、大きな公園、アーケード内、各センターなど、あちこちでPRする必要があると思う。本庁ツイッターでもPRし、ユーザーに向けた#(ハッシュタグ)付きRT(リツイート)の呼びかけキャンペーンを行う(PT内からプレゼント贈呈)のはどうか。 ・未加入世帯への情報伝達については、総務部とも連携して様々な媒体による方法を模索していただきたい。 ・ごみ収集、里道の整備、ミラーの設置、防犯灯の設置など未加入者に伝えたい情報は多い。 ・情報は、受ける側が情報源にアクセスしなければ絶対に伝わらない。馬を川に連れていくにはどうしたら良いのか。それを観ることで何かメリットが得られるような、他のおいしい情報とセットで展開する方法を考えた方がいいのではないか。長期的には、小学校からのコミュニティ教育ではないか。 ・町内会に入るとメリットがあるという事を行政も広く広報してほしい。 ・場合によっては非加入者はゴミ箱(町費で設置)が使えないとかゴミ袋は自分で購入しなければならない等決めて、町内会と地域住民が力を合わせて住みやすい町にしようと努力していることを周知させてほしい。 ・未加入の方は、市のホームページに興味を持っていない。TVキラット佐世保で呼びかけて欲しい。
動画によるPRについての意見	5	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会未加入世帯の方に動画も良いと思うがペーパーによる伝達も検討して頂く事。 ・PR動画により町内会加入促進につながるか検証したい。 ・PR動画を見た人が、町内会に加入したい。しなければならない。と思えるような内容にして欲しい。 ・PR動画は周知の準備中ということで、評価できない。

意見	地区	内容
その他	6	<ul style="list-style-type: none"> ・市職員が、率先して町内会に加入し町内会の担い手として、活動することが大切。 ・自治協議会の根底をなす自治会は近年加入者が減少し、高齢化、人口減少に伴い将来的に存続が危機的状況になるのではないかと思われる。今のうちに効果的な施策が望まれる。 ・PR活動とともに、積極的に参加希望が増えるような自治会活動の在り方の再検討が必要。 ・新規入居者が判明したら各町に連絡して欲しい、こっちからゴミ出し方法や町内会費について説明する。 ・“町内会未加入世帯への情報伝達方策の検討”よりも、いかに加入させるかに注力していただきたい。 ・町内会加入世帯100%のため該当しない。

(小項目) 行政による相談・助言や情報提供

6 町内会に関する研修会・情報交換会等の実施

意見	地区	内容
相談分析や体制等について	7	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談件数（50～100件/日）の相談内容を整理・分析しているのか？ ・相談する課によってとても親切に相談に乗ってくれてるところと、聞くだけ聞いて検討しますと言ったまま、数カ月間ほったらかしで担当も変わって引き継ぎもないところがある。職員研修もお願いしたい。 ・各種相談件数（50～100/日）の相談内容を整理・分析しているのか新型コロナウイルスの影響で中止とはせず、他の方法で各地区自治協議会での町内会への説明は必要。 ・コロナウイルス発生が色々な相談多く有ると思うので各自治協に市の指導によりWEBカメラ、マイクなど整備してトラブル相談も受け付ける事が出来る。ただし情報には十分注意する。 ・“電話、窓口での各種相談”では、特に町内会が抱える課題の相談が重要だが、相談体制はどうしているのか？（町内会内のトラブル、運営等難しい内容のため、相談員は町内会長経験者が望ましい。） ・各種相談が1日に50～100もコミュニティにあるとの事だが、どんな相談があったのか、自治協にも相談があると思うので教えて欲しい。 ・100件/日であれば27自治協に毎日1件以上となるが、本当なのか。

意見	地区	内容
研修会開催要請や提案について	10	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍ではあるが、新任の町内会長に対してはブロック別で研修会をぜひ開催していただきたい。 ・次年度は是非実施してほしい。 ・新型コロナウイルスの影響で中止とはせず、他の方法で各地区自治協議会での町内会への説明は必要。 ・町内会に関する研修会に、会長だけを集めるのではなく、次の時代を担う若い方も気軽に参加できる研修にしても面白いのではないかと。※④で加入促進PRをするのであれば、こういうことにも直結すると思う。 ・“町内会会長研修会の継続実施”とあるが、対象は新任の町内会長だけでなく、全町内会長を対象にして、各地域で取り組まれている魅力的な活動や取組み、また町内会が抱える共通課題（未加入者、役員のみで不足等）に対する情報提供が必要。 ・このため、新型コロナの影響があるので直ぐ中止するのではなく、知恵を絞ってできるだけ開催していただきたい。（例：市の指導により各自協はWEBカメラ、マイクを整備済のため、ZOOMを使ってオンラインで研修会を開催する） ・新しい区長の研修は必要だと思う ・町内会の情報共有は、不可欠であり研修会等をぜひ実施してほしい。 ・ネットワーク環境さえ整えば分散開催も可能なので、一堂に会することにこだわる必要はないと思う。また、いくつかのテーマを設定した分科会を企画してはいかがか。 ・新たに町内会会長となられた方への研修は、必要である。コロナで中止されているが、ブロック毎の研修やオンライン研修等方法はいくらでもあると思う。
情報提供について	5	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市等の事例(町内会研修会)を参考に、情報提供が必要。 ・町内会長研修会等の機会を利用して各町内会の運営や活動に関する情報提供をお願いしたい。 ・教育、保健所等と連絡を密にし自治協内の学校閉鎖学級閉鎖をコミュニティから伝えて欲しい。 ・自治協内の重大犯罪や災害情報についても伝えて欲しい。
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ・PR活動とともに、積極的に参加希望が増えるような自治会活動の在り方の再検討が必要。 ・申請書やアンケートの返却も返却用の切手付き封筒が同封してあるところと町内の手出しで出さなければならない所があり返信用封筒を同封してもらえないか。 ・町内会長研修会中止であれば致し方ないと思います。町内会・自治協議会に対する行政側からの依頼事務などの方が多くはないですか。何らかの依頼が1件あれば総計700件の依頼があることになります。（700町内会として）

(小項目) 行政による加入促進

9 転入者等への加入案内・加入促進

意見	地区	内容
現在の市の取り組みについて	5	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の未加入世帯の加入促進は、町内会が主体となって取り組むことが基本ではあるが、市も様々な加入促進策を実施していただき、とても心強い。 ・転入者に対して町内会に入るよう強く働きかけてほしい。 ・継続的に実施してほしい。 ・転入者等に対して町内会加入の案内チラシ等を配布されているようであるが、転入者キット（転入者向け各種文書、案内チラシ入れ袋）に入れてあるだけで、町内会加入の声かけはされていない。さらなる転入者等への加入案内・加入促進のため、町内会加入の声かけは行うべき。
加入案内についての提案	6	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで実施されたテレビさせばでの町内会の PR は少しは効果があったのではないかと。積極的に見ようと思わないでもテレビで流れてくるものは自然と目に入る。市役所窓口での加入案内はもちろん、テレビによる広報を検討していただきたい。 ・自治会への加入促進については、強制力があるわけではない場合、加入する意義・メリットを住民が感じられなければ、積極的な動きにはなりにくい。今の時代は福利厚生的な活動に一義的な魅力を感じる住民がどれほどいるのかは疑問。各自治会は合理的な優先順位のもと、住民生活に資する活動を一定明確に示し、理解を得ることが今後は必要。 ・案内チラシの中に、町内会に入会した人の声などを掲載するとよいのではないかとと思う。 ・これまでの加入案内や促進方法では効果はあまり得られず、これに加えて新たな施策を講じる必要がある。 ・比較的規模の大きい不動産仲介会社は、コミュニティ形成に消極的（否定的）であるという印象がある。入居者に対する積極的な働きかけをして、入居者が地域コミュニティに加入した実績がそれなりにある企業（会社）を表彰してはいかがか。 ・町内会によって、加入しないとゴミを出せないと脅している地域もあると聞く。威圧は何の PR にもならず、トラブルの元となり、市の印象も悪くなるので、法律に則り、より分かりやすい案内チラシを目指してほしい。
評価について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者等へチラシ等の年間配布件数、加入案内連絡票の年間提出数、年度別の変化等によりこの事業の評価がされる。 ・各自治協での年間配布数と加入率が解かれれば開示してほしい。
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の窓口で、どのような方法・状態で配布されているかが不明確だが、形式的になって居なければ良いが、実態的に加入が促進されている実感がない。町内会に加入するメリットよりも、デメリット（会費を払う、町内行事に参加する、役員に成らなければ成らないなど）また、市・県その他からの広報などの情報は、インターネット等で簡単に入手できる為、加入しなくても不便を感じていない。 ・今年度3件の持ち家世帯が転入したが、町内会には加入してもらえず、何が加入をためらっているのか調査してもらいたい ・どこの役割？ ・該当しない。

(小項目) 町内会と連携した加入促進

12 加入促進事例やノウハウ等の情報交換

意見	地区	内容
町内会活動活性化ガイドラインについて	7	<ul style="list-style-type: none"> ・新しく区長になられた方は、このガイドラインは参考になると思うので良いことだと思う。 ・町内会活性化ガイドラインには町内会への勧誘のやり方など加入促進について、18ページにわかりやすく解説されており参考にしている。よくまとめられている。そのほかの情報も含め町内会に十分に届くよう発信方法に工夫が必要ではないか。 ・ガイドラインの作成・配布等の取り組み自体は既存の動きの中では有効。加入率が本格的に下がってきた場合に備えて、自治会が取り組むべき活動とその優先順位を整理し、住民が納得できる意義を示せる形を明確化していくことが今後の課題。 ・ガイドラインがあってもこれが活用されなければ意味がなく、町内会の人材確保や活動に重点をおく必要がある。 ・ガイドラインは配布されたのだろうがほとんど活用されていないのではないか。配布したからといって達成されたこととは異なる。しっかり評価すべきである。 ・町内会加入促進においては、ガイドラインにそって、役員全てがより一丸となって、内容把握に努めなければいけないと思う。
町内会加入、情報交換について	6	<ul style="list-style-type: none"> ・町内加入の案内としてチラシ等の配布に対し十分に効果が有と思う。 ・当地区は、他と比べ加入率は高いほうであるが、今後未加入者の増加が心配である。 ・活動の手引きや補助金支援制度の冊子も必要だが、加入促進に成功した事例やノウハウなどを一緒に掲載して欲しい。 ・町内会活性化ガイドライン配布だけでなく、町内会への加入促進の情報交換は実施しているのか？ ・集合住宅の世帯は、町内会に加入はゼロである。市と町内会が連携した実績は皆無である。 ・町内会が転入者に加入促進の働きかけをしているので、リーフレットやボールペン各町内にもっと積極的に配布すべきでは？事前に地区自治協議会に預けた方が良いのでは？
その他	7	<ul style="list-style-type: none"> ・よく分からない。 ・情報交換の例は、寡聞にして存じ上げない。1(1)(ウ)⑤の分科会のテーマになり得るのではないか。 ・市民課と協調して転入者へのガイドライン配布だけではなく転入先の公民館長等に情報提供をお願いします。又当市では、斜面地から新興住宅の転居が多くその情報をお願いします。 ・年度別の数値の公開をお願いします。 ・どこの役割？ ・“加入促進事例やノウハウ等の情報交換”で、ガイドライン配布だけでは不十分。これ以外にどのような取り組みをされたのか？ ・該当しない。

(小項目) 住宅関連事業者と連携した加入促進

14 集合住宅居住者への加入案内・説明会の開催

意見	地区	内容
開発事業者への働きかけについて	8	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者への町内会の案内や加入促進を依頼後の町内会との連携が必要である。 ・継続的に実施してほしい。 ・開発事業者への町内会の案内や加入促進を依頼後の、町内会との連携が必要。 ・開発事業者に加入促進してもあまり効果は期待できず、実質的には家主、居住者へ促進することが重要だと思われる。 ・この活動の効果を判断する材料を持ち合わせていない。町内会活動にとどまらず、地区自治協議会への参加を促すこともお願いしたい。単独町内会長として言わせて頂けば、積極的に開発事業者から町内加入の話を頂いたことはない。 ・開発事業者は、契約世帯に代わって町内会費は払うが町内活動は遠慮したいという申し出があった。これでは地域コミュニティの醸成は図れない。 ・開発業者や建設者は、公民館長の許可が必要なので事前説明が有るのだがその時には居住者の公民館への加入を約束するのだが建設後集合住宅の所有者は別であり約束が反故にされがち。
集合住宅について	4	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅居住者に対しても町内会へ入るように強く促してほしい。 ・集合住宅内では、一つの町内会扱いの仕組みづくりが必要であると感じる。 ・アパート、マンション入居者の町内会未加入者が多い。入居される時に管理者の方にご理解いただき加入促進の指導を。 ・アパートやマンション入居者の町内会未加入者が多いため、開発事業者だけでなくアパートやマンション等のオーナーを含めた加入促進の指導が必要。
その他	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの作成・配布等の取り組み自体は既存の動きの中では有効。加入率が本格的に下がってきた場合に備えて、自治会が取り組むべき活動とその優先順位を整理し、住民が納得できる意義を示せる形を明確化していくことが今後の課題。 ・加入促進に向けて、さらなる情報交換が必要。 ・宣伝するだけでなく、違った方法も必要。もっと積極的に市もアピールすべき。 ・どこの役割？ ・該当しない。

【2. 地区自治協議会の運営・活動の充実】

(小項目) 既存の地域団体との再編・合流の推進

2 2 地区自治協議会と地域団体との再編・合流の推進

意見	地区	内容
再編合流は難しい	1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉推進協議会は、小学校区単位で活動しており、合流再編の可能性は見いだせていない。地区としての活動範囲は、中学校区よりも小学校区の方が妥当なのではないかとも感じている。また、組織によっては、自治協議会と合流再編は無理で逆に自治協議会が吸収されるような組織もあることから慎重に行うことが必要。 ・現在、生涯学習推進会、青少年健全育成会が自治協に再編合流しているが、市全体の流れとしては福祉推進協議会は統合しない方がうまくいくのではないか。 ・無理して再編合流の必要はない。現状維持で良い ・地区内では、合流ができる状況になかった。しかし、令和3年度の統合の形式にとらわれないということで、そのままの状況である。今のままでうまくいっているので、再編合流は望んでいない。 ・各地区には慣習、特性があり、それぞれの地区にあった運営でよい。再編合流は、各地区の判断に任せてよい。 ・自治協と学校区が一致しない場合の再編合流は難しい。 ・連合町内会に関しては、自治協よりも認知度が上。町内会の課題は支所長を通じて連合町内会にあがってくるが、自治協の総務部会の中に連合町内会の組織が構成団体として入っている。毎月総務部会（連合町内会長会）を開いて情報共有を図っている。今はこのやり方でうまくいっている。 ・地域団体と自治協議会の再編合流そのものが自治協議会事務の負担となっているように思います。 ・地域の各団体には、夫々に上部組織（市、県、全国等）があり、一地域の自治協だけで再編合流してその組織をなくすことには問題がある、当局が上部組織とよく協議し再編合流の了解を得たのちに提示すべきで有ったと思う。再編合流の効果が得られる限り、統合の形式にはこだわらないとしたことはよかった。今後も各団体との協議を継続することが大切。昨年の研究会で、無理して再編合流しなくてよいとなったが、努力して再編合流したところはどうするのか。再編合流を軽々しく提案すべきではなかった。 ・連合町内会と生涯学習推進会は、合流済み。 青少年健全育成会は、3中学校区あるため合流が難しい。 福祉推進協議会は、福祉推進部会を設けており、そこで連携している。 保健環境連合会は、各町内会単位の組織であるから合流する必要はないと思う。 ・地域団体との再編合流については自治会連合会、生涯学習推進会、青少年健全育成会と合流しているが、補助金の一括統合をお願いしたい。福推協との合流は自治協議会としては特に問題はないが、相互に活動しやすいことが重要であり無理に統合する必要はないと思われる。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> 福推協など諸団体はまずは自治協の専門部会を構成する一つの団体として連携・協力関係を築きながら、地域の特性も踏まえ組織の再編に向けた検討を行っていけばよいのではないかと。 当地区では、福推協は現在のような並列型（ネットワーク型）が動きやすいと感じられている。合流により将来的に現在の予算額を担保できるかなどクリアすべき課題あり。 連合町内会は各町内会長が自主的に組織された団体であり、市が推奨して組織化したものではないため、再編の働きかけはやってない。同会の自主的判断に委ねている状況。
連合町内会は再編合流すべき	3	<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会は、地域運営に関しては、地域を代表する唯一の団体であるから、連合町内会との並立はありえない。早急に連合町内会は地区自治協議会への再編合流をすべきである。 地域運営研究会の考え方、現状確認と方向提示したもので決定したものではない。 地区自治協は地域を代表する団体という性格から、連合町内会との並立はありえず、あくまで連合町内会の地区自治協への再編合流を目指すべき。なぜなら、連合町内会は地区自治協に合流してエンジンとなるべき団体であり、地域運営研究会の考え方“再編合流の効果をえられる限り、統合の形式にはこだわらない”にはあてはまらないし、実態として、ある自治協では「自治協より連合町内会の方が上。」と話が出ている。
地域組織は再編合流すべき	2	<ul style="list-style-type: none"> 唯一条例で認められている自治協であるので他の類似団体との並立は考えられない。但し消防団・健全育成会は、中学校校区が自治協の区域となっているためねじれが生じている。 福推協に関しては、各々活動が異なり単純にはいかない。 市としての推進の方向性は至極真つ当なものと認識しており、その受け止め方が各地域によって温度差があることも理解はできる。本地区としては、自治協議会設立の話が出てきたときから、既存の主要な団体の再編・合流は早い段階で一定円滑に進んだ。これは、限られた地域資源の中で今後の地域課題に対処することを考えた際に不可欠であるとの判断によるもので、やらされたわけではなく、主体的に行われた。現に、活動自体は実質的には同じメンバーにもかかわらず、複数の複合団体が存在することで、会議その他で過剰な負担が生じる、現役世代を地域活動から遠ざける要因ともなる等の状況があった。設立・合流後の自治協議会は従来の地域の活動をすべて踏襲し、意思決定も円滑にそこで行われており、会員の過剰な負担は明らかに軽減されている。現在では、学校や現役世代の中には、旧複合団体の存在を知らない人たちも多数出てきている。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> 「自治協や既存の地域団体への再編合流に向けた説明を行い」となっているが、団体ごとに行っても、再編することによって何が良いのか分かりづらいのではないかと。各地域ごと実情が違うので、各団体が一堂に会して意見交換を行い、メリット、デメリットを話し合い、また市が目指している統合の在り方について説明を行ったほうが良いのではないかと。 生涯教育推進会から自治協議会に移行した当初は、必要性を感じないという声が聞こえていた。また、自治協議会がどんな団体で、何をしているのか、住民への周知が足りず、いまだによく分からない住民もいるようだ。

(小項目) 事務局長の地域選任の促進

23 地域からの事務局長選任

意見	地区	内容
地域選任が望ましい	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、事務局長の地域選任ができています。人材の発掘・継続ができれば、地域選任が望ましい。 ・ 基本的には地域からの専任が望ましいが、人材の獲得が非常に難しいのが現状である。 ・ 新たな人員配置（正規職員不在）に伴い、センター長の業務負担が増え、今まで以上に地域選任事務局長が求められる。 ・ 市当局地域選任事務局長に対し初めから推進する考えと想っていたのでないか。当地区はセンター長事務局長は両輪として二人制と思います。併任は事情のある自治協として理解する。 ・ 指針、計画、条例に基づき自治協の要として当時年収 40 万円で地元愛だけで事務局長をお願いしてきました。地域のことをよく理解している地元のリーダーとしてまた事務の責任者として頑張っている。 ・ 地域コミュニティ推進指針、地域コミュニティ推進計画第 1 期及び 2 期、地域コミュニティ活性化推進条例を制定し、現在に至るまで地域選任の事務局長を進めてきた。根拠として住民自治、市民協働のパートナーと位置付け、事務局は自治協運営の要、地域のリーダーとしている。また、地方自治法第 235 条の 4 第 2 項を根拠に併任期間を暫定とし、事務局への関与を規制することにより、自立性、自主性を促してきた。 ・ 自治協議会は多くの自治会があり各自治会との関連、協議等は多くあり、地域以外や自治会経験のないセンター長では事務局長の兼任はむりだと思われる。 ・ 地域を知り、地域のために尽力するには地元からの事務局長選任が一番理想的である。自治協の事務局長の力量に差が生じないように地域コーディネーターとしての研修の機会や人材育成の場を積んでいかなければならない。 ・ “地域の課題は地域の住民が一番理解している”との考えで、市は地域選任事務局長を当初から推進して来ており、この考えは地区自治協の根本であり変わらない。 “令和 4 年度まで…兼務できると整理”とあるが、これはセンター長併任は適法ではないが、地域の事情でどうしても事務局長が見つからない地区に限り、自治協の立ち上がり期支援策として令和 4 年度まで認めるとの期間限定の措置だったもの 地域の事情でどうしても事務局長が見つからない地区ではセンター長併任はやむを得ないが、原則として地域選任事務局長の推進を堅持すべき。センター長併任は適法でないとの指摘で、市は法的な整理をされているが、その結果はどうなっているのか？地域で事務局長が見つからない主な原因は、事務局長の賃金が月数万円と安いこと。せめて月 10 万円あれば、事務局長のなり手はある。 ・ センター長が事務局長を兼任することは、自治協議会の運営上は利点が多いものの、センター長の本来業務に著しい弊害を与える状況を生む。地域住民にとって、この点はマイナスになる。また、事務局長にすべてを任せる体制にもなりかねず、自立した地域主導の組織力が弱体化していく危惧もある。一つの提案としては、執行部に外部役員としてセンター長に入ってもらう形をとることでこれらの解決は図れる。実行部隊の事務局にセンター長を入れないことが重要。

意見	地区	内容
一律に行うべきではない	8	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会数が少なく、役員がまとまっていて、様々なことに対応できている。よって現時点では兼務で全く問題はない。ただし、何十町も抱える地域は、兼務は難しいと考える。 ・自治協議会委員会で事務局長の選出をお願いしていますが地域からの選出はできていない。 ・地域から事務局長を選任することが難しい地域があることは事実であるが、だからと言って一律にセンター長が兼務と言う事にはならない、地域の状況に応じ、地域から選任する方法と、センター長兼務の二者択一できるようにすることが良い。 ・地域からの選任はその地域ごとに事情が違ふと思う。一律に行うべきではないのではないか。 ・検討中といいながら、昨年のブロック会議では、センター長が兼務することで進んでいるように思った。各地区の実情に合わせてもらいたい。 ・それぞれの実情を踏まえ、地域選任の事務局長を選任するかどうかを各自治協の判断に委ねていただきたい ・事務局長に期待する役割が曖昧なままでは、人件費を巡って行政と地域とが空中戦を続けることになる。一つの職場として魅力あるものにして能力ある若者を含めてリクルートするのか、半日あるいは隔日勤務のそこそこやりがいのある小遣い稼ぎと評されるままで推移させるのか、行政のスタンスを明確にすべきである。地区によって差があることから、行政が無理に型にはめることなく各自治協議会に任せてよいのではないか？ ・昨年整理できたのではないのか。

(小項目) 事務局支援のあり方に関する検討

2.4 事務局支援補助金の見直し

意見	地区	内容
事務局長の役割の整理が必要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長に期待する役割が曖昧なままでは、人件費を巡って行政と地域とが空中戦を続けることになる。一つの職場として魅力あるものにして能力ある若者を含めてリクルートするのか、半日あるいは隔日勤務のそこそこやりがいのある小遣い稼ぎと評されるままで推移させるのか、行政のスタンスを明確にすべきである。地区によって差があることから、行政が無理に型にはめることなく各自治協議会に任せてよいのではないか

意見	地区	内 容
足りない・見直しが必要	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立の支援だけでなく設立後も事務局に対しては市からの情報提供やコーディネーターによる運営支援など継続的にやってもらっているのが心強い。（再掲） 事務局の事務量については現在の勤務状況にとらわれることなく、正確な把握が望まれる。そのうえで適正な補助額を再検討していただきたい。 事務局だけでなく、職務内容に対して時間単価が適正なのかもあわせて検討願いたい。 コミセンの市民生活部所管によりコミセン職員の事務分掌に自治協支援が加えられた。自治協事務局員の負担が軽減されていくことを期待している。 ・ 令和2年度、令和3年度、地域自治協議会から「事務局体制維持のため人件費補助の増額」を要望しているが、まだ十分ではなく、人件費補助金の増額や、人件費枠の見直しなど、なお一層の支援が必要である。 ・ 現状の行事運営レベルの活動であれば、特に問題は生じないが、自治協議会の地域の中での位置づけ、役割が各自治会の支援的なものに本格的にシフトしてきた場合、明らかに不足となる。 今後、現会長世代が引退の時期を迎えると、必然的に現役世代がそれを引き継ぐ時代への移行が始まる。そうした段階になると、現役世代が各自治会を運営できるためのサポート体制は必須で、その役割は自治協議会が担わざるを得ない。その際、現状の事務局体制では明らかに人員不足となる。 自治会、自治協議会の存在意義とその役割の住民への周知と合わせて、事務局支援の拡充は避けられないし、これが不十分であると、休止・廃止の自治会が大量に発生し始める恐れがある。 ・ 人件費補助については、増額を希望する。 ・ 令和2年度、令和3年度、地区自治協議会から「事務局体制維持のため人件費補助の増額」を要望しているが、まだ十分ではなく、人件費補助金額の増額や、人件費枠の見直しなど、なお一層の支援が必要である。 ・ 27地区の自治協で要望書を提出しているので回答待ち ・ 市一律の考え方では実態に合わない。活動量・活動内容・将来展望等に応じて軽重をつけるべき。 ・ 事務局長の仕事は多岐にわたり、今の人件費では時間が足りない。理想は毎日勤務（半日でよい）、それが出来ないのであればセンターと統合し、3人体制でセンター業務、自治協業務を行うのが合理的である。（任務の根本は同じである。2つの部署で行う必要性はない） ・ 令和2・3年度の地区自治協議会からの要望で「地区自治協のエンジンである事務局体制強化に対する市のさらなる支援」を要望しているが、まだ不十分。 地区自治協議会の運営基盤強化のため、人件費補助金額の増額や人件費枠の見直しなど、なお一層の支援が必要である。 ・ 事務量調査について、局長の事務量について行政側と自治協の考え方が違いすぎる。会議のうちに何度も部長に話している。事務局長は事務だけが仕事ではない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・部会活動に伴う事務局の仕事量は自治協議会設立以前より格段に増加しており、それに伴い事務職員負担や拘束時間も増えている。現在の130万円では二人分の人件費として足りない状況である。 ・事務局長や事務局職員を選出する場合はせめて月10万円ほどの給料がないと食べていけない。業務量は給料の枠に収まるようにしか提出しておらず、実際は家に持ち帰ったりボランティアでやっている場合が多い。 ・市長及び議長に対して令和2・3年に人件費増額の要望をしてきましたが、事務長の手当としては40万円の半額20万円も上がりました。果たして適正になったのかどうか、まずは各部及び各官庁の申請や取り纏めをコミュニティで行いどれ程の業務量かを把握してから決定して貰いたい。事務局長の給料が月8~10万あればそれだけの仕事はできるし、なり手も見つかる。
市職員（コミセン含む）の支援が必要	4	<ul style="list-style-type: none"> ・センター職員の事務分担に自治協支援を明記しても、自治協の事務を丸投げ出来る訳でもなく、事務局の事務量が減少するものでもない。実際に、事務をお願いするわけではないから負担は減らない。一緒に考えたり、一緒に活動することはあっても事務は事務局がする。 ・SNSを利用したいものの、年代的に利用できるノウハウがある役員が少ないので、本庁やコミセン職員で、SNS利用の補助をしていただくとありがたい。 ・事務局支援については、その地区ごとに事情が違うと思う。事務局の行政側の直接運営ということもあってよいのではないかな。 ・自治協事業については、センター職員と情報共有しており、支援を受けながら実施している。この連携体制を継続していくことが重要である。

（小項目）専用ホームページ等インターネットを活用した情報発信

27 専用ホームページ等による情報発信の促進

意見	地区	内容
今後も促進すべき	2	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動に関心が薄い若い世代への情報発信の手法として、SNSの活用は効果的であると考えている。また発信だけでなく住民の意見を広く聴く視点も重要と考えている。 ・ラインによる情報発信・受信について、コンサルタントの支援を受けながら今年度中に開始するよう計画している。 ・専用ホームページ等の作成、運用について、実施自治協を参考に立ち上げを推進していきたい。
行政からの支援が必要	7	<ul style="list-style-type: none"> ・当自治協単独のホームページは、地域の絆づくり支援事業補助金を利用し、管理運営を担う運営委員会を立ち上げ、管理運営要綱を定めて、地区内の住民へ情報発信及び活動への参加促進を図っている。 ・地域の絆づくり支援事業補助金制度が終了しているので、新設の補助制度が必要である。 ・マチマチを利用していたが、コロナ禍で事業の人数制限もあり、情報発信のための利用をする機会もなかった。ホームページ開設には、助言がもらえれば実施できる。 ・まずは新設の補助制度の確立と各自治協への研修会を行うことが必要。ホームページ作成による取材等の事務量の増大と監修作業が必要になる。

意見	地区	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> 自治協単独で、専用ホームページ等による情報発信を行うのは、業務的・技術的に困難。市が自治協に積極的に働きかけ、自治協から市へコンテンツを提供してもらい、市のホームページに掲載するようにはしていただきたい。 これからは、ホームページ・インスタグラム・フェイスブックなどで情報発信していかないといけないことは理解できるがノウハウを持っていない。すでに発信している地区からどのように発信していけばよいのか教えて欲しい。 市ホームページに地区自治協議会ごとのブースを設けてほしい。書き込みは各地区担当のコーディネーターに依頼すると良いのではないか。 ホームページやSNSによる情報発信まで手が回らない。ハーフタイムでいいので人件費をつけてもらえれば、地域より適任者を選任する。
紙媒体とインターネット媒体の情報発信の両立が課題	2	<ul style="list-style-type: none"> 行政のDX化が進む中で、現役世代はより効率的に地域情報を取得していくことになる。現在はまだ、高齢者を中心にアナログ情報が必要な割合も高く、自治協、自治会運営もこちらが主流となっている。 しばらくは両面を見据えたうえでの運営にならざるを得ないが、アナログでのフォローが限定的なるレベルでインターネットを利用する割合が高まれば、運営側の負担の大幅削減も期待できる。円滑な移行とアナログ希望者のフォローとの両立が課題。 ホームページ作成のノウハウも無く、若し作成したとしたら、常に内容を更新しなければいけないと思うが、そんな時間的余裕も無い。自治協だより等による情報発信の整理が必要。
自治協が専用ホームページ等による情報発信はしない	5	<ul style="list-style-type: none"> 専用ホームページの作成運営は当面難しい。 現状では、専用ホームページやフェイスブックなどの情報発信は困難 ホームページ新規作成及び管理には経費が必要なのでホームページによる情報発信は考えていない。 情報は、絶えず更新されることでその魅力が維持・向上される。そうするための情報収集・発信を行い続ける覚悟と技量は無い。 年間3回の「自治協だより」を発行しておりホームページによる情報発信は経費、時間制約等の点から実施していない。東部ブロックでは各自治協議会から催し物の案内等が送付され、また、ブロック会議での情報交換が行われている。
インターネットを介した情報発信の必要性に懐疑的	3	<ul style="list-style-type: none"> 実務が安定していない中、ホームページを見て参考になることがあるのか？ ホームページはやりたいが、知識や技術を持っていない。市が支援してくれると助かる。 地域の住民の大部分である高齢者はスマホやパソコンを持たず関心もないという実態を把握すべきである。 高齢者にパブリックコメントを求めたりホームページに載せていましたという事を言われても伝わるはずがない。マチマチが廃止になったのも実態把握ができてなかったからではないかと思う。 地域の7割が高齢者という現状から、ホームページなどを利用した情報発信は、限界があると思う。確実に情報を届ける場合は、やはり回覧板や各公民館からの投げかけなどになると思う。

(小項目) 地域課題の解決に向けた取り組み

28 地域防災、地域福祉、子育て支援等の地域課題に対応した活動の実施

意見	地区	内容
自治協が実施主体として取り組んでいる(今後も継続していくことが必要)	10	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画については、本地区では、各自治会から高い評価を受けた。説明会を開いた際にもほとんどの会長が参加するなど、地域全体としての取り組みとして学校や各自治会との連携も視野に入れながら、今後も継続していく予定。 ・地区防災計画をはじめ、地区住民が必要とされるテーマについて、自治協あるいはセンターとして取り組んでいる。 ・現在、地域交流を目的とした事業(まつり、スポーツ大会、町民視察研修旅行)の他に、地域の安心・安全のための防災・防犯セミナーも毎年行っている。 ・地域防災計画については、モデル地区として策定に至ったが、町内会に浸透せず活用されていないので、今後定期的訓練することが課題である。 ・地区防災計画の策定で終わったのでは、あまり意味がない。これを各町内会の活動に展開すること。 ・令和4年度に地区防災計画策定推進事業に取り組み中であり、災害に対する地域住民の意識の向上を目指すとともに防災マップの作成を行い各家庭に配布する。 ・地区防災計画策定事業については、「自分の命は自分で守る」を念頭に4年度に取り組む予定である。 ・地区防災計画を令和5年度に実施予定 ・高齢者を対象に買い物支援事業を福祉推進協議会を母体とした団体で実施している。社会福祉協議会からは自動車の無償貸与を受けている。市からの支援もお願いしたい。 ・防災への取組として市の防災危機管理局と連携し防災講習会を10/2に計画している。
市からの支援が必要	7	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲) 高齢者を対象に買い物支援事業を福祉推進協議会を母体とした団体で実施している。社会福祉協議会からは自動車の無償貸与を受けている。市からの支援もお願いしたい。 ・地域課題は、福祉・青少年・防災・町づくりなど各分野が折り重なっていて、一つの分野で解決できるものではない。自治協には専門的な知見を備えた人材が不足し、発信したくても発信できない。特に学校教育、育児分野においては、連携不足で何が課題でさえ分からない状態である。当課が率先して学校関係機関等との話し合いの場を設けて欲しい。(学校支援会議は会長のみ出席) ・町内館長には町内の障害を持った人等の支援者名簿は半分しか名前を知らせてもらえず、町民も実態を把握していない。市の担当者は残り半分はプライバシー保護のため災害当日に教えるということになるというが間に合うはずがない。システムを再考できないか。 ・地域防災、地域福祉、子育て支援のそれぞれについて、地域課題であることは間違いありませんが、町内会、自治協議会は負担増加に窮している状況であるので、負担軽減と合わせて考えるべきではないか。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災危機管理局からは、佐世保川ハザードマップ制定のための準備連絡は自治協任せであった、また各町防災公民館については、申請・精算は自治協任せであり補助金も纏めて自治協に振り込まれ各公民館に配布したが振込手数料の問題や振込が年度を超えていたため処理に苦慮した、これらはコミュニティを通して貰いたい。 ・お助け隊については、当該町の民生委員と包括支援センターで行っているこれも守秘義務で報告がない場合が多くある。 ・地域課題の把握だけでなく、自治協の現状把握やアドバイス、相談を受けるために、コーディネーターはもっと自治協に来訪すべきでは？ <p>コーディネーターは地区自治協設立までは7人だったが、設立後は自治協の運営支援を行うため増員すべきところだったにもかかわらず、逆に、3人に減員された。しかも、現状として、コーディネーターは市内部の事務処理に忙しいと聞いている。もっとコーディネーターを増やすべきではないか？</p> <p>1-(1)-(1)「町内会への依頼事務等の見直し」で述べたように、市各課からコミュニティ・協働推進課を通さず、直接町内会長へ依頼する業務が多く困っており、特に、町内会長へ民生委員やクリーン推進委員、国勢調査員、選挙立会人の推薦依頼により町内でなり手を採す必要があり、町内会では大変困っている。市民生活部は、もっと権限を持つ組織”市民生活局”になり、強力に調整・コントロールして欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な取り組みを支援するとは具体的にどんなものなのか例示してほしい

(小項目) 補助金制度の見直し

29 地区自治協議会に対する補助金の包括化及び補助金の見直し/一括交付金制度の導入

意見	地区	内容
使いやすくなった	11	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費の最大限緩和と補助率10/10で大変使いやすくなった。 ・使いやすい制度となった。 ・補助金制度開始当初よりもよりよくなってきている。今後顕在化してくる課題等に合わせて、自治協議会の役割は大きくなると考えられる。その際は、人件費等の増額の検討は必要。 ・地コミ補助金は令和3年度から補助対象経費が拡大され使いやすくなった。 ・補助率10/10となったことにより、事務処理の手間が大幅に少なくなった。各種要望については、検討中とのことであり、期待するところである。 ・当初より随分使い勝手がよくなった。 ・補助金の補助率が100%になって、処理がしやすくなった。 <p>次世代役員の人材への投資ができる仕組みを構築したい。</p>

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助率が 10/10 に変更になったのは、事務手続き上非常に楽になった、事業を今まで通り行くと自己資金が 15% 必要なのは同じだが。 令和 3 年度より、地コミ補助金が補助対象経費が拡大され、かつ、補助率 10/10 へ変更されたことは良かった。 ・当初に比べると使いやすくなったが、現場の声を聞いてさらに使いやすい制度となるようにしていただきたい。 ・自治協議会としてお願い致しておりました使いやすい交付金として、色々な面で計画を立て地域の活性化になります。 ・補助金の使い勝手が良くなった
さらに使いやすくなるよう期待している	4	<ul style="list-style-type: none"> ・活動費と人件費の融通については、お願いしたい。 ・市の予算のうち一定の額について、地域に予算編成の提案権を付与できないか。概要は次のとおり。 地域課題について、住民の意見を自治協や町内会が集約し、解決に向けた事業案を企画する。それを市が、法令や例規をはじめ、市の方針や計画との整合など、様々な観点から審査したうえで予算措置を行い、市または自治協が実施主体として、あるいは市と自治協が協働して、執行するといった仕組み。 地域課題の解決を図っていく過程で、住民の自治意識が高まっていくし、住民が自主的にまちづくりを行っていくことで地域の自治力が高まるという効果も期待できるのではないかと。さらに、住民の意見が反映されることで町内会や自治協に対する評価が高まり、それまで地域との関わりに消極的だった住民が地域活動に参加するなど町内会や自治協の活性化にもつながることが期待できる。地域のやる気を生かす仕掛けをぜひ作っていただけませんか。 活動費補助と人件費補助の垣根をなくし、地域の実情に応じた制度へ見直されることを期待している。ただし、他都市のようにどちらかに上限や下限を設けることも考慮する必要があるのではないかと。 ・（再掲）補助金については当初に比べると使いやすくなったが、現場の声を聞いてさらに使いやすい制度となるようにしていただきたい ・地区自治協議会の運営基盤強化のため、（令和 2、3 年度に地区自治協から要望している）人件費補助金額を増額するとともに、地コミ補助金が活動費補助と人件費補助に分かれているので、その枠を撤廃していただきたい。
使い勝手が悪い	2	<ul style="list-style-type: none"> ・再編合流は、地域の実情に合わせて行うべきであり、地域の各種団体と合流を条件とした補助金では使い勝手が悪い。 ・再編合流により補助金を一括するメリットは何か。交付する側にとっては業務が簡略されるが、受ける側（自治協）にとっては複雑になるのではと思われる。そもそも、それぞれの団体の目指すものが、合流によって達成されやすくなるのかを検証すべきではないのかと思う。

(小項目) 自主財源の確保

30 自主財源確保に向けた検討

意見	地区	内容
コミュニティビジネスへの取り組み必要	2	<ul style="list-style-type: none"> ・NSP電力代理店事業に期待している。 ・コミュニティビジネスへの取り組みは自主財源確保のため必要だと考えられるが、ビジネスの種類によっては大きいリスクを伴うため内容等について十分検討・協議が必要である。また、地域に応じたビジネスを検討する必要がある。
自治協がコミュニティビジネスをする必要はない	9	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に世帯負担を200円から400円に増額し又、R3～資源ゴミ集団回収を自治協で契約し、自己資金に困っていない ・コミュニティビジネスについては、法人化の必要があるが年間7万円以上利益をあげるのは、不可能である、又ビジネス事業をするならば人員が不足する。 ・自治協はボランティアだと思うのでビジネスは合わない。 ・コミュニティビジネス勉強会で、自己財源確保について学び、フリーマーケットを開催した。本当に自己財源確保が必須となっていくのなら、収益を得ることの必要性、重要性、また不利益な点など、もう少し丁寧に教えてもらいたい。 ・自治協は、町内会と同様、住民のためにある団体だと認識しているので安定した運営のためにビジネスをすることには反対である ・自主財源確保の必要性は認めるが、起業するとなれば、それなりの経験、ノウハウ、人員等、ハードルが高くなる。我々は、商売をするために立ち上げた組織ではない。 ・担い手不足が課題。 ・コミュニティビジネスで負債が生じた場合の援助についての明記がない。一般的には自己責任なので、自治協会費で負債を負うことになるので、踏み出すにはそれ相当の覚悟と地域合意形成が必要である。当地区では時期尚早である。 ・理想的ではあるが現実的ではないと思う。宗像市の事例など視察が行われたが、あのような事例は会社組織のようなもので現在の自治協議会では困難ではないか。 ・どのようなビジネスチャンスがどこにあるのか、勉強会で示された事例だけでは考えが及ばない。 ・各地区自治協として自主財源を取組みとして行く為には小自治協として大変厳しく思います。特企業及商店など何くなり将来住民のご協力により財源確保になる。
法人税のハードルが高く取り組めない	2	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネスは利益の獲得は簡単ではない。収益事業を行えば利益が出なくても課税される法人市民税（5万円）、同県民税（2万円）については、収益を地域活動の財源に充てる場合は課税を免除するなどの特例措置を検討してほしい。 ・企業や農作物がたくさんある地域は自主財源を得る方法もあるだろうが、これといった特色がない地域は税金の壁などもあり難しい。

意見	地区	内容
ビジネスの前に運営基盤の強化が先	3	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティビジネスについてその方向性は賛成できるが、それ以前に、組織の確立、人材の句的な確保、拠点となる施設の整備など行うことがあるのでは。 ・コミュニティビジネスには、まだ事務局体制を確立していない状態では、時期尚早を思われる。 ・現在、地区自治協の運営がまだ軌道に乗っていない段階であり、自治協がコミュニティビジネスに取り組むのは難しい。 ・現段階として、市はコミュニティビジネスに力を入れるのではなく、地区自治協の運営基盤強化の支援に注力すべき。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民公益活動団体自立化支援補助金」

(小項目) 地区自治協議会連絡協議会の設置

3 1 地区自治協議会連絡協議会の設置

意見	地区	内容
設置に賛成	5	<ul style="list-style-type: none"> ・良いと思います。 ・自治協間での情報交換、交流をはじめ各自治協共通の課題について、行政へ意思表示するなど組織化が望ましい。ただしピラミッド型ではなく各自治協のフラットなネットワーク型の組織がいいのではないかと。 ・連合組織の設置は、当事者（自治協）が考えることで、当局がとやかく言うことではないと思う。できるだけ早く設置するように検討すべき課題だとは思う。 ・中央北ブロックでは、何度か話し合いの場がもたれ、共通理解がなされていると思う。 ・連絡協議会の設立は、必要である。しかし、各ブロック代表者で構成される地域運営研究会があたかも連絡協議会になっているように思える
時期尚早	7	<ul style="list-style-type: none"> ・しばらくは現在のブロック単位で会長を決め、話し合った結果を持ち寄る方法が良いと思う。 ・地区自治協によっては「推進指針～第2期推進計画」で定めた方針と違う面（事務局や連合町内会のあり方）が生じており、現段階では全27地区での一体的な意思疎通ができず、組織化は困難。 当面は、27地区自治協会長による意見交換会を、随時市主催で開催したらどうか。 ・現在は、それぞれの協議会で地域課題に合わせた運営が模索されている状況であると認識。ただし、今後、世代交代が進む中で、同じような課題が発生することは間違いない。その場合は、先駆的な協議会の事例から学ぶことが必要になってくる。その時期が来たら検討するという形が妥当。 ・時期尚早。 ・地域選任事務局長がすべて出そろおうと考えられるのだが、どちらにしても27地区全部の承認が必要となる。 ・町内連合会の再編合流、地域専任事務局長が同一状況でないと思いが噛み合わないで、全体まとまった組織編成は難しい。

意見	地区	内容
設置すべきでない	3	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡協議会は必要ない。ブロック代表者会議で十分。 ・連合組織は必要ない。各地区それぞれ実情が違うので、各地区の自主性に任せたほうが良い。結論の出ない会議が増えるばかりである。 ・町内会等、自治協議会、連絡会議という3層構造となれば、屋上屋を重ねるといった形になるのではないかと、案件の集約整理にどれだけの手間を要するのか、地元と行政にとって相応しい形は何なのか、などという議論がなされていないと認識している。以前設置していた、町内連絡協議会と同じことをするのですか？

(小項目) 地区公民館からコミュニティセンターへの移行

33 コミュニティセンターへの移行

意見	地区	内容
コミセン化してよかった	3	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターへの移行に伴い、職員も市民生活部の所属となった。職員の自治協への関わりが増えてきており、コミセンと自治協が一体となった運営になってきている。 ・センター長が施設の管理、運営、サークルや講座等の内容を受け持ち、地域の課題解決や活性化については自治協の事務局長が受け持つという役割分担が成立しつつある ・地域住民にとっては便利になったと思うが、自治協にとって使用面では従来と何ら変わらないが、主催事業としては、少子高齢化、子育て、介護、防犯・防災、生活環境、交通安全など、競合する部分が多々あり、センターと自治協が地域が抱える課題解決に協力し合いながら対処する事が大切だと思う。
変化なし	6	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館から、コミュニティセンターに移行したことを利用者しか知らないのが残念。市民にはまだ公民館が定着している。コミュニティセンターは違う場所だと思われる。 ・地域住民のほとんどは「公民館」から「コミセン」に名前が変わっただけだと捉えている。 ・コミュニティセンターへ移行したが、現状は依然と変わらない。施設整備によりコミュニティセンター事務所と自治協事務所が一体化して初めてその成果が出ると思う。 ・地区公民館からコミュニティセンターへ移行することにより、”地域住民が地域の特色を活かしたまちづくりに向けて主体的に活動する場、及び社会教育・生涯学習を実践する場”として位置付けられたが、現状としては以前の状況と変わらない。 ・以前とあまり変化はないと思う。高齢者の方には名称が長くて呼びづらい、前の名称が良いとの声も多い。 ・昨年度コミュニティセンターとして地区公民館より移行されましたが、高齢者の多くはまだ生涯学習の実践の所として思われている。

意見	地区	内容
評価はこれから (課題あり)	6	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館からコミュニティセンターへ移行の理念に合致する活用となるかはこれからの各地域次第。 ・地区公民館から地区コミュニティセンターになったが、使用面での制約がまだまだ残っていることは、インターネット予約を実施する上での支障と言えるのではないかと。 ・(再掲) 地域住民にとっては便利になったと思うが、自治協にとって使用面では従来と何ら変わらないが、主催事業としては、少子高齢化、子育て、介護、防犯・防災、生活環境、交通安全など、競合する部分が多々あり、センターと自治協が地域が抱える課題解決に協力し合いながら対処する事が大切だと思う。 ・今後、多くの人の利用が期待できるが、営利目的の判断が、担当職員によって異なる可能性がある。 ・社会教育・生涯学習の拠点としての役割を担い続ける必要があり、さらに発展させていく必要がある。 ・元々公民館は生涯学習と云われてきたがコミュニティに変わってから社会教育の部分が希薄になっているように見える。もっと社教とコミュニティと親密に事業にあたって欲しい。
その他	2	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生(4～6年生)へのパンフレット配布について、小学生以外にも、中・高校生、大人でも欲しい人はいるかもしれない。また逆に、配布されても、いっさい読まない、読めない生徒もいるかもしれないので、職員による説明会実施を要求したい(学校やコミセンにて) ・コミュニティセンターには、自治協議会の会議室もなく談話室もない。自治協議会がコミュニティセンターをもっと自由に使えるようにしてほしい。

(小項目) 指定管理者制度の導入

34 コミュニティセンターの段階的な指定管理者制度の導入

意見	地区	内容
導入すべき	1	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターと自治協議会は一体となるべきである。指定管理者制度を導入して各団体統合し、1地域1コミュニティ体制を構築すべきである。
時期尚早	8	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターのサービスの質を担保していく必要がある。そのため、現状では時期尚早。 ・今はまだ早い。3期計画に掲げても無理だと思う。 ・自治協で管理・運営する手法について、引き続き研究をお願いしたい。 ・指定管理者制度の導入は以前困難であるとの判断のもと、管理運営方式が提案され紛糾したワーキング会議となった。重要な問題であるので、結果を焦らずに十分な協議が必要。 ・主導権の奪い合いのような議論がなされたように仄聞しているが、指定管理者制度導入後の具体的な姿が描き切れていないための結果ではないのか。あるべき将来像を描き、そこに至るまでの段階を整理し、各段階に至る方策を整理し、現状の何から手を付けていけば良いのか、という冷静な議論が必要ではないか。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入は、計画1年目半ばに困難との説明があり、唐突に管理運営方法（市が設立する特定目的法人への指定管理によるセンター運営及び同法人による自治協議会の事務支援等）が提案され、法人が関与することは地区自治に反する事など問題が多く、地域と紛糾した。次年度、ワーキング会議の設置となった。（2地区） 指定管理制度を経験したことがあるが、その下にある組織はどうしても指定管理者の示す方向や内容に従わざるを得ない場合が多々あった。 <p>そう考えると市町部局が打ち出す方針になびきがちになるのは必然であり、各自治協の独自性や特色、ひいては社会教育の自由も損なわれていきそうな危機感がある。</p> <p>逆に指定管理の方針に従っていれば楽だという事になり、長い目で見ると佐世保市の活性化は失われていくことになると思う。</p> <p>しばらくは市直営でやるべきである。</p>
導入すべきではない	6	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティセンターを自治協議会で指定管理することには反対 現在、地区自治協の運営がまだ軌道に乗っていない段階であり、また、地区自治協会員や地域住民の理解を得られない中、指定管理者制度の導入は考えられない。 現在の自治協議会に、施設の維持補修を行う技術はないと思う、また施設の貸し借りなどの事務を確実にできるか難しい。 指定管理制度は必要ない 地域住民は高齢者が多く、指定管理者を地元から探すのは至難の業だと思う。市とのやり取りなど、全く分からない方に携わっていただく場合、お互いにとって、かなりの負担がかかると思う。 自主財源確保の必要性は認めるが、起業するとなれば、それなりの経験、ノウハウ、人員等、ハードルが高くなる。我々は、商売をするために立ち上げた組織ではない。 <p>担い手不足が課題。</p>

（小項目）拠点施設等の整備

35 地区自治協議会拠点施設等の整備

意見	地区	内容
事務室のスペースが狭い	4	<ul style="list-style-type: none"> 事務室内の監視機器が多くて利用できる壁面がほとんどない。仮に専任事務局長配置となった際のことを考え、執務環境改善という名目で自治協の予算を使い、机などのダウンサイジングを行った。 一定のスペースの確保は整ったが、応接スペースがないので来客に対応できていない。コミュニティセンターと統合したらスペースも確保できる。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会設立から10年もたてば、独立したスペースを整備してほしい。スペースが狭いため、活動に支障をきたしている 自治会連合会時のままの事務所スペースであり自治協議会の部会や地域住民との交流場所としては非常に狭い状況である。また、コロナ禍の中、会議等の制限もあり役員会や市との協議においても人数制限等の措置が必要である。
改修（建て替え含む）が必要	6	<ul style="list-style-type: none"> 当自治協では設立時に地区コミセン内に事務局執務室を整備されたが、そもそも図書室の一角を改築しただけで、非常に狭いため役員数名で話し合うスペースもない。 今度、地区コミュニティセンターのリニューアル化（建て替え）が検討されているので、地区コミセン事務局との共同執務室、及び、必要な事務スペースの確保をしていただきたい。 移転計画が進行している 自治協事務局執務室の整備状況は地区の間に大きな隔りがあるので、早急な対策が求められる。 狭隘で築年数も市内のコミュニティセンターの平均築年数を超えていたので、令和3年度の市政懇談会に於いて、移築建て替えを要望したが、適正配置保全基本計画による長寿命化改修と言う回答を得たが、改めて増改修を要望する。 現在、事務局はコミュニティセンター内に設けられ、場所も広く、快適に従事できている。一方、地域交流の行事を催す際、センターにエレベーターが無いため、高齢者や足の不自由な方にとっても負担を強いている、もしくは利用していただけない。 私達の所は事務室が狭く自治協としての拠点にはなっていない。事務職員と協議お願いごと相談する場所としてスペースの確保をお願いする。また長期にわたり利用している空調設備を始め浄化槽下水道による悪臭などが発生している状況の中において夏は冷房が利用できない為支所事務職員の方を始めコミュニティセンターを利用されている皆様方に大変ご迷惑を掛けられている状態です。市政懇談会の中で建替えの件で課題として要望している。
コミセン事務室と自治協事務室を同じ部屋にする必要がある	3	<ul style="list-style-type: none"> 施設改修が必要である。 コミュニティセンターと自治協が同一スペースに協力体制を確立することが最も大事なことである。（2地区） コミュニティと自治協が共有スペースで執務することは、協力し合う事で重要である。センター利用者の来訪がほとんどでは有るが地域住民の相談も重要であるので、テーブルと椅子も必要。
ハード整備よりもソフト支援が必要	2	<ul style="list-style-type: none"> 福岡の先進地視察をしたら事務従業者が4～5人おり、そこへ市の担当者が週に1度はやって来てパソコンの技術的な指導やアドバイスをしていた。 地元の素人が事務をしており、法的なことや税金の対応などサポートが欲しい。 事務室は設置されている。

(小項目) 地区自治協議会での町内会の課題共有

36 地区自治協議会での町内会に関する課題の協議

意見	地区	内容
<p>町内会との情報共有はできている (総務会や総務部会)</p>	<p>13</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町公連時代から各地区の町内会とは情報を共有し、地域の課題解決に向けて取り組んでいる。 ・本地区は既に主な複合団体の合流が完了し、理事会（総務部会）によるすべての行事運営、内外からの情報共有が円滑に実施されている。各自治会からの相談・提案事項も事務局で対応する、または内容によっては議案として理事会で取り上げ、地域課題として随時、協議会として取り組む形で運営が図られている。 ・総務部会、理事会共に全町内会長がメンバーとなって参加しており、情報共有を持ち協議して決定している。 ・総務研修部会のメンバーは全町内会長等である。事前の理事会等で案件の処理方法について協議している。 ・自治協総務部会に各町内会長全員が入っているため情報共有できている。 ・当初から総務部会が他の部会と並列であることに各町内の代表者である自負から発足当時から違和感があったようです。総会・理事会・各部会としていましたが総務部会を総務会として各部会を支援することとしました、大規模な行事に対してアドバイスや手助けをする、理事会の円滑な議事を図る事を目指しています。（清水） ・町内代表者は自治協総務部会に位置付けられているため情報共有はできる体制と思う。 ・各公民館長・自治会長が自治協議会の理事として活動（総務部会にも入っている）。月一の会議を通じて、町内会との情報共有はできている。 未加入世帯の増加、役員の引継ぎ問題は、どこの町も抱えている。 ・自治協総務部会（町内連合会）で各町内会の課題を一定共有している。他地区での事例を参考に自治協と各町内会の関係を整理していきたい。 ・地区自治協会と町内会等との互いの情報共有から、次の課題解決への踏み込みがあって、はじめて地区自治協議会への評価を受ける。 令和3年度は、町内会等から5件の相談があり、県、市等へ要望書を提出した。 ・毎月1回、会長・館長で構成する総務部会（各部会間の調整権を有する）を開催し、各町内の課題の共有に務めているが、現実問題として表面化していない。各町内会で状況が異なるので、情報交換は出来るが課題解決に至らないケースも有る。 ・自治協議会での課題共有はある程度であるが進んでいます。 ・既に、町内会長の集合体を総務部会と組織して運営しており、町内会と情報共有を行っている。 複数の町内会にまたがる課題については、地区自治協として出来るだけ対応（市政懇談会での地域課題、市・県への要望など）している。 町内会で解決できない課題について相談があった場合は、地区自治協ができる範囲で対応したり、関係機関を紹介したりしている。

意見	地区	内容
町内会との情報共有はできている (総務部にこだわる必要はない)	2	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの自治協議会で総務部会の役割を決めてよいのではないかと。総務部会に町内会長は一人も入っていない。 ある1地区を参考にしてほしくない。役員会の事前承認期間にすると総務部会の負担増になる。
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会に加入しなくても自治会だけでやっていけるということで自治協議会への加入は全くふえていない。加入するメリットや何らかの差別的施策を行う必要がある。町内会加入については各自治会とも問題になっており、努力しているものの若者やアパート住人の加入率が低く、何か施策を講ずる必要がある。

(小項目) 地区自治協議会と町内会との役割分担

37 地区自治協議会での町内会に関する課題の協議

意見	地区	内容
町内会で解決できない課題を自治協で解決している	10	<ul style="list-style-type: none"> 町公連時代から各地区の町内会とは情報を共有し、地域の課題解決に向けて取り組んでいる。 各町内で解決できない災害時の交通の手立ての確保に自治協が関わった。複数町内にまたがる内容として「草刈り隊」の課題を自治協と町内会の体制づくりを検討している。 本地区は既に主な複合団体の合流が完了し、理事会(総務部会)によるすべての行事運営、内外からの情報共有が円滑に実施されている。各自治会からの相談・提案事項も事務局で対応する、または内容によっては議案として理事会で取り上げ、地域課題として随時、協議会として取り組む形で運営が図られている。 単一町内では行事を行えない小規模な町内が存在し、自治協にて少人数で行えるスポーツ大会やバスハイクを行っています。 町内会でできること、町内会でしかできないことは町内会でやる。町内会でできないことは自治協でやるのが基本と考えている。自治協でもできないことは市にお願いしたい。 夏祭りなどは、各公民館・自治会で開催。地元の神社の祭りも、各町が担っている。大きな行事や公園除草作業などは、交流行事としての側面もあるので、自治協が各町より応援を募って開催している。 少数町内会なので解決が可能。 すでに実施している。 共通の問題はどこの町内会等でも見られるが、そうそう頻繁に複数の町内会等にまたがる案件が生じているものではない。その場合は、該当する部会や理事会・役員会で議論・協議し、総会に諮る場合もあるものと考えている。地区自治協議会で解決できない案件は、行政に対する要望という形に収れんするのではないかと。 近隣自治協議会と同じ課題解決に取り組めた

意見	地区	内容
自治協と町内会の役割分担ができていない	1	・自治協と町内会の活動の役割分担が明確でない
その他	2	・町内会の解散や自治協議会への町内会の不参加が当面の課題です。それぞれの町内会に個別の問題があり自治協議会が立ちいるのは困難と思う。 ・自治協議会は、各町内会が抱える問題解決に地域を代表して行政等との調整を実施する。

(小項目) 地区自治協議会と町内会との人材交流

38 防災訓練や世代間交流行事等による人材交流の実施

意見	地区	内容
人材交流事業を行っている	11	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区は既に主な複合団体の合流が完了し、理事会（総務部会）によるすべての行事運営、内外からの情報共有が円滑に実施されている。各自治会からの相談・提案事項も事務局で対応する、または内容によっては議案として理事会で取り上げ、地域課題として随時、協議会として取り組む形で運営が図られている。 ・令和2年度、地区自治協議会の管内において、防災計画策定委員会を設置し、防災活動に関する「地区防災計画」を策定。地区居住者への防災意識の啓発を図った。 令和3年度、町内会の防災計画作成の支援を行い、地域住民に、防災計画を配布した。 ・令和3年度は地区防災計画を策定し、全世帯、各事業所へ配布し、大変好評を得た。コロナ禍ではあるが一つ一つの課題を真摯に取り組めば、多様性のある組織へと発展できると思う。 ・地区自治協の行事・イベントを通じて、町内会や他団体との人材交流を行っている。 ・コロナ感染拡大防止のため事業が出来なかったが、イベント開催では町民ほぼ参加のため人材交流ができている。 ・定期の自治協議会理事会においては、町内代表者が出席し、地域行事等において交流が出来ている。 ・できたこと、できなかったこと、それぞれであるが、制約の多い中で工夫しようという意識は高まっている。 ・年に1度実施するようにしているが、この2年間はコロナの関係で中止、防災部会は、訓練のほかに各地区公民館に、災害用懐中電灯、子供見守り用チョッキを配布。横断旗の更新等を行っている。 ・年間行事やイベントへの理解や協力は取れている。一つの行事を通して人材交流の場となりつつあり今後も深めていきたい。 ・今年新たにフリーマーケットを実施。若い人を呼び込み、地域の活性化につなげた。 <p>交流事業を通して、やがては若者に次世代を担ってもらいたい。 以前、防災危機管理局と合同で避難訓練を実施するなど、地域の安全のための取り組みもしている</p>

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・町内会の取りまとめとして、親睦を深める役割は十分に行えている。 ・コロナ禍にあっても、地域の絆が途絶えることのないように感染対策をとり、いくつかの事業を開催
その他	1	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の中で、自治協のほとんどの行事が出来ない状況が続いているが地元の行事、公民館祭りなどを通して人材を求めていきたい。

【3. 地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化】

(小項目) 多世代交流の場の創出

4.3 伝統行事、地域の魅力発見事業等の実施

意見	地区	内容
<p>伝統行事、地域の魅力発見事業等は 今後必要</p>	12	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターと共催し、佐世保の歴史の講演会や地元出身の音楽家を招いて音楽会を開催したり、地域の学校で三世代交流などを感染状況をみながら開催した。 ・現在でも、本地区では健全育成会の流れをくむ活動を各学校や地域と連携する中で継続的に実施ができています。例えば、餅つき大会やどんど焼き、書き初め大会、他各種文化行事等。コロナ禍においても、活動形態を変更しつつ、実施可能な行事の継続は図られている。 ・仕事や子育てなどで多用な保護者のために地域の人が講師となり、ふるさと学習や宿題の相談を受ける場を作った。 ・小学6年生と中学生が将来の夢について地域の人と語らい、アドバイスや応援をもらう場を作った。その他リース作り 餅つき 鬼火たきを企画している。 ・コロナ感染拡大防止がなければ、本地区では多世代交流イベントが可能 ・祭り、大運動会は新型コロナの感染の影響で中止となったが慰霊祭・グランドゴルフ大会を実施しました。多世代交流については、コロナ禍でもできるものを工夫して実施できるよう検討したい。 ・新型コロナウイルスの影響で中止となったまつりを変更し、地域の若い人材による各サークルの成果発表をホームページ上に動画掲載「オンラインステージ」を開催した。 ・コロナ禍で公民館祭りも行えない中若い世代の活動が出来ない状況です。自治協では子育て世代を呼び込むためニュースポーツ大会を企画しており、全ての年代性別の差無しで参加を促しています。 ・地区自治協の行事・イベントを通じて、多世代交流を行っている。 ・今後、更なる取り込みが必要。 ・イベント等はコロナ可もあり十分にできていない。 ・令和2～3年度については、自治協、町内会ともに世代間交流の機会となる行事が実施できなかった。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で毎年行っているイベントは出来なかった。次に実施する場合は旧態依然とした取り組みでなく、各世代から幅広い意見を聞き、次世代へ繋げていけるようなイベントにしたい。
行事の負担感が大きい	2	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事業実施できたものはあるが、総じてイベント疲れ、行事疲れのせいか、新型コロナウイルス感染防止を理由に事業実施のためにどういった打開策があるのかという議論がなされていない。自治協役員の高齢化が要因の一つと考えられるし、新しい風を注入することも必要。 ・地域の次世代を担う、若者の人材を発掘すべく、フリーマーケットを実施。このようなイベント交流を積み重ね、自治協議会の役割、地域行事の大切さの理解を広げたい。 ・自治協主催の交流行事を催す度に、各町や学校単位でも行事があるので、保護者たちにさらなる負担感がある、との声も聞く。

(小項目) 人材育成機会の提供

4.4 活動発表会、リーダー養成講座等の開催

意見	地区	内容
コミュニティセンターと自治協事務局の役割分担が重要	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域をけん引していくリーダーを育てるために地域学校推進本部に企画部を作り、若い世代をスタッフとして入れ、共に広い視野で地域運営ができるようにしている。 ・センター長は施設の管理やサークル関係、講座計画等などに専念し、自治協事務局長に地域課題の解決や活性化を分担するような2人体制が仕事量からしてもベストである。
リーダー養成研修的な事業は有効	7	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会の役員後継者を確保するための人材育成は最重要課題ととらえている。支援協力をお願いしたい。 ・今後、更なる取り込みが必要。 ・今後も継続してもらいたい。そしてコミュニティセンター職員との情報の共有をお願いしたい。 ・地域運営研究会のような代表者のみの意見交換ではなく、27地区が集まる場を設けてほしい。(地域活性化シンポジウムや全体会議など) ・リーダー養成講座を各自治協の会長・事務局長にも行っても良いのでは。 ・町内会役員のなり手不足が深刻であり、地域をけん引していくリーダーの育成は急務であるが、コミュニティセンター職員の研修会はあるものの、町内会のリーダーを育成するための人材育成研修がなかった。 ・社会教育とは、コミュニティセンターとはという職員研修は開催されたが、人材育成として自身がインスパイアされるような場はなかったと認識している。

意見	地区	内容
事務局能力の高い人材育成が重要	1	・地域づくりといったような守備範囲を漠然と広げた研修などは現時点ではピントがずれることも。優先順位が高いのは、日常の事務レベルで各自治会運営、自治協運営に精通できる人材であり、それ以上のレベルについては、一定の経験を通したうえでの、先の話になる。まずは、具体的なターゲットを絞りこんだ実践活動を通して内外の情報をインプットしながら改善をしていく中で、広がりも生まれ、それなりの人材は十分に育つ。
人材育成の前に発掘	1	・人材育成機会の提供はありがたいが、受講する人材がいない。まずは人材を集めるノウハウを教えてほしい。
その他	1	・コロナの影響で中止とあるが、準備された内容等を地区自治協議会に提供する方策は無かったのか？

(小項目) 次世代を担う子どもたちの育成

45 子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出

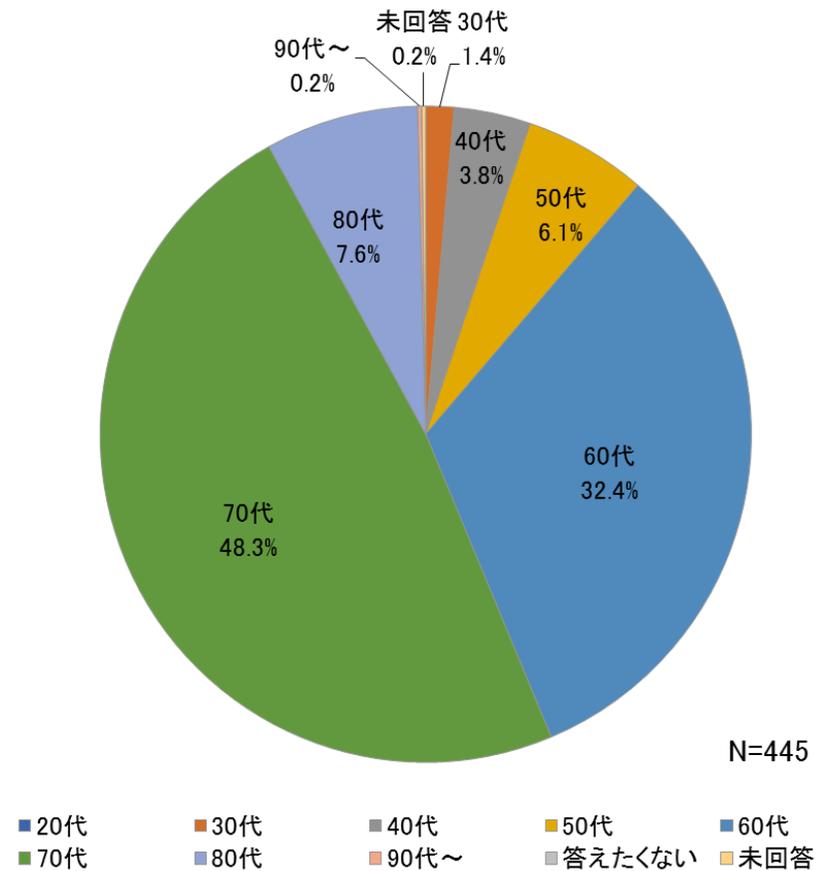
意見	地区	内容
子どもへの地域コミュニティ学習機会の創出は今後必要	14	<ul style="list-style-type: none"> ・サマースクールでは、コミュニティセンター、放課後子ども教室と共催し例年開催し、三世代交流会は小学校に協力する形で取り組みをしている。 ・地域の人が講師となり、昔の街並みや生活の様子を子どもたちに語る。また、子どもたちは話を聞いた後、現地調査をしながら現在と昔の街並みを模造紙に絵地図として表し、気づいたことや考えたことを地域の人と話しながら、ふるさとへの愛を育むという内容を計画している。 ・地元の歴史を勉強しようと佐世保市史談会の方々を講師として当該地区の「史跡探訪」事業を行っている、地元の小中学生を対象とするなら補助金の増額をお願いしたい。 公民館祭りの中で幼稚園・小中高に演技及び作品展示をお願いしております。 ・子供たちに「ふるさと学」を学校と協働で実施し郷土愛を育成している。 ・自分達が生まれ育った地区のことを、子供達が遊びながら学び、交流のできる行事を創出したい。 ・当自治協議会ではこども育成に関しては、皆無である。他地域の取り組みを紹介してもらい、少しでも世代間交流の場を作り、人材育成に取り組みたい。 ・地区自治協議会の事業で、ふるさと史跡めぐりは新型コロナウイルスの感染拡大により中止。門松づくり、鬼火焚きはコロナ禍の影響で制約がある中、各部会は工夫して実施可能な範囲で規模を縮小して実施。 ・町内会等のイベント（夏祭り）はすべて中止。 ・パンフレット（町内会ってなに？）は、町内会にも配布し、町内会加入案内チラシとともに活用すべきでは。

意見	地区	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、学校教育ではフォローできない領域に対する地域による育成活動がより重要度を増すことが予想される。指導者の育成や確保を含めた放課後子ども教室などの一層の連携を促す施策を推進し、それらを通じて子どもの教育活動を手厚くすることでより良い人材育成につなげられれば、地域の役割も全世代からの理解を得られる。社会教育はそうした段階にきていると考えられるため、ことさらに「社会教育」という用語だけを会議の中で声高に叫ぶことは不要で、中身を現場で具体的に検討することが大事。防犯・防災、ごみ問題、社会教育などがこれからの地域社会の中で全世代にわたり重要度が高いと考えられる案件。 ・ かなりの町内会で実施されていた夏祭りが、コロナの影響ですべて中止になった。 ・ 令和4年4月からコミュニティスクールとしてスタートした。特に、中学校区の部活動への地域からの共育サポーターの人材確保が課題である。 ・ 自治会においても子供を主体とした夏祭りや伝統行事が毎年実施されていたが、コロナで令和2年から中止している。 ・ 地域に何があるのかという掘り下げた材料探しはしていない。サマースクールは毎年実施している。 ・ 今後、更なる取り込みが必要。 ・ 「運動会」を実施し、町内対抗で大変盛り上がった。大きな事業だったため、毎年の開催は難しいが、普段はスポーツ大会を通じて、地域の子供たちと高齢者の交流を深めている。 ・ 子供が住んでいて楽しいと思ってもらえるような地域づくりを目指したい。

調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ①第2期計画策定時のアンケート結果と比較する等の現状把握 ②新型コロナウイルスの町内会等活動への影響の把握 ③今後の活動の予定や地区自治協議会との連携等のご意見を把握 ④市の支援のあり方について、新たな施策を考える際の基礎資料
対象	612町内会等
実施期間	令和4年9月
有効回収数	445町内会等（回答率72.7%）
主な設問項目	<ul style="list-style-type: none"> ①町内会等の代表者について ②町内会等の状況について ③町内会等の活性化について ④市からの町内会等支援について ⑤新型コロナウイルス感染症の町内会活動への影響について ⑥町内会等と地区自治協議会の連携について

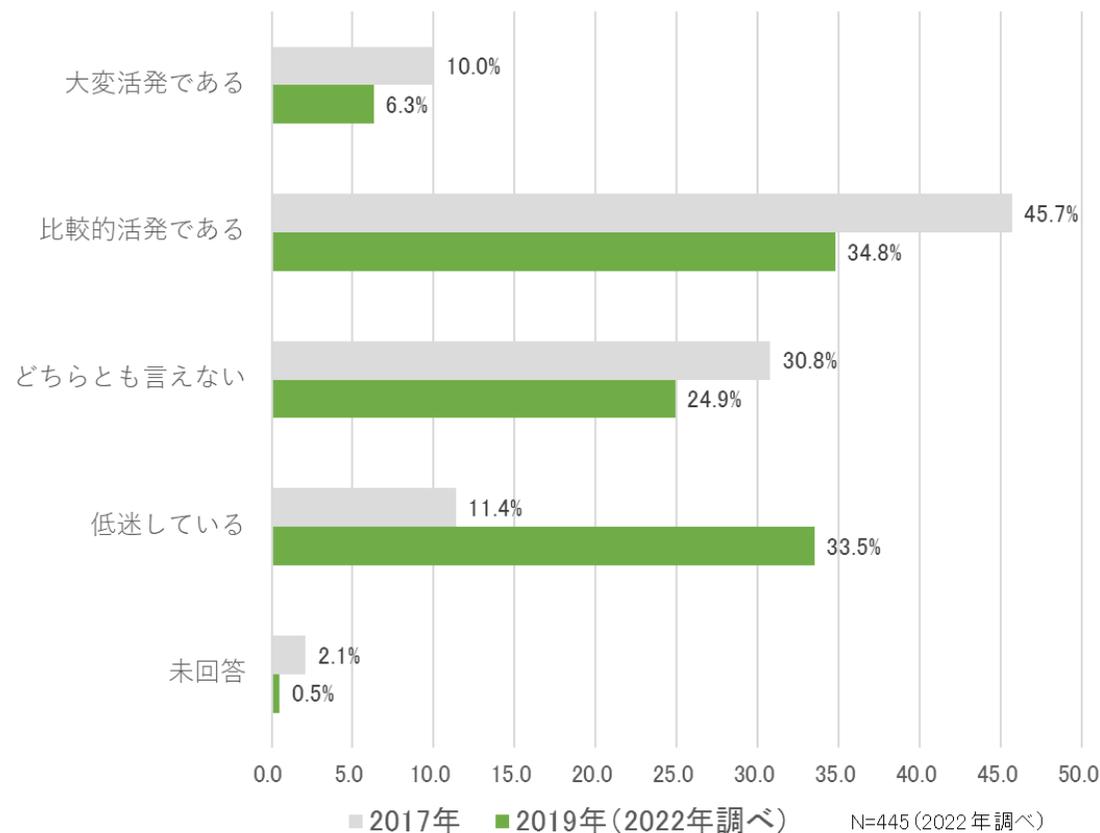
Q:町内会等代表者の年代について、当てはまるものを1つ選んでください（1つに○）

- 町内会等代表者の年代で最も多かったのは70代の48.3%であり、60代の32.4%と80代の7.6%が続いている。
- 20代と回答した団体はなかった。



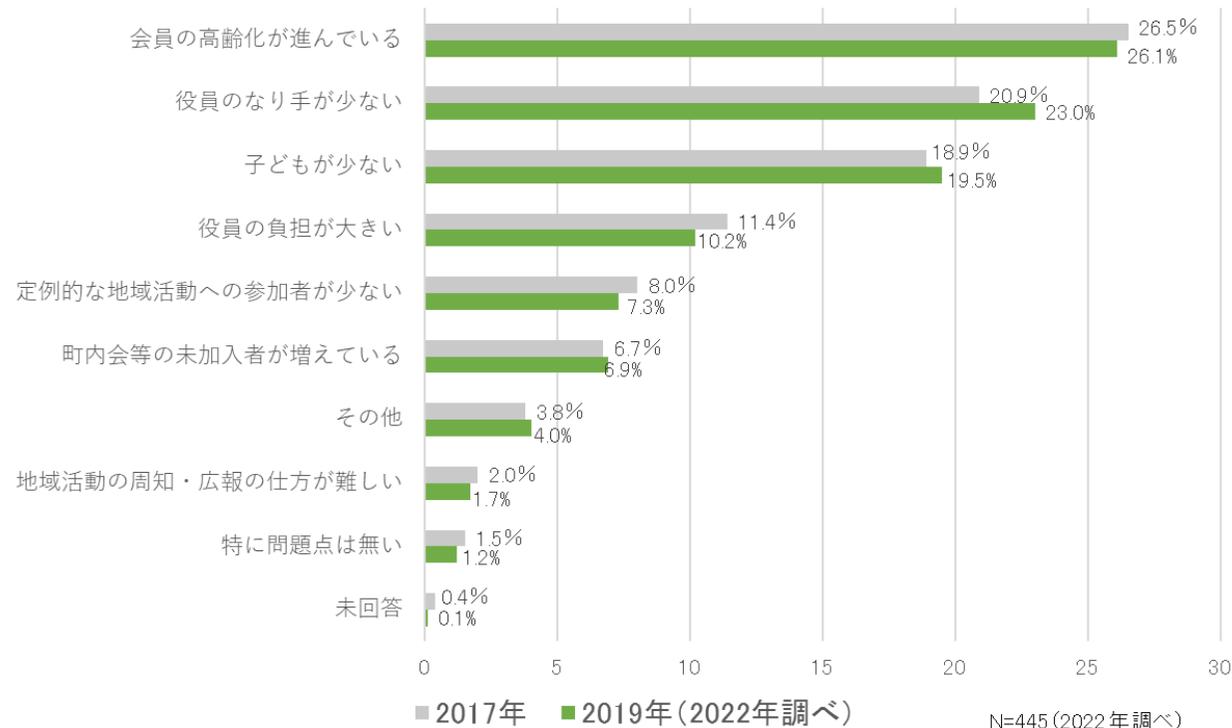
Q:新型コロナウイルス感染症が発生する前として、令和元年度の状況についての貴町内会等の活動状況はどうでしたか（1つに○）

- 2017年アンケートと比較すると、「大変活発である」が3.7ポイント、「比較的活発である」が10.9ポイント減少した。それに対し、「低迷している」と回答した団体は27.1ポイント上昇した。



Q:貴町内会等の活動を行う上での問題点は何ですか（該当するもの全てに○）

- 最も多かったのは「会員の高齢化が進んでいる」であり、2017年アンケートと変わらなかった。上位2番目から7番目の項目も変わらなかった。
- 「地域活動の周知・広報の仕方が難しい」と回答した団体が上位9番目から8番目となり、コロナ禍や情報化進展の影響により、ポイントが上昇したと推測できる。



(その他の主な内容)

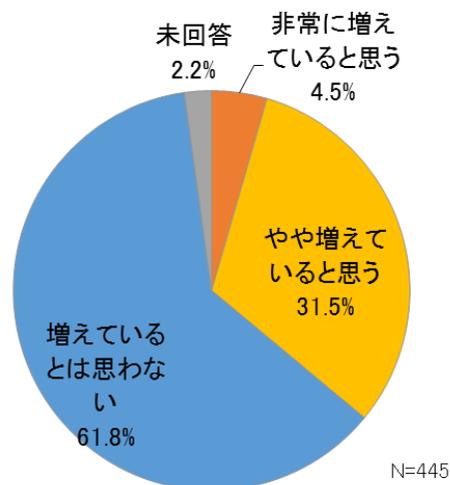
- ・自治協設立による負担増
- ・会費不足 ・人口減少
- ・行事が多い ・町内会の範囲が広い など

※本設問は2017年は単一回答、2022年は複数回答であるため、比較できるよう2022年の母数を回答数とした。

2. 町内会等の状況について

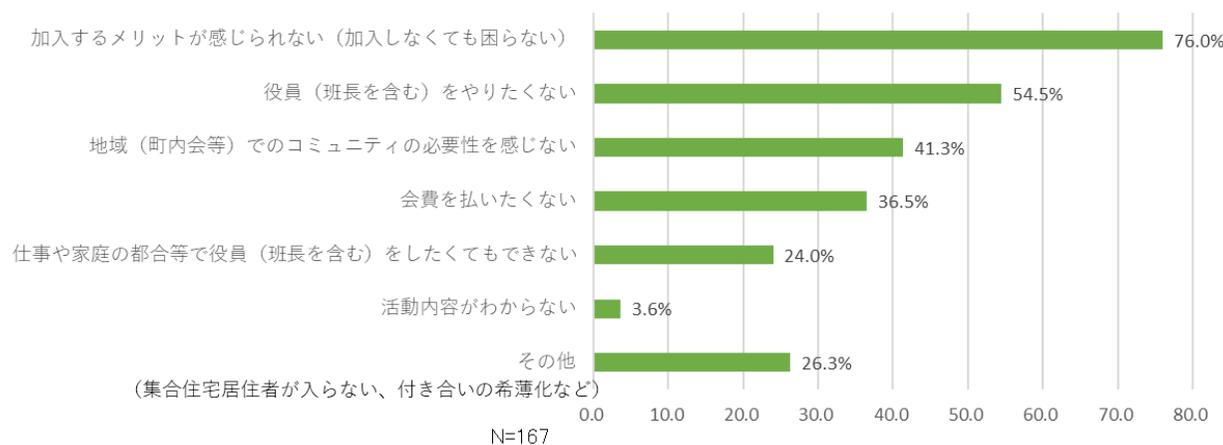
アンケート結果

Q:貴町内会等に未加入の人は増えていますか(1つに○)



- 「増えていると思わない」と回答した団体が61.8%と最も多かった。
- 「非常に増えていると思う」と「やや増えていると思う」を合計すると、36%となり、「増えていると思わない」の差は25.8%となった。

Q:未加入者が増えていると回答した町内会にお尋ねします。未加入の理由は何だと思えますか(該当するもの全てに○)

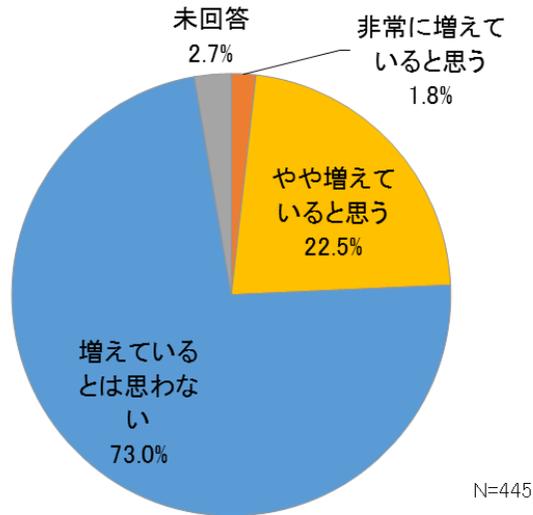


- 「加入するメリットが感じられない(加入しなくても困らない)から」が最も多く、「役員(班長を含む)をやりたくない」、「地域(町内会等)でのコミュニティの必要性を感じない」が続く。
- 町内会加入のメリットや地域コミュニティの必要性を周知することや役員負担軽減を図る必要があることが窺える。

2. 町内会等の状況について

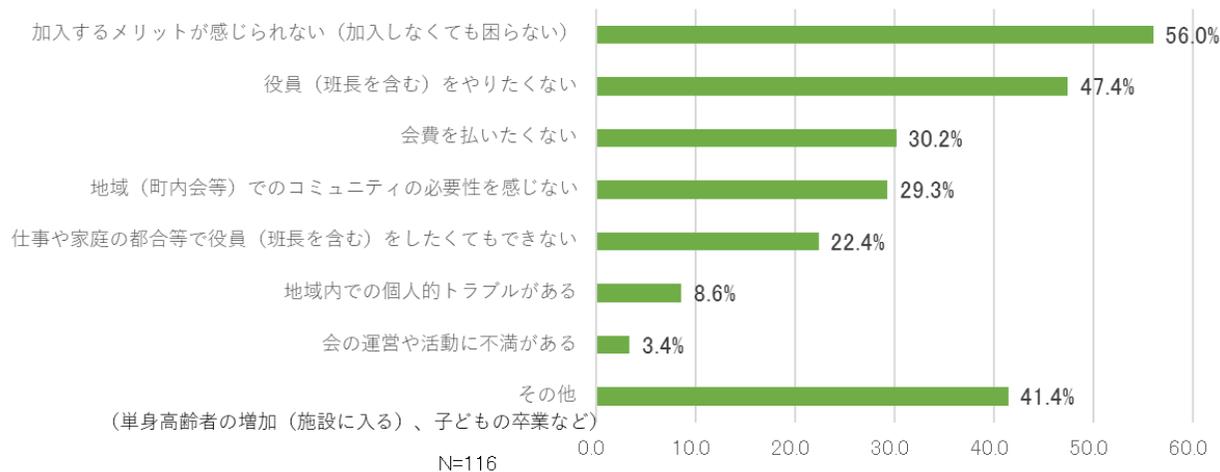
アンケート結果

Q:貴町内会等を退会する人は増えていますか(1つに○)



- 「増えていると思わない」と回答した団体が73.0%と最も多かった。
- 「非常に増えていると思う」と「やや増えていると思う」を合計すると、24.3%となり、「増えていると思わない」の差は48.7%となった。

Q:退会者が増えていると回答した町内会にお尋ねします。退会の理由は何だと思えますか(該当するもの全てに○)

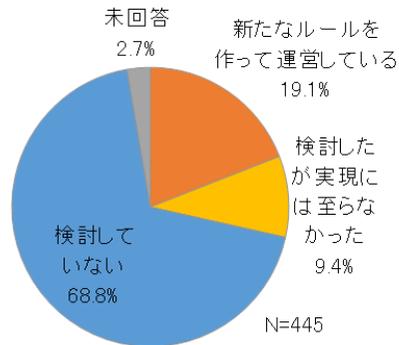


- 退会する理由としては、「加入するメリットが感じられない(加入しなくても困らない)から」が最も多く、「役員(班長を含む)をやりたくない」、「地域(町内会等)でのコミュニティの必要性を感じない」が続く。
- 会費を負担していても加入するメリットが感じられないため退会する方が多いことが窺える。

3. 町内会等の活性化について

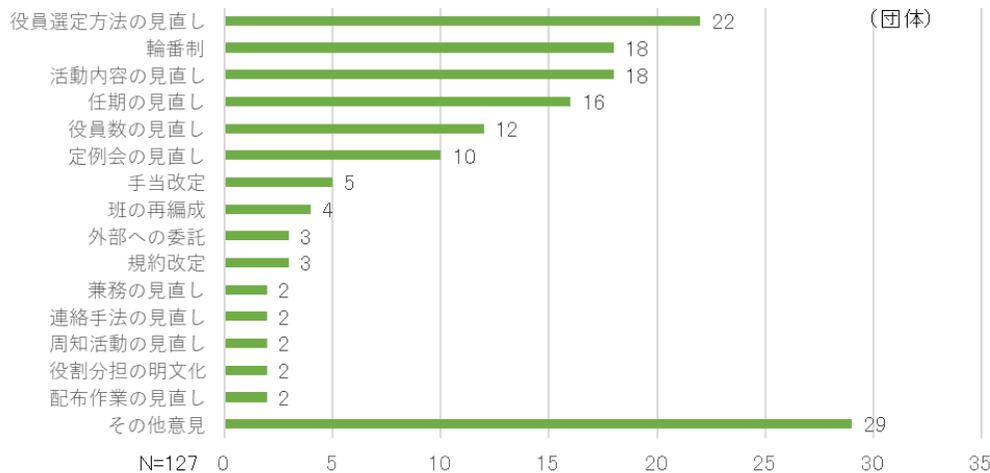
アンケート結果

Q: 役員の負担軽減や町内会活動の活性化等のため、役員の就任に関して、新たなルールづくりなどの検討が行われましたか(1つに○)



- 「検討していない」と回答した団体が68.8%と最も多かった。
- 「検討したが実現には至らなかった」と回答した団体は9.4%と、団体内での合意形成の難しさが窺える。

Q: 「新たなルールを作って運営している」、「ルールを検討したが実現に至らなかった」と回答した町内会にお尋ねします。新たなルール、検討したルールは何ですか(記述)



(その他意見の主な内容)

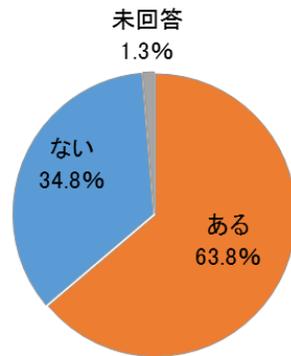
- ・部会の統廃合
- ・人材の登用
- ・手引きの制作
- ・代理制度の創設
- ・年齢制限の見直し
- ・会費徴収方法の見直し など

- 「その他意見」を除くと「役員選定方法の見直し」が最も多く、「輪番制」、「活動内容の見直し」が続く。
- また、役員数を増加することで一人当たりの負担軽減を図るなどの「役員数の見直し」と回答した団体も12地区あった。

3. 町内会等の活性化について

アンケート結果

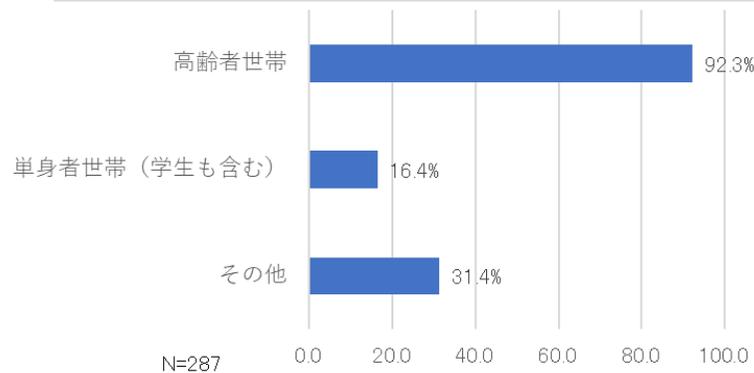
Q:役員や班長を選出するにあたり、就任を免除している事例はありますか(1つに○)



N=445

- 役員や班長の就任を免除している事例が「ある」と回答した団体は63.8%、「ない」と回答した団体は34.8%となった。

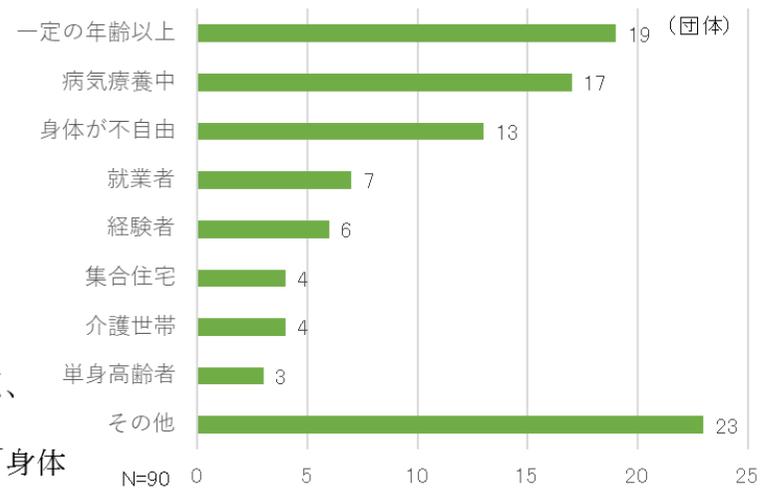
Q:どのような場合に免除していますか(該当するものに全て○)



N=287

- 「高齢者世帯」が選出された場合に免除していると回答した団体が多く、「単身者世帯(学生も含む)」を免除している割合も16.4%となった。
- その他のルールでは、「一定の年齢以上」が最多で、「病気療養中」、「身体が不自由」、「就業者(昼間働いている方)」が続く。

その他の具体的内容

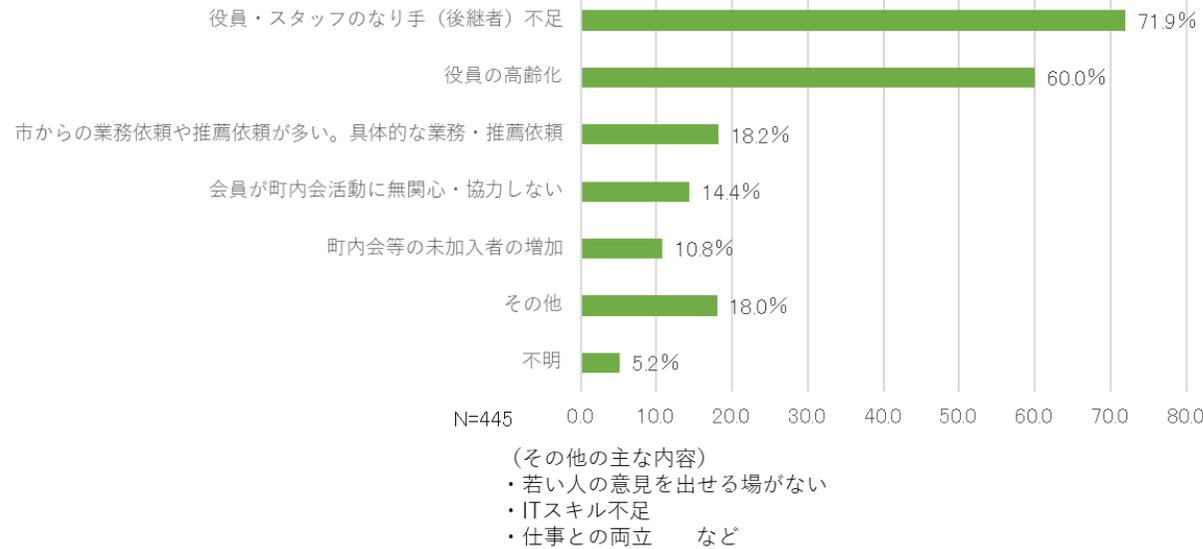


N=90

3. 町内会等の活性化について

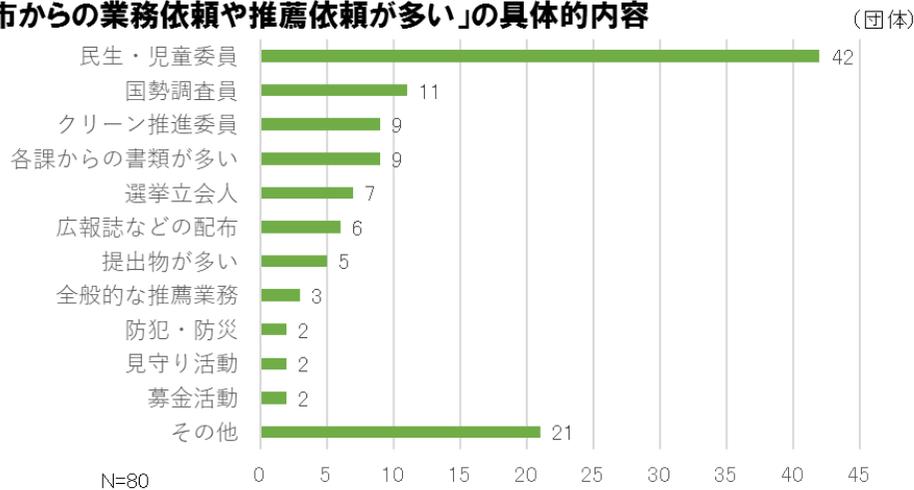
アンケート結果

Q:町内会等の活性化を図る上で、貴町内会等では課題や問題点がありますか(1つに○)



- 町内会等の活性化を図る上の課題や問題点としては、「役員・スタッフのなり手(後継者)不足」の回答が最多となった。
- 「役員の高齢化」は上位二番目となっており、今後の町内会の運営を心配する団体が多いことが推測される。

「市からの業務依頼や推薦依頼が多い」の具体的内容



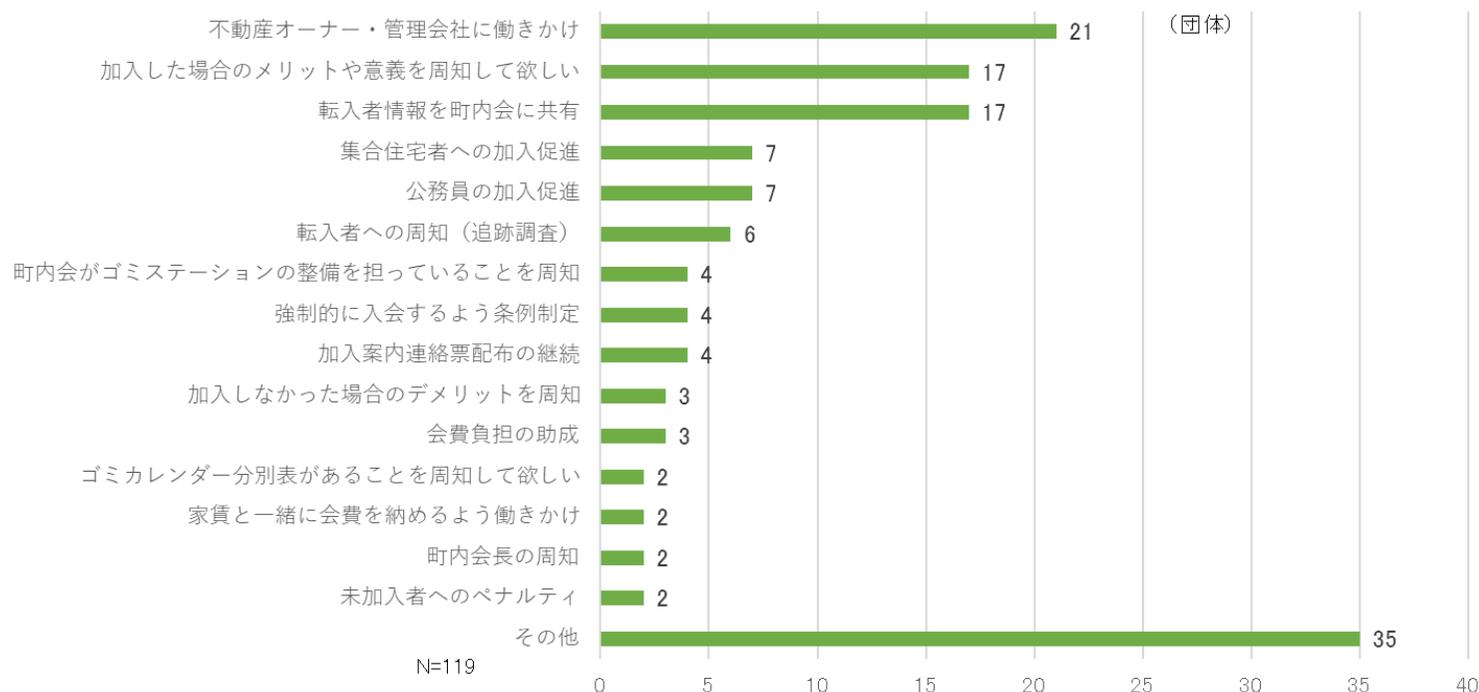
- 市からの業務依頼や推薦依頼の課題として尋ねたところ、「民生・児童委員」の推薦業務を挙げた町内会等が42団体と最も多かった。
- その他、「国勢調査員」、「クリーン推進委員」、「選挙立会人」の推薦業務関連の回答続き、町内会等が各種委員の推薦に苦勞していることが窺える。
- また、「市からの書類が多い」と回答したのは9団体となった。

4. 市からの町内会等支援について

アンケート結果

Q:本市では、現在町内会等加入促進のため、市役所や支所等の窓口で、本市に転入及び市内で転居される市民に対して、町内会加入促進チラシや加入案内連絡票の配布を行っています。その他町内会等加入促進に関して、市に取り組んで欲しいことがあればご記入ください(記述)

- 分類すると、「不動産オーナー・管理会社に働きかけ」と回答したのが21団体と最多。それに、「加入した場合のメリットや意義を周知して欲しい」「転入者情報を町内会に共有してほしい」と回答した町内会等がそれぞれ17団体と続いた。



(その他の主な内容)

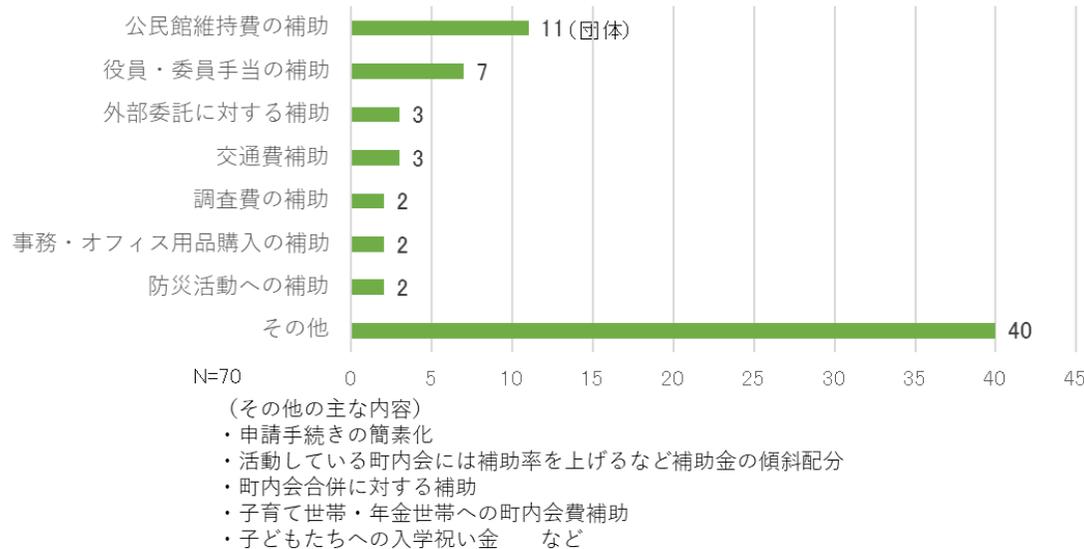
- ・町内会等加入促進チラシだけでなく、主管課以外も町内会に加入してもらえるような中身を考えて頂ければと思う。
- ・加入手続きの簡素化。
- ・加入者数増加の町内会には補助金増額の仕組みづくり。
- ・町内会加入者に対してのメリット(市税等)があってほしい。
- ・他自治体のモデル事例を周知。
- ・入札業者への働きかけ。(町内会等加入促進のため)
- ・加入促進策に実効性が見られない。真剣に取り組んでほしい。 など

4. 市からの町内会等支援について

アンケート結果

Q:本市では、町内会活性化を目的に、活動の拠点である施設の整備やまちづくり活動、敬老会行事等への財政的な支援を行っていますが、この他に市に対して新たな補助金や助成金等の希望があれば、ご記入ください(記述)

- 新たな補助金や助成金等の希望は、火災保険や土地借地料などに対する「公民館維持費の補助」が11団体と最多。それに、人材確保に向けた「役員・委員手当の補助」、清掃活動などの「外部委託に対する補助」、「交通費補助」が続く。



※その他に計上していないが、現行制度の補助金の増額、拡充を要望する意見も多くあった。

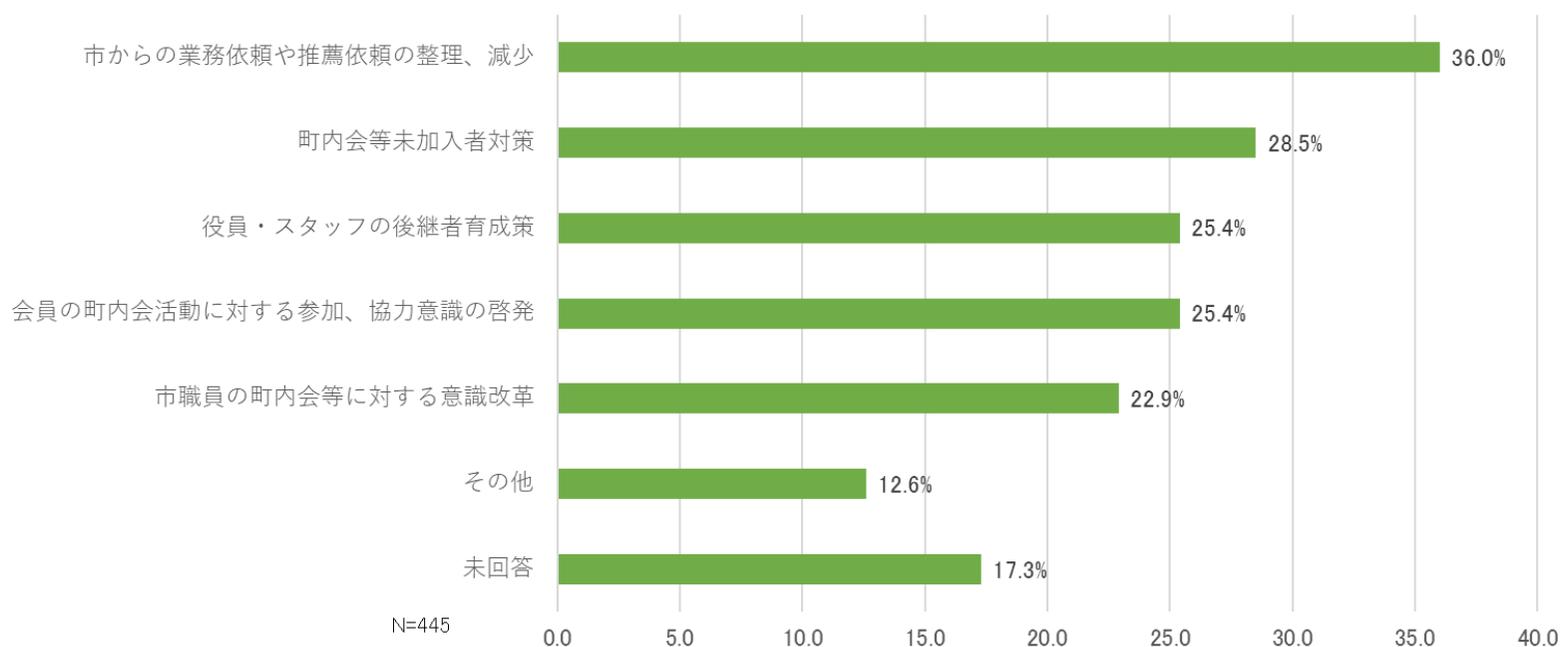
- 各種地域団体の補助増額 (子ども会や老人会・敬老会など)
- 現行の補助制度増額 (特にまちづくり促進事業補助金)
- 集会所施設整備補助金の増額
- 地域清掃活動への補助増額 (1人当たり200円程度(お茶)を出してほしいなど)
- 防犯灯維持管理費の増額
- 庁内掲示板維持管理費の増額
- 事務員設置交付金の増額 など

4. 市からの町内会等支援について

アンケート結果

Q:町内会等の活性化を図る上で、市に力を入れて取り組んで欲しいことがありますか(該当するもの全てに○)

- ・「市からの業務依頼や推薦依頼の整理、減少」の項目が最も多く、「町内会等未加入者対策」、「役員・スタッフの後継者育成策」が続く。
- ・「会員の町内会活動に対する参加、協力意識の啓発」と回答した団体は25.4%となり、町内会会員への研修会等開催などを検討する必要がある。

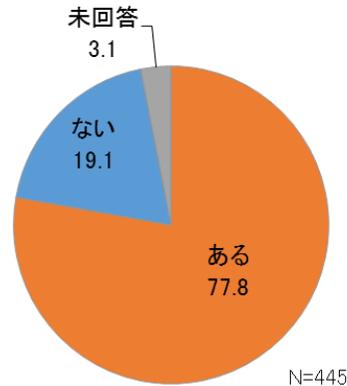


(その他の主な内容)
・他町内会の事例紹介
・市職員の町内会への積極的な参加
・町内から出した要望書への回答 など

5. 新型コロナウイルス感染症の町内会活動への影響について

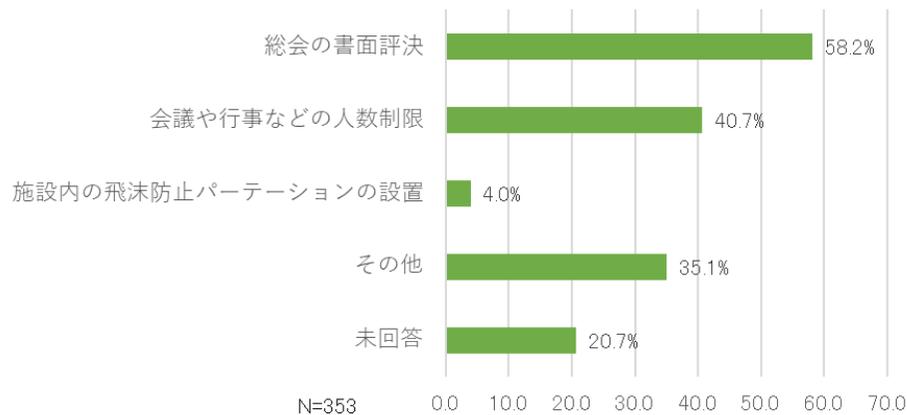
アンケート結果

Q:新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、貴町内会等において、これまでの運営や活動から何か工夫したことや見直したことはありますか(1つに○)



- 新型コロナウイルスの感染拡大により町内会活動を工夫、見直したと回答した団体は77.8%となった。

Q:「ある」と選ばれた方にお尋ねします。それはどのような工夫、または見直しでしたか(該当するもの全てに○)



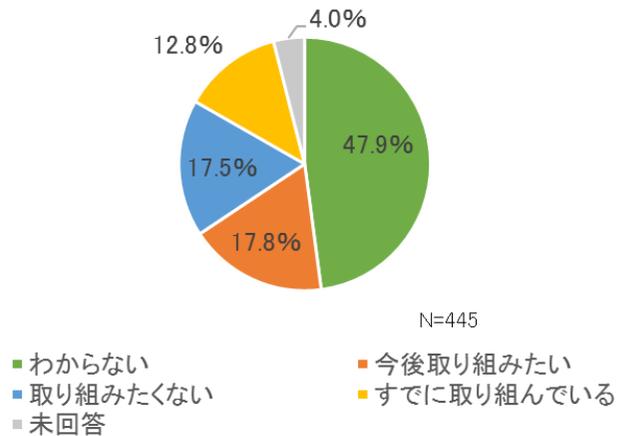
- 「総会の書面評決」と回答した団体は58.2%と最多。
- 「会議や行事などの人数制限」は40.7%となり、コロナ禍によるコミュニケーション不足、親睦を深めることができなかったことが窺える。

(その他の主な内容)

- ・会議時間の短縮
- ・行事、イベントの中止
- ・会議時のマスク着用、アルコール消毒
- ・消毒液、体温検知器の設置 など

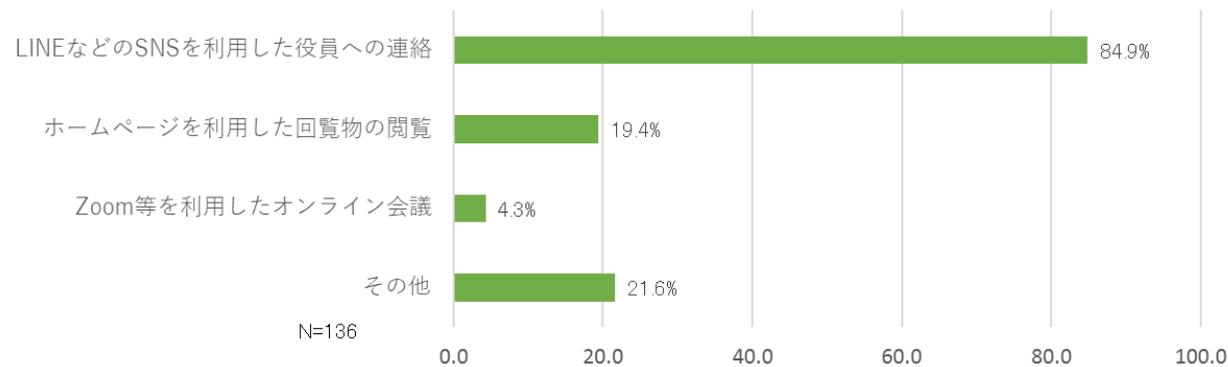
5. 新型コロナウイルス感染症の町内会活動への影響について アンケート結果

Q:コロナ禍の状況でも、町内会等の運営や活動を継続して行っていくためには、インターネットやスマートフォンなどの活用もひとつの方法と考えられます。町内会等のデジタル化の取り組みについてどうお考えですか(1つに○)



- デジタル化の取り組みは「わからない」と回答した団体は47.9%と最も多かった。
- 「取り組みたくない」は17.5%となり、「わからない」と足し合わせると65.4%。デジタル化のメリットを伝えることや研修会の開催等が必要であることが窺える。

Q:「すでに取り組んでいる」または「今後取り組みたい」を選ばれた方にお尋ねします。それはどのような取り組みですか(該当するもの全てに○)

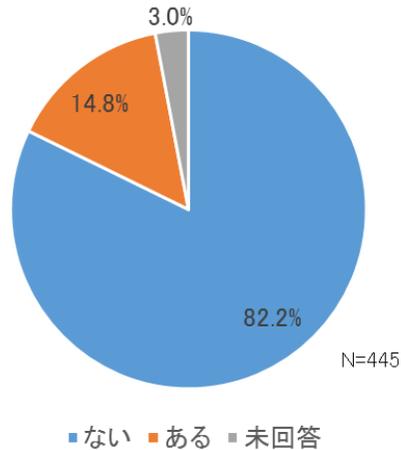


(その他の主な内容)
 ・インターネットの活用はできない
 ・LINEの活用を検討
 ・防災ラジオの充実 など

5. 新型コロナウイルス感染症の町内会活動への影響について

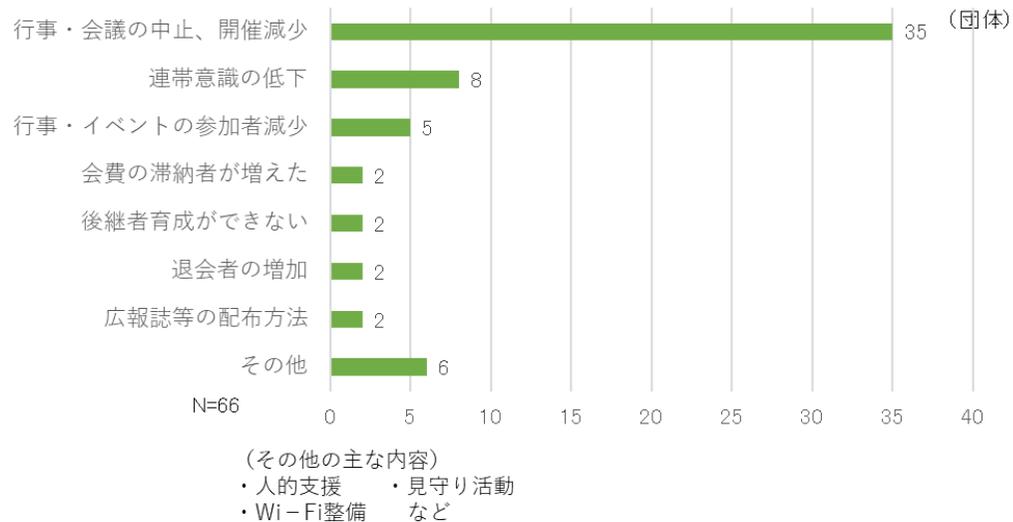
アンケート結果

Q:新型コロナウイルス感染症により、町内会等運営や活動が制限されたかと思いますが、その他に影響を受けたり、問題が発生したりしましたか(例:退会者が増えた。会費の滞納者が増えたなど。)(1つに〇)



- 町内会等運営や活動の制限の他に影響があると回答した団体は14.8%となった。
- 「ある」と回答した団体で具体的内容を見ていくと、行事・イベントが開催できなかったことで「連帯意識の低下」が8団体、「行事・イベントの参加者減少」が5団体となり、行事・イベントが開催できなかったことで親睦を深められていないことが窺える。

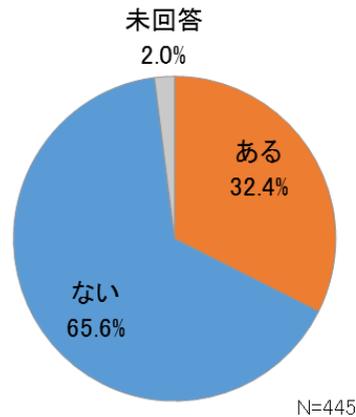
あると回答した団体の具体的内容(記述)



6. 町内会等と地区自治協議会の連携について

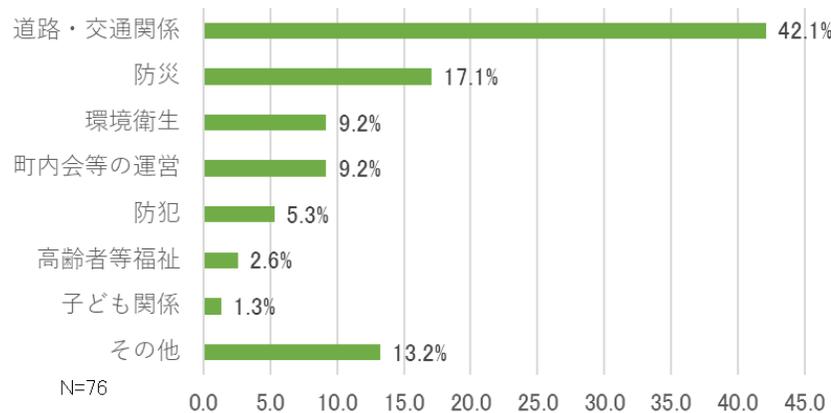
アンケート結果

Q:町内会等の課題を地区自治協議会に相談したことがありますか(1つに〇)



- 自治協に相談したことが「ある」と回答した町内会等は32.4%、「ない」と回答した町内会等は65.6%となった。

Q:「ある」と選ばれた方にお尋ねします。それは、どのような分野ですか(1つに〇)



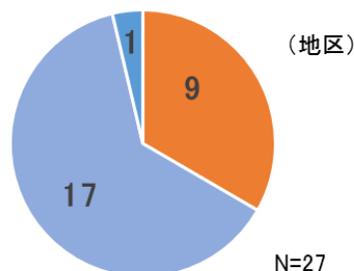
- 自治協に相談した内容としては、「道路・交通関係」と回答した団体が42.1%となり、「防災」、「環境衛生」、「町内会等の運営」が続く。

(その他の主な内容)
 ・地区自治協議会との関係
 ・空き家の問題
 ・公園や防犯灯の管理 など

調査目的	<ul style="list-style-type: none"> ①第2期計画策定時のアンケート結果と比較 ②自治協の運営上の問題把握 ③地域課題解決にあたる取り組みの類型化
対象	27 地区自治協議会
実施期間	令和4年9月
有効回収数	27 地区
主な設問項目	<ul style="list-style-type: none"> ■地区自治協議会の運営について <ul style="list-style-type: none"> ・町内会間の結びつき ・自治協設立以降の役員の負担軽減 ・イベント・行事 ・地域コミュニティ推進事業補助金の積立について ■地域課題について <ul style="list-style-type: none"> ・自治協と行政の協働で解決したいと考えている問題 ・自治協自ら解決したい問題 ・自治協が町内会等地域組織に対して解決を望む問題 ■第2期佐世保市コミュニティ推進計画における成果指標 <ul style="list-style-type: none"> ・課題解決に向けた取り組みの実施 ・広報活動 ・若年層の参画

Q:自治協を設立して、より町内会どうしの結びつきが強くなったと感じられますか（該当するものに○）

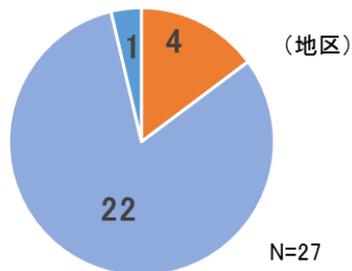
- 地区自治協議会を設立して町内会との結びつきが強くなったと回答したのは9地区で、半分以上の17地区が設立以前と結びつきは変わらないと回答した。



- 町内会どうしの結びつきは、強くなったと感じる。
- 町内会どうしの結びつきは、設立以前と変わらない。
- わからない

Q:地区自治協議会を設立することによって、地域組織との再編合流で役員重複を解消し、地域の皆様の負担軽減が図ることも目的としていたものですが、いかが感じていますか（該当するものに○）

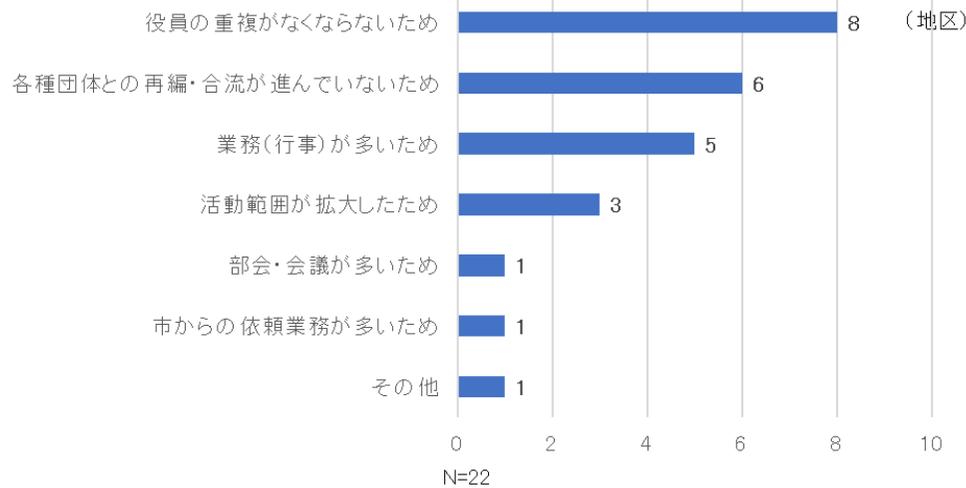
- 地区自治協議会設立によって、役員の負担軽減が図られたと回答した地区は4地区と少ない状況。
- 半分以上を越える22地区が役員の負担軽減は図られていないと回答しており、役員に負担がかかっていることが窺える。



- 役員の負担軽減が図られた。
- 役員の負担軽減は図られていない。
- わからない

Q:役員の負担軽減が図られていないと回答した地区にお尋ねします。役員の負担軽減が図られていない理由は何だと思えますか（記述）

- ・ 役員の負担軽減が図られていない理由としては、「役員の重複がなくなるため」が最多。「各種団体との再編・合流が進んでいないため」、「業務(行事)が多いため」が続く。



役員の重複がなくなるため

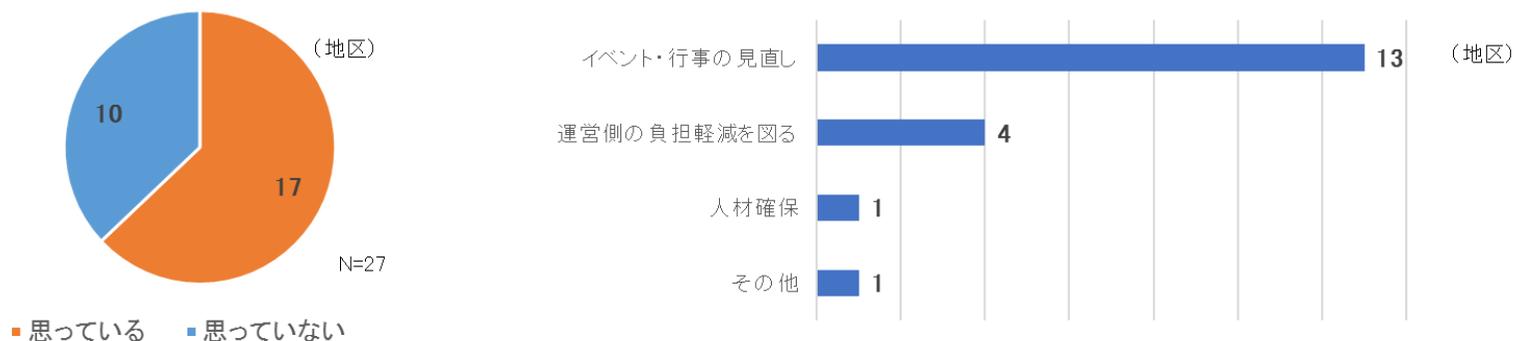
- 一部の人に負担が増えている。(人材の偏り)・部会(町内会長等)がうまく回ると負担軽減につながると思う。
- 各町内会長(自治会長)が組織の中に入り活動しており、自治協役員となれば自治協及び町内会長と二つの役をすることになり逆に多忙となっている。(多忙となったとの意見が多数あり。)地域のみのあるため、役員数は変動ない。
- 役員ができる者が限られており、町と地域の役員重複がなくなる。国などでは、70歳まで働けと推奨しており、経済的にも年金だけでは食べていけない現状があり、役員固定化の壁が高い。
- 町内の役員が重複して、自治協の役員になっている場合が多くみられる。
- 館長のなり手すらいない中では、負担軽減は図られていない。組織図では、部会から出ているが、会議には出席しないと部会がなりたない。
- 連合町内会と自治協総務部会のメンバーが同じであるため、会議の回数が増えた。
- 役員のなり手がいない。役員の年齢が下がらない(定年、就職中)
- 自治協議会と町内会との役員重複が解消されていない。

Q:役員の負担軽減が図られていないと回答した地区にお尋ねします。役員の負担軽減が図られていない理由は何だと思えますか
(記述)

<p>各種団体との再編・合流が進んでいないため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進会は自治協設立の翌年、町内連合会は2年後、町連婦人部会は3年後に自治協に合流したが、他の組織は依然そのままであり、役員もほとんど交代なく同じ人が継続している現状で、負担軽減の実感は見られない。逆に「忙しくなった」との声が多い。 地域内の各種団体との再編合流が、その団体の上部組織（市、県、全国）との調整が整っていない関係で進んでいないのと、現在再編合流が済んでいる町内連合会や生涯学習推進会にしても、従来各団体が行っていた事業を自治協が引き継ぐ形で実施しており役員の負担軽減には成って居ないと思われる。結局再編合流が達成できたとしても、負担軽減にはあまりならないと思われる。 設立当初から合流していて、役員の重複がないため。（生涯学習推進会のときから組織は変わらない） 生涯学習推進会がそのまま自治協議会になり、役員の仕事はほぼそのまま変わらない。 再編合流しても負担軽減になるとは思えない。 再編合流が図られていない現実がある。
<p>業務（行事）が多いため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行事、業務が多くなっている。 従来からの活動により負担軽減が図られていない。 やるべきことが増える一方、未解決な案件も多くある。 自治協に変わったら役員の負担は増えたように思う。始まったばかりのせいかもしれないが。 三役と部会長のメンバーは、会議が増えた。地域部会をブロックに分け、その中の1～2名を運営委員とし、各部会の構成員になってもらっており、部会会議や行事出席の分、負担が増えている。
<p>活動範囲が拡大したため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全見回りなど、町範囲でやれていたのが地域全体となると高齢者にやや負担になるという声がある 他の団体と関わりが増えたこともあり、事業規模も大きくなり、その分増えている。 自治協議会は複数部会の大きな組織であり、課題解決、組織運営等に伴う対応により、特に会長、役員、及び事務局の負担が大きくなっている。事務負担軽減は、自治協議会全体を考えるべき問題であり、再編合流の一面のみの分析でないと考えます。
<p>部会・会議が多いため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各部会での会議参加への負担が増えた。理事会も増えた。今後、部会の再編を検討。
<p>市からの依頼業務が多いため</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市からの会議や、これまでの推進計画等の経過を無視した投げかけが多く、振り回されている。市の地区自治協議会に対する方針（併任事務局長等）が、第2期地域コミュニティ推進計画等に規定する内容と真反対であり、その対応に忙殺される。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域各組織（団体）において、役員としての負担意識は感じられない。むしろ、各団体の特色に適応した役員構成の活動と理解する。

Q:今後、行事、イベント(特に、社会教育事業・生涯学習推進事業にかかるもの)の見直しを予定したいと思いますか？(該当するものに○)

- ・ 行事、イベントの見直しを予定していると回答した地区は17地区。見直し内容としては、「イベント・行事の見直し(古くから続いているイベント)」と挙げた地区が13地区で最多。それに「運営側の負担軽減」、「人材確保」が続く。



見直し内容 (記述)

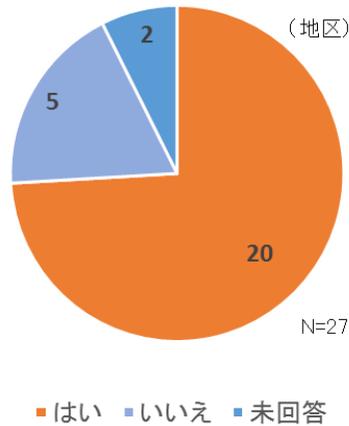
イベント・行事の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古い行事、特に「公民館まつり」の見直し。(サークル発表の見直し)・若い人の意見を取り入れる。参加することで楽しんで連帯意識を高める。 ・ 連合町内会時代からスタートしている行事(体育祭など)について、住民アンケートをとり見直しを行いたい。特に、体育祭は地区全体の人が集まる場であることも考慮し見直しを図る。(やり方を何年かに1度等)。 ・ 運動会を中止した。役員(町内会長)の負担軽減のため、選手集め等。 ・ 体育大会。只今年中行事計画の中で文化の面ではできていると思われるが、運動の大会では、球技(ソフト、バレー)などにとどまり、バラバラに運動会等行事をされることがみられる。 ・ 運動会やコミセンまつりの簡素化 ・ 「自治協夏まつり」を開催したが、会場設営や関係団体との調整など、運営側の負担が多く、第2回以降の開催については、各町内の協力を期待できない状況の中では、開催を断念せざるを得なかった。しかし、子供たちからの開催要望もあることから、今後は、一部作業の外注や関係機関との協働を図り、担い手や協力者を増やす努力をする事で、少しでも運営側の負担軽減を図ることが必要だと考える。 ・ 公民館まつりは、施設利用者がほとんどである。町内会関係の演技での参加は学校関係のみであるので、秋祭りに変更し、盆踊り等の出店を考えている。地域外の人も出ているので町民のまつりになっていない。 ・ 人口が減少していく中、高齢者が多く、役員の高齢化もあり、行事やイベントをするのは大変な負担になっている。また、コロナ禍で行事、イベントを行う際、コロナ対策や感染拡大の状況によっては中止をせざるをえない。 ・ 運営側の高齢化に加えて、コロナ禍ということもあり、行事の内容を変更し、新たな形態で開催していく。
-------------	--

Q:今後、行事、イベント(特に、社会教育事業・生涯学習推進事業にかかるもの)の見直しを予定したいと思いますか？(予定していれば具体的内容を記述)

<p>運営側の負担軽減を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当地区は、まちづくりの観点から、当初から公民館(コミセン)と一緒に活動をしてきており、館長(センター長)にはかなりの負担をかけていると思う。同様に、今後コミセンの事業について、共催という形になれば、一方的でなく双方にメリットがある活動になると考える。 • 省力化や効率的な準備、運営を目指す。 • 継続するための自己資金
<p>人材確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 運営スタッフの確保
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 自治協議会は行事遂行型から課題解決型へ、社会教育事業、生涯学習推進事業はコミュニティセンターが中心になって行い自治協議会と連携して取り組む。

Q:地域コミュニティ推進事業補助金の積立を可能とした場合、活用しますか(該当するものに○)

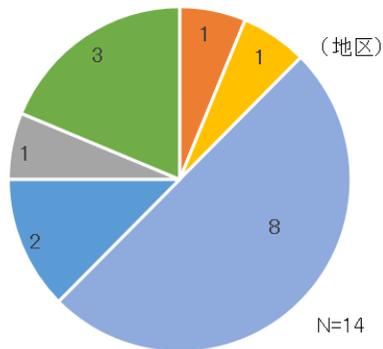
- 地域コミュニティ推進事業補助金の積立制度が創設された場合、活用すると回答した自治協は20地区。そのうち、積立期間は3年と回答した自治協が8地区。



(未回答地区の意見)

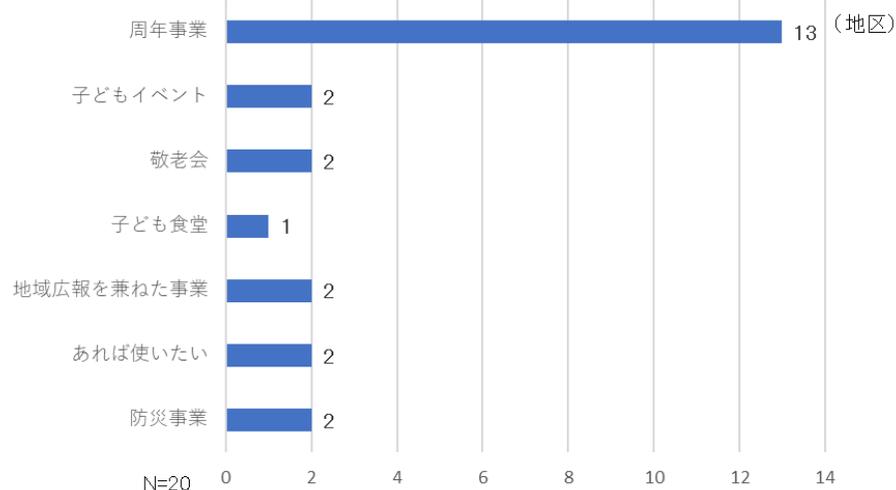
- 下記4点のことから選択しない
 - ①もっと詳しい説明をしてからの調査をしていただきたい。
 - ②どのような事務処理をするのか分からない。
 - ③どこが積立金を管理するのか。
 - ④周年行事ということだが3年程度の積み立てとする理由は。
- 現時点で、この制度の詳細な内容が定められていないので回答のしようがない。

どれくらいの積立期間が必要だと考えますか



■ 1年 ■ 2年 ■ 3年 ■ 3~5年 ■ 制限不要 ■ 分からない

Q: 地域コミュニティ推進事業補助金の積立を可能とした場合、どういった目的で積立しますか(活用すると答えた地区のみ記述回答)



具体的内容

- 今はわからない。皆合意の目標を立てれるかどうか次第。
- 花火大会、夏祭り
- 記念イベント※大きなイベントを考えている地区は良いだろうが、これ以上の規模の大きなイベントを行うのは難しいかも
- カヌー大会、発掘調査の説明等地域の広報を兼ねたイベント行事
- こども対象の行事・・・小学校区毎で行われている行事を合同で開催
- 若者には運動大会等、老人には、文化発表・敬老会
- 生涯学習事業、防災事業、節目の記念行事等
- 子ども食堂の設立（月1回程度）
- 地域マップ事業（地区防災計画R5作成するので、それを生かして、毎月見てもらえるようなカレンダー作りや講演会をしたい）
- 大規模な音楽祭、併設の児童センターとの共催のイベントなど
- 自治協各部会に行事等必要経費に補助をする。
- 目的をもった大きな行事
- より地域に密着した、大きな費用を持った周年イベント。例：自衛隊の運動会・夏祭り・備品の修繕・購入
- ふるさと市・レクレーション大会、従来実施しているイベントのレベルアップ
- 春祭り、夏祭り、スポーツ大会、敬老会
- 地域紹介啓発看板の作成と設置。歴史的保存活動に対する支援

Q: 自治協と行政の協働で解決したい問題はありますか(記述)

分野	件数
みちづくり	11
まちの再生	0
市民協働	8
高齢者福祉	5
環境に配慮したまちづくり	5
町内会加入促進・人材育成	5
公共交通	0
防災対策	3
学校教育	3
公共施設の在り方	3
防犯	3
文化芸術	1
水の安定供給	1
農林業	1
基地対策	1
景観づくり	0
循環型のまちづくり	0
行政運営	0
雇用環境	0
公園・緑地	0
子育て支援	0
観光	0
合併地域等の振興	0
地場企業の振興	0
消費生活	0
水産業	0
人権啓発・男女共同参画	0
消防救急救助	0
財政運営	0
青少年育成	0
医療体制	0
社会保障制度	0
広域行政	0
障がい者福祉	0
健康を守る環境づくり	0
健康づくり	0
みなと	0
地域国際化・国際戦略	0
生涯学習	0
スポーツ	0
地域行事・イベント	0
広報	0
その他	0

内容

- ・ みちづくり (交通安全対策、道路整備、渋滞対策、通学路問題等)
- ・ まちの再生 (公共交通の改善、商業施設や公共施設の整備、学校跡地等の活用、空き家対策)
- ・ 市民協働 (地域活動における要望活動、法的相談や民生委員選出等の行政との連携、補助金の増額、市政懇談会での課題の早期解決)
- ・ 高齢者福祉 (買い物や通院時の交通手段対策、高齢者が暮らしやすい環境づくり)
- ・ 環境に配慮したまちづくり (ゴミの分別、ゴミ収集と回収のあり方、環境悪化による空き家対策)
- ・ 町内会加入促進・人材育成 (町内会未加入世帯への働きかけ、不動産業者への働きかけ、後継者不足解消の取り組み)
- ・ 公共交通 (のりあいタクシーの利便性向上、公共交通の充実)
- ・ 防災対策 (危険個所の確認、浸水区域対策、防災計画策定後の活動)
- ・ 学校教育 (小中学校の再編問題、学校施設の改善)
- ・ 公共施設の在り方 (施設の老朽化対策)
- ・ 防犯 (防犯カメラの設置、安全安心防犯対策)
- ・ 文化芸術 (文化活動の発表の場の拡大、伝統文化の保護)
- ・ 水の安定供給 (生活用水の水質問題)
- ・ 農林業 (みかん農家の後継者の確保)
- ・ 基地対策 (弾薬庫の移転問題)

N=26

分野は「平成30年度佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書」を参考とした

Q: 行政が地域と一緒に解決したいと考えている問題がありますか(記述)※庁内アンケート

(回答) (部局名: 保健福祉部)

行政が地域と一緒に解決したいと考えている問題がありますか？	
1	<p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法の改正（令和3年5月）により避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったが、対象者が多いことから行政だけでは作成することが困難である。 <p>【取組内容案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者の状況や避難所までの経路等を把握している町内会等と協力しながら「個別避難計画」の作成を推進したい。
2	<p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が抱える複雑・複合的な課題や狭間のニーズに対しては子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野別の行政だけの支援体制だけでは解決することが困難になってきている。 <p>【取組内容案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども・障がい・高齢・生活困窮という分野にこだわらず、地域団体等が主体的に対話の中から新たな気づきや展開が生まれる場づくりの構築を支援していきたい。

(回答) (部局名: 防災危機管理局)

行政が地域と一緒に解決したいと考えている問題がありますか？	
1	<p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震や風水害等による大規模な自然災害等が発生し、長期にわたる避難生活となった場合、公助だけでは限界があり、適切な避難所運営ができないおそれがある。 <p>【取組内容案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害における避難所設置の際、自治協議会地域内の避難所となるコミュニティセンターや小中学校において、地域住民が避難所運営の協働的な役割を担っていただき、地域共助の取組みを推進したい。

Q: 行政が地域と一緒に解決したいと考えている問題がありますか(記述)※庁内アンケート

(回答) (部局名: 企画部)

	行政が地域と一緒に解決したいと考えている問題がありますか?
1	<p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通に関しては、利用者の減少による交通事業者の経営状況の悪化や運転士不足等に伴い、運行を担う交通事業者の確保が困難になり始めている。 <p>【取組内容案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域内の移動手段の確保について、デマンドタクシー等既存の制度にとらわれず、地域団体等が主体的に運行できる輸送手段を構築したい。
2	<p>【問題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 少子高齢化の影響により、農業・漁業に携わる後継者不足となっているため、島内の第一次産業の衰退が危惧される。 <p>【取組内容案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 島内の人口流出による、人口減少傾向には歯止めがかからない状況であることから、移住・定住事業促進を「移住サポートプラザ」及び「地域」との連携により、就農・就漁体験ツアー等を行い、第三者後継人の育成を行う。

Q:自治協自ら解決したい問題はありますか(記述)

分野	件数
防犯	7
市民協働	7
高齢者福祉	7
防災対策	7
町内会加入促進・人材育成	6
地域行事・イベント	4
青少年育成	2
循環型のまちづくり	1
健康を守る環境づくり	1
公共交通	1
生涯学習	1
雇用環境	0
公園・緑地	0
子育て支援	0
観光	0
合併地域等の振興	0
行政運営	0
地場企業の振興	0
消費生活	0
水産業	0
環境に配慮したまちづくり	0
人権啓発・男女共同参画	0
消防救急救助	0
財政運営	0
文化芸術	0
水の安定供給	0
医療体制	0
学校教育	0
景観づくり	0
社会保障制度	0
広域行政	0
農林業	0
障がい者福祉	0
みちづくり	0
まちの再生	0
健康づくり	0
みなと	0
地域国際化・国際戦略	0
スポーツ	0
基地対策	0
公共施設の在り方	0
広報	0
その他	0

内容

- 防犯（子どもたちへの安全対策、高齢者や子どもに対する他団体との見守り活動の連携）
- 市民協働（交流人口の増加、日常生活の支援、単独町内会で解決できない問題、地域ボランティア制度）
- 高齢者福祉（高い高齢者率への支援、見守りの強化、健康なまちづくり、ボランティア募集）
- 防災対策（避難場所の周知徹底、自主防災組織の活動支援、防災訓練実施、避難所の地域運営、危険個所の情報共有）
- 町内会加入促進・人材育成（町内会脱退問題、役員のなり手がいない、町内会長の高齢化、若い方や賛助会員等への行事参加の促進、地域リーダーの人材育成）
- 地域行事・イベント（地域住民の積極的参加の推進、連絡等の情報共有のあり方、地域活性化につながるイベントの開催）
- 青少年育成（子ども食堂の検証、少子化対策としての町内や学校との連携）
- 循環型のまちづくり（地元ブランドの検討、地元消費の促進）
- 健康を守る環境づくり（健康なまちづくり）
- 公共交通（高齢者向けの環境整備）
- 生涯学習（歴史的観光資源の啓発）

N=25

分野は「平成30年度佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書」を参考とした

Q:自治協が町内会等地域組織に対して解決を望む問題はありますか(記述)

分野	件数
町内会加入促進・人材育成	13
防災対策	5
市民協働	4
高齢者福祉	4
環境に配慮したまちづくり	2
防犯	2
地域行事・イベント	2
広報	2
青少年育成	1
景観づくり	1
循環型のまちづくり	1
その他	1
行政運営	0
雇用環境	0
公園・緑地	0
子育て支援	0
観光	0
合併地域等の振興	0
地場企業の振興	0
消費生活	0
水産業	0
人権啓発・男女共同参画	0
消防救急救助	0
財政運営	0
文化芸術	0
水の安定供給	0
医療体制	0
学校教育	0
社会保障制度	0
広域行政	0
農林業	0
障がい者福祉	0
みちづくり	0
健康を守る環境づくり	0
まちの再生	0
公共交通	0
健康づくり	0
みなと	0
地域国際化・国際戦略	0
生涯学習	0
スポーツ	0
基地対策	0
公共施設の在り方	0

内容

- ・ 町内会加入促進・人材育成（町内会未加入世帯対策、町内会活動の維持、町内会内部不和問題、町内会の重要性を認識させること、後継者育成）
- ・ 防災対策（各町の自主防災組織の確立、防災訓練、危険個所や高齢者宅の把握）
- ・ 市民協働（相談しやすい環境づくり、町内会合併の検討、自治協への要望活動）
- ・ 高齢者福祉（防犯や災害時の助け合い、居場所の創設、地域の見守り）
- ・ 環境に配慮したまちづくり（ゴミの分別問題、環境美化の維持、空き家対策）
- ・ 防犯（集団下校時の見守り活動の制度化、防犯や災害時の助け合い）
- ・ 地域行事・イベント（外国人向けチラシ作りの協力、町内会の魅力づくり）
- ・ 広報（自治協活動が周知されていないことへの対策、地域活動PR）
- ・ 青少年育成（子どもの居場所の創設）
- ・ まちの再生（空き家対策）
- ・ 循環型のまちづくり（地域特産品の発掘）
- ・ その他（町内会費回収のあり方）

N=22

分野は「平成30年度佐世保市まちづくり市民意識アンケート調査報告書」を参考とした

Q: 地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(該当するものに○、記述)

- 地域課題の解決に向けた事業を実施していると回答した自治協は27地区。第2期計画で目標にしていた100%を達成。



◆地区自治協議会の運営・活動の充実 【第2期計画(P34)抜粋】

【成果目標】

成果指標名	現況(平成29年度)	目標値(平成34年度)
地域課題の解決に向けた事業を実施している地区自治協議会	44%	100%

地域課題の解決に向けた取り組みを「実施した」と回答した地区自治協議会(地区自治協議会アンケート調査)

地区自治協議会の定着期に向けた取り組みでもあるため、全地区での実施を目標とします。

Q: 地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(記述)

分野	課題	取組内容
町内会加入促進・人材育成	町内会加入率の向上	<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティ・協働推進課職員との意見交換会
	後継者育成、若者の参画	<ul style="list-style-type: none"> • 総務部員（町代表）による協議及び情報交換 • 地域のリーダーに成りうる人の発掘 • 次の世代に任せられる人との交流。意見交換の場を作る。その際、必ず、自前で食事会・飲食を共にする。 • 若い人や地元企業等に自治協の活動に参加してもらう。 <ul style="list-style-type: none"> ①賛助会員の募集。 ②住民と地域企業団体等の交流イベントを開催。 ③避難所見学会を開催し、子育て中の若い人たちにも避難所の状況を知ってもらう ④ウォーキング大会やコミセンまつりに、スタッフとして参加してもらう。 ⑤地域の学校等に協力して頂き、交流を図る仕組みを作った。 • 民間の土地開発（宅地分譲）による人口増を期待しており、その結果、後継者不足の解消につなげたい
	町内会活動促進	<ul style="list-style-type: none"> • 備品の購入 <ul style="list-style-type: none"> ①地域交流スポーツ促進へのカラーリングセット要望。 ②各町内イベント支援の備品購入（大型簡易テント、屋外放送設備、草刈り機等）

Q:地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(記述)

分野	課題	取組内容
高齢者福祉	見守り活動等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年12月にふくし部会の活動として、単身や夫婦のみの高齢世帯、認知症の高齢者、障害者、子育て世代、子供達等、日常生活上の支援する人達を支援している。 民生委員による高齢者の見守り・食事提供
	買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域支えあい部会や福祉推進協議会と協力し、自治協は地域利用者へのアンケート等のお手伝いを行っている。
	交流の場や健康増進活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 100歳体操を実施。コロナ前は毎月実施しており、毎回50名を超す参加者がある。
	バス待ち環境向上	<ul style="list-style-type: none"> バス停のベンチ作り。買い物支援や交通支援が必要で、バスの便も1時間に1本程度であり、お年寄りが固いコンクリートのブロック塀に座ってバスを待つことが度々あり、自治協で取り組めることとしてバス停のベンチの作成を行った。
みちづくり	交通安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故が多発しており、交通安全への意識高揚のため交通安全標語の募集・表彰（広く一般住民にも呼び掛けを行い応募に参加） 交差点及び小学校スクールゾーンのカラー化 県道交差点交通渋滞の対策
	危険箇所がある通学路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 通学が安全にできるように地域のボランティアのネットワークを作り、万が一に備えて保険も適用できるようにした 自治協議会、佐世保市、警察署、小学校、PTA、町内会等関係者で協議を重ね、解決に向けた取り組みを行った。

Q:地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(記述)

分野	課題	取組内容
防災対策	災害に強いまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画の策定(計画書の全世帯配付) 町内会等の防災計画策定への支援 町内会長による地区内の危険個所や過去の災害事例の調査 集会所に避難所用備蓄品の整備(水、毛布、懐中電灯、簡易照明など) 危険個所、避難所などの地図への落とし込み 砂防ダム建設、及び急傾斜対策促進を要望(県北振興局、市)
	被災者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区で地すべりがあったが、地区自治協議会が一体となり、被災者に対する支援を行った 豪雨被害者に対して交通支援を行った。
	災害後の支援	<ul style="list-style-type: none"> 台風による被害として、家屋のまわりの寄りかかった樹木や土砂等を住民の協力を呼びかけ除去した。
農林業	鳥獣被害対策	<ul style="list-style-type: none"> 神社の石垣がイノシシにより崩され、危険だったため防護フェンスを設置
環境に配慮したまちづくり	環境美化	<ul style="list-style-type: none"> 河川愛護団体を設立し、河川公園の維持管理を行う。 河川公園隣接自治会で美化活動を実施し、継続して実施することとした。 未加入者ほどごみ捨てのマナーが悪いので、自治会の必要性を今まで以上に伝えていかなければならない。特に、日々の生活に自治会が果たしている役割を伝えることは重要。
	施設の跡地活用	<ul style="list-style-type: none"> 自治協議会、佐世保市で解決に向けた協議を重ねている。

Q: 地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(記述)

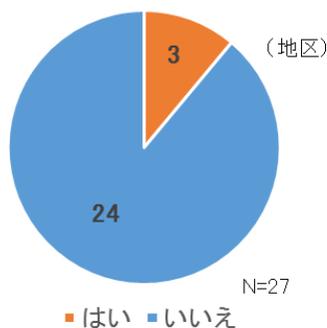
分野	課題	取組内容
青少年育成	子どもと地域とのつながり強化	<ul style="list-style-type: none"> • 夏休みの寺子屋（外部講師と3世代の交流） • コミュニティセンター図書室を自習室として開放し、センター職員が学習の手伝いをした。 • 放課後子ども教室 • 自治協役員、学校評議員の授業参観見学 • 児童生徒と地域が一緒になって異世代の人たちと子どもたちが将来の夢を語る。そのことに地域の人たちがアドバイスやエールを送り、絆を深める。 • 地域の人が講師となり、子どもたちと60年前の街並みを歩きながら地図を基に説明する。 • イベント実施 <ul style="list-style-type: none"> ①音楽会 ②スポーツ大会 ③敬老会で、子供たちが歌って参加
まちの再生	遊休地の活用	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者と協力しあって農園体験ができた。現在3組の利用。
	空き家対策	<ul style="list-style-type: none"> • 地区にある空き家（50戸程度）問題について、今後行政と共に取り組んでいく。
景観づくり	石碑の移転	<ul style="list-style-type: none"> • 記念碑を撤去するよう土地所有者から言われ、町内公民館の敷地内に防護柵を設置して移転した。 • 公園にあった記念碑を別の公園に移転した
	施設の建替え	<ul style="list-style-type: none"> • 外装景観の歴史性活用

Q:地域課題解決に向けた取り組みを実施していますか(記述)

分野	課題	取組内容
文化芸術	伝統行事の継承	<ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統行事は廃止できない。地域を代表する組織である「自治協」が今後引き継いでいく
地域行事・イベント	地域住民相互のつながりを強くすること（コミュニケーション不足）	<ul style="list-style-type: none"> コミセンとの共催や自治協主催で多くの新しい講座を開催し、住民の交流の機会を作る コミセンまつり、自治協まつりの内容見直し イベント等の開催 <ol style="list-style-type: none"> ①コミセンまつり、自治協まつり ②スポーツフェスティバル、ニュースポーツ ③グラウンドゴルフ ④駅伝大会 ⑤集合しないスタイルでの作品展 ⑥新年交歓会 ⑦研修旅行 ⑧コンサート ⑨フリーマーケット
	地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> イベントを開催し、地域のまとまりを創って活性化に繋げた。自治協全体の協力体制ができた。市内のみならず、多方面からの鑑賞者が多く喜ばしい。 コロナ禍で活動ができない中でも地域に元気を与える取組みとして花いっぱい運動を継続実施している。コミセン駐車場入り口の花壇に色とりどりの花を植え、来館者の気持ちを和ませている 市長への要望書を提出 <ol style="list-style-type: none"> ①再開発の全体計画の策定 ②交通アクセスの整備充実 ③宿泊施設の誘致 ④廃校の利活用の推進 ⑤居住環境の整備促進など

Q:「自治協だより」の他に、インターネット(ホームページやSNS等)で広報活動をしていますか(該当するものに○)

- 「自治協だより」の他に、インターネット(ホームページやSNS等)で広報活動をしていると回答した自治協は3地区だけに留まっており、第2期計画の目標値を達成していない状況。



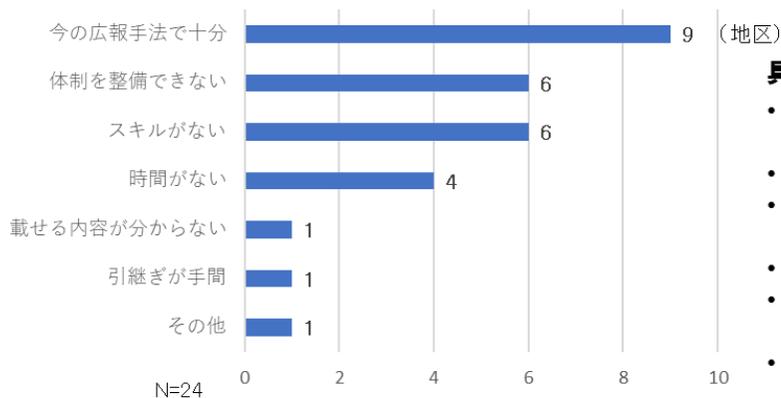
◆地域コミュニティの活性化を推進していくための基盤強化 【第2期計画(P42)抜粋】

【成果目標】

成果指標名	現況(平成29年度)	目標値(平成34年度)
① 専用ホームページの作成等、インターネットを活用した広報活動を実施している地区自治協議会	1地区	27地区
専用ホームページやSNS等を活用し、地域情報の発信など広報活動を行っている地区自治協議会		
幅広い世代への地域情報の発信、事務局における効率的な情報伝達を目指すため、全地区での活用を目標とします。		

Q:なぜ、インターネットを活用した広報活動ができないのか理由を教えてください(記述)

- 「今の広報手法で十分」と回答した自治協は9地区と最多で、「体制を整備できない」「スキルがない」が6地区と続く。
- 紙媒体による広報手法で十分と回答する自治協がある中、体制整備に悩んでいるためインターネットによる広報ができないという自治協もあることから、必要性に差が生じていることがわかる。

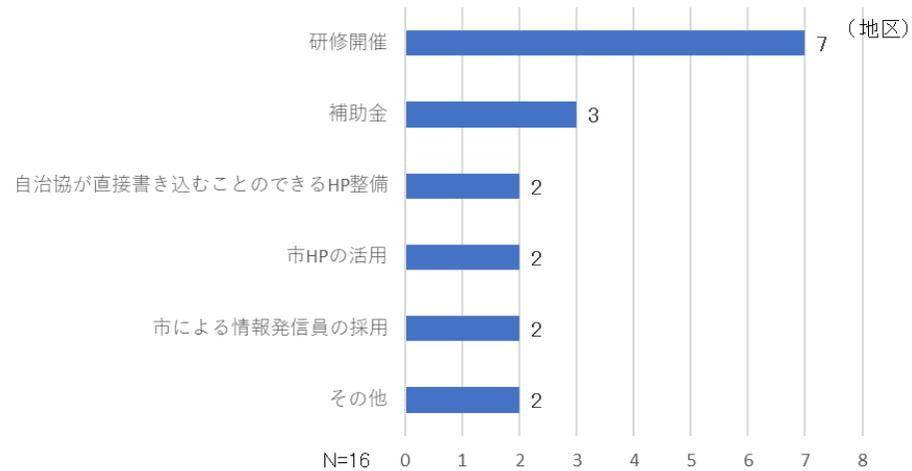
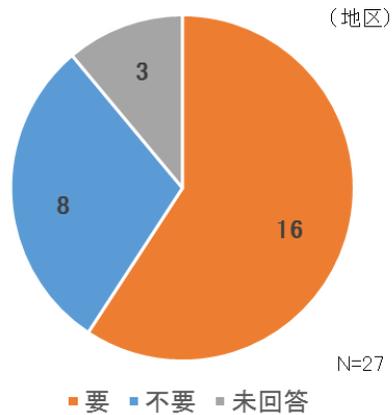


具体的内容(抜粋)

- 当初、マチマチを利用していたが、反応は少なかった。ネット難民の高齢者には、アナログ広報でないと伝わらない。
- 地域内は高齢者が多く、インターネットの利用者が少ない。
- 各館長がパソコンやスマホに弱く、紙伝達の方が喜ぶ。公民館にもパソコンがないところが多い。
- インターネット活用に人材を探す手間
- 人材確保が難しそう。日常業務に支障がない(切羽詰まった状況でない)ため、まだ努力していない。
- 高齢者の方では、更新や情報のアップなどの使い方が分からない。

Q:インターネットの広報活動を行う場合、市からの支援がほしいですか(該当するものに○)

- 支援が必要と回答した自治協は16地区で、不要と回答した自治協の倍となった。行政からの支援がインターネットを活用した広報活動のきっかけになると窺える。



■研修開催

- 技術面支援。作り方を教えてほしい。
- 地域の皆さんにラインやインターネットの使い方を教えてほしい。
- 市がインターネットによる広報を広げたいのであれば、事務局職員への研修が必要。興味を持ち、使いやすいものとわかれば使うかも。
- ホームページの立ち上げ方や更新作業の方法をしてくれる専門家のアドバイス

■補助金

- ボランティアでお願いできればよいが、雇用するのであれば人件費が必要。ボランティア活動も100%ボランティアで可能かどうか。

■自治協が直接書き込むことのできるHP整備

- 市が一括管理をするHPを構築し、各自治協がダイレクトに書き込めるHPがあれば良いのでは。
- 市のHPとリンクして、自治協が直接書き込んで発信できる場所がほしい。

■市HPの活用

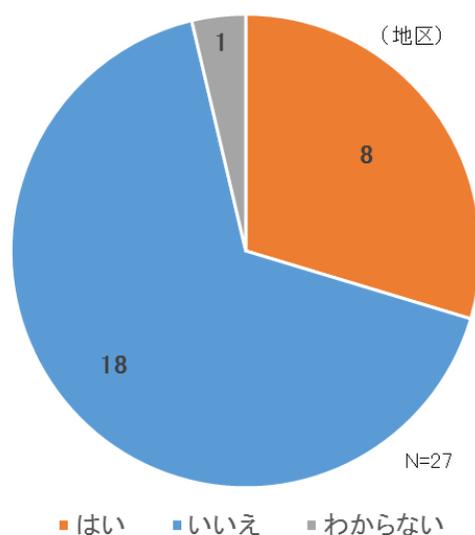
- 市HP上の地区のページの活用をもう少し工夫できたら良い。
- 佐世保市ホームページで、地区自治協議会欄の活動紹介の内容を充実させる。地区自治協議会が素材を提供し市でアップする。

■市による情報発信員の採用

- 専門知識を持ったスタッフの派遣等
- 各ブロックに情報発信員を配置し、その人が担当自治協事務局に御用聞きをしてHPなどのSNSで発信する。

Q: インターネットでの広報活動の見直しや新規の企画を考えていますか(該当するものに○)

- インターネットでの広報活動の見直しや新規の企画を考えている自治協は8地区に留まっている。

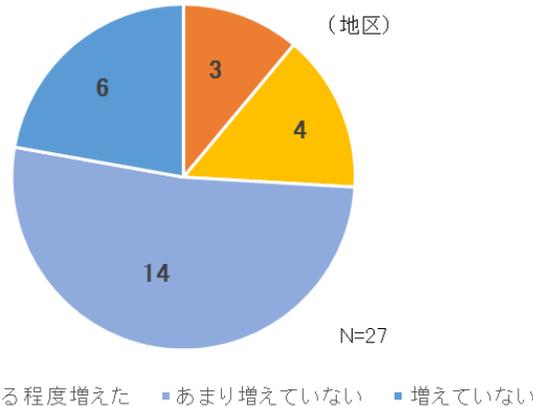


具体的内容(考えていると回答した自治協)

- 既にInstagramで情報発信中。現在はイベントの広報を中心に発信しており、HPの必要性はそこまで感じていない。(HPは誰が維持管理をするかの問題がある)
- 自治協議会と町内会、及び住民とを結ぶ役割として、自治協議会のホームページに単位町内会の広報活動枠を設ける。
- SNSで発信することで若手に参画してもらいたい。自治協だよりだけでは伝え足りないことがある。
- 自治協のInstagramを立ち上げているが、地域住民が利用するコミュニティーセンターの情報も積極的に出していきたい。
- 青年会や大学生、自衛隊の協力を得ることで、事務局の負担なしに広報活動ができないか。全世帯向けの情報発信の方法の検討。
- 現在、休止しているホームページを復活し、自治活動等の広報を行ってきたい。

Q:若年層(50歳未満の方)の運営への参画は増えましたか※H30.4全地区設立時を基準とする(該当するものに○)

- 若年層の運営への参画について、増えたと回答した自治協は、「増えた」と「ある程度増えた」を合わせて26%となった。
- 第2期計画策定時アンケートの44%から下がっており、目標値の80%も達成されていない状況。



選択肢	地区	割合
増えた	3	11%
ある程度増えた	4	15%
あまり増えていない	14	52%
増えていない	6	22%
合計	27	100%

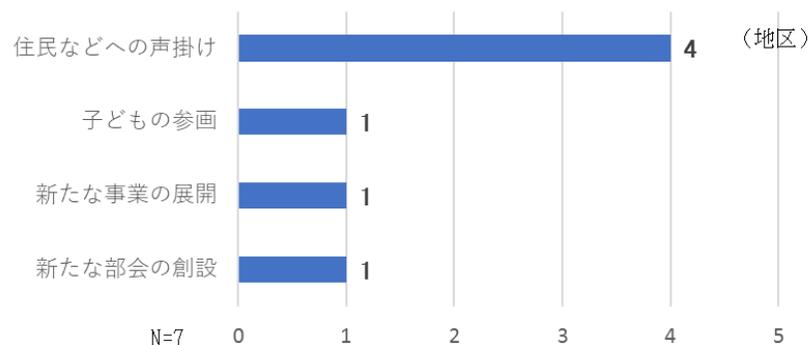
第2期計画目標値

成果指標名	現況(平成29年度)	目標値(平成34年度)
② 地区自治協議会の運営における若年層の参画状況	44%	80%
地区自治協議会の運営に若年層(50歳未満)の参画が、「増えた」「ある程度増えた」と回答した地区自治協議会の割合(地区自治協議会アンケート調査)		
次世代の地域活動の担い手育成につながるものであり、8割を目標とします。		

選択肢	地区	割合
かなり増えた	0	0%
ある程度増えた	7	44%
あまり増えていない	9	56%
増えていない	0	0%
合計	16	100%

Q:若年層(50歳未満の方)の運営への参画が増えた理由は何ですか(記述)

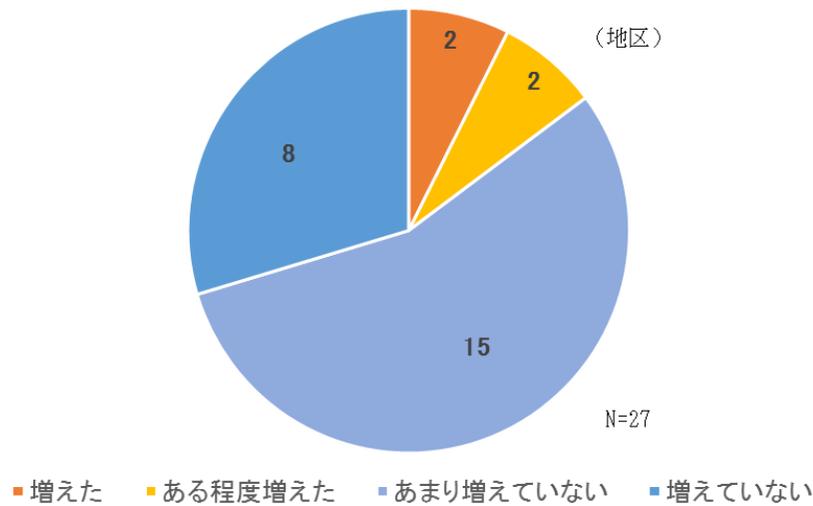
- 増えた理由として、「住民などへの声掛け」と回答した自治協が4地区。それに「子どもの参画」、「新たな事業の展開」、「新たな部会の創設」と回答した自治協がそれぞれ1地区。



住民などへの声掛け	<ul style="list-style-type: none"> • イベントの実行委員会の立ち上げを中心とし、人々に声掛けした。 • 顔を合わせて話す機会を持ったら分かり合え、参画意識が高くなった。(PTAと自治協との話し合う機会など) • 学校の本部役員経験のある方へのアプローチができたこと • 地区のリーダー的存在の若者と時々会合を持つ
子どもの参画	<ul style="list-style-type: none"> • 自治協で各部会を作り、その部会活動の中で子供にも参画してもらい一緒に活動をした。例：交通安全の一環として、通行するドライバーに地元の果物を子供が手渡し
新たな事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の絆づくり支援事業を活用し、小中PTAと連携した「文化まつり」、地区自治協議会ロゴマーク募集、ホームページ運営委員会設定など、若年層を中心に新たな事業を展開した。
新たな部会の創設	<ul style="list-style-type: none"> • 若年層で組織する新たな部会を作った。役員(副部会長)に若い人をあてる努力はしている。

Q:若年層(50歳未満の方)の事業参画は増えましたか(該当するものに○)

- 若年層の事業参画が増えたと回答した自治協は「ある程度増えた」と合わせて4地区に留まった。

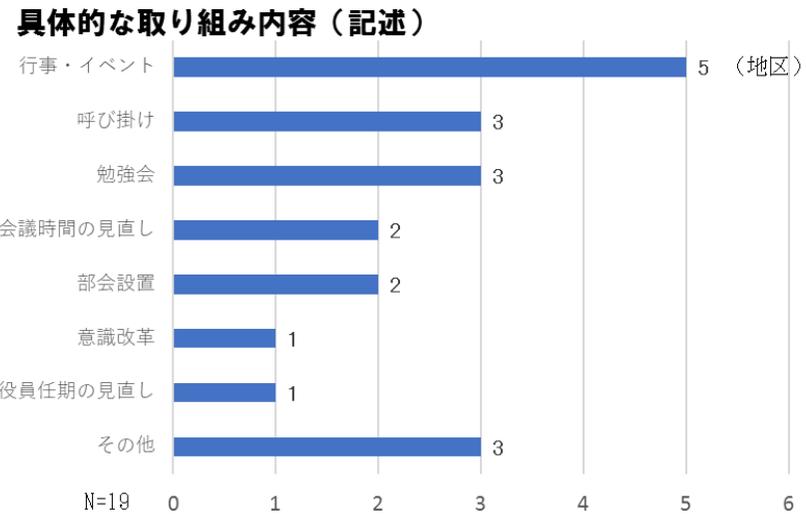
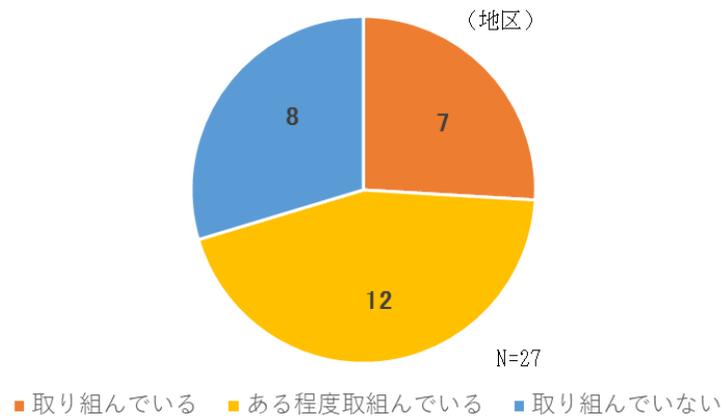


増えた理由(記述)

- イベントの実行委員会の立ち上げを中心とし、人々に声掛けした。
- 農協青年部等の別のサークルも参加し一緒に活動
- 神社の清掃をしたのが初めて、自然と消防団とか青少年部会とか地区の若手リーダーが集まってきた
- 大学生や自衛隊への協力要請をしたことによる若年層参画者数の増

Q:地区自治協議会の役員や町内会の役員などを担う次世代の人材育成に取り組んでいますか(該当するものに○)

- 若年層の人材育成に取り組んでいると回答した自治協は、「ある程度取り組んでいる」と合わせて19地区となった。
- 具体的な取り組み内容としては、「行事・イベント」、「呼び掛け」、「勉強会」の記述が多い。

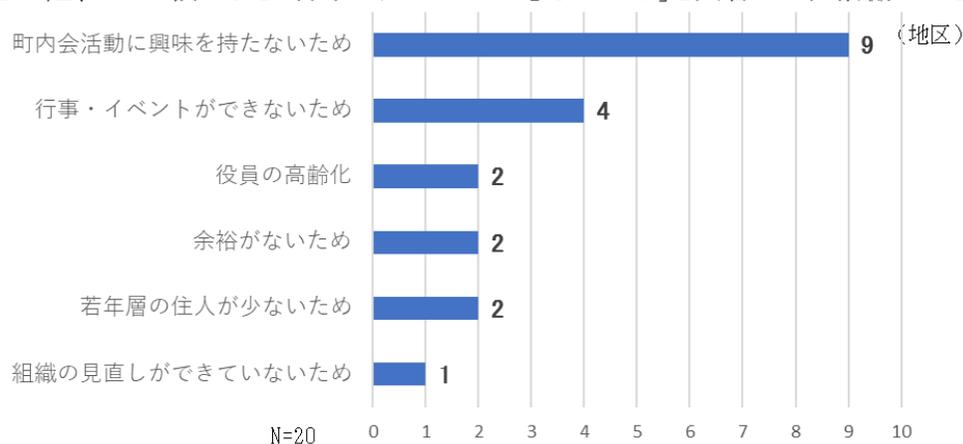


行事・イベント	<ul style="list-style-type: none"> • 次世代の人々を集めるイベントを実施している。 • 子育て世代を取り込める事業（例えば、「子どもの交通安全教室」など）を開催 • イベントを行い、その中で人材を発掘する。イベントを手伝ってくれる人の姿を見せたい。顔見知りからつながり、新しいアイデアをもらえるかもしれない。 • 若い世代や子供たちが喜ぶ行事を増やし、次世代を担う人材を発掘したい。 • 行事やイベント等を協働で実施し、イベントなどのやり方（方法）を身につけていく。
呼び掛け	<ul style="list-style-type: none"> • 青年部、体育部、女性部の各部長には若い人になってもらうようお願いしている。若い部長さんには若い役員さんも付いてくるため。 • 声かけ、啓発

勉強会	<ul style="list-style-type: none"> 各町内会の取り組みの勉強会を行いたい。地域の文化・歴史を絡ませながらの勉強会を行う。 人材育成研修の一環として、「地縁が支える人間力」をテーマに講演会を計画したが、コロナ禍の影響で中止となったので、予定講演の原稿を印刷製本し、地区全世帯に配布した。 若い人材を定例会や活動へ積極的に参加させたい。
会議時間の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 会議等の時間設定を夜間に変更し、就労者が参加しやすい環境づくりを進めた。 会議の時間を夜や休日に行う。
部会設置	<ul style="list-style-type: none"> 青年部会を設置。 若年層のみで組織した1つの部会の設置や若年層を取り込んだ組織体制の整備。
意識改革	<ul style="list-style-type: none"> 自治協の体質と地域性を理解する若年層の人材登用
役員任期の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 町内により差があるものの、町内会の役員は1～2年で交代するため、若い人が入る機会が増えている。自治協の役員選出も各町内会に任せていることにより、自然に若い人が参画する仕組みに繋がっている。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 選考委員は多くの方が不慣れなため機能しない。 現役員が次世代への責任として取り組んでいく。（公募を含む） 取り組んではいるが、役員、公民館長、民生委員、等々、あまりにも依頼の仕事が多すぎる。仕事を少しでもしている方は、役員等は絶対無理。まして、若い世代は役員になれない。 地区自治協議会や町内会などでは役員のなり手不足に悩んでいるが、これは市内において共通の課題である。しかし、地区自治協議会や町内会は次世代の人材育成の知識、ノウハウを持たないため、今後市と一緒に取り組んでいきたい。

Q:次世代の人材育成が難しい理由を教えてください(記述)

- 人材育成が難しい理由として、種類別に分けると「町内会活動に興味を持たないため」と回答した自治協が9地区と最多。
- その他、コロナ禍による「行事・イベントができないため」と回答した自治協が4地区となった。



町内会活動に興味を持たないため	<ul style="list-style-type: none"> • 市民の地区自治協議会や町内会などに対する意識が薄い。 • 若い世代は子育てと収入を得るため、昼夜を問わず漁をしているので時間の確保が難しい。 • 地域の集まりに出席しないのでよさがわからない。 • 住民の方が、地域運営をしようという一歩が踏み出せていない。 • 高齢化率が高いうえに、現役世代は子育てと仕事に忙しく、町内の役員のなり手を見つけられない状況であり、自治協でも同様のことが言える。 • 自治協役員は、町内会長・公民館長・自治会長で構成されているため、若年層がいない。現在の若年層は、共働きの世帯が急増しており、地域の活動等に関心を示す人が少ない(家庭第一の考え方が強い。)と思われる。すなわち、必然的に年齢の高い人が役員を引き受けざるを得ないのが現状である。 • 次世代の人が、面倒な町内会などの役員に成りたがらない。 • 若年層は、仕事を抱えており自治会等への参画は難しい。また、60才で定年となっても年金受給までは就労しており、自治活動を行う時間の余裕がない。 • 50歳以下は、農家か漁師か行政職員。仕事もしており、声をかけても、断られる。
-----------------	---

Q:次世代の人材育成が難しい理由を教えてください(記述)

行事・イベントができないため	<ul style="list-style-type: none"> • 内容を任せること、行事の経験不足を補うこと。 • コロナ禍で地域行事が実施できなく、人材発掘・育成ができない。 • 飲食を伴う交流行事や、子供が集う行事がなかなかできないので、若い世代を全く集められない。 • 以前は役場の職員が町内会の役員やリーダーとなり、それぞれの地域で継承してきたが、現在では若年層の活動自体が停滞しているため。
役員の高齢化	<ul style="list-style-type: none"> • 役員となると現在年金支給が65歳となっており、70歳まで現役となるので役員のなり手が無い。 • 人材が育たないのは、役員の高年齢。若者との交流が出来ない。しかし、それも仕方ない様に思う。
余裕がないため	<ul style="list-style-type: none"> • 役員の任期が短いため、人材育成にまで手がまわらない。 • 日々の活動をこなすことで精一杯。余裕がない。
若年層の住人が少ないため	<ul style="list-style-type: none"> • 若い方の分母が少ない。 • 町内会にそもそも若い世代や次世代を担う世帯がないところもある。そうした町内会は、役員になっていない人を巻き込むこと自体、物理的に困難。
組織の見直しができいていないため	<ul style="list-style-type: none"> • 組織・役員数を減らせていないから。

Q:次世代の人材育成をするうえで、市からどのような支援策が欲しいと考えますか(記述)

- 地域コミュニティの重要性を周知する(加入促進)が7地区と最多。
- 他県、他市の地域コミュニティや町内会の取り組み事例をまとめた事例集を作成して欲しいという声もあった。



<p>地域コミュニティの重要性を周知する</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行事参加され、内容・実態を知ってもらう。 • コミュニティの必要性・助け合いを若い世代に伝えてもらいたい。 • 若手に自治協活動に関する(若手を育成するための)広報活動、講習会、後援会をしてほしい。まずは、町内会活動に参加するように勧めてほしい。 • 市が自治会活動の大切さをPRしてほしい。行政の立場から自治会とはどういうものか、大切さを宣伝してほしい。 • 若い世代に向けてのアプローチを広報活動などでしてほしい。 • 転入者への町内会入会促進活動をもっと積極的に行ってほしい。
<p>環境整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 地域での活動をサポートし、活動を通じて人材発掘・育成するための、アドバイザーの派遣制度の創設。 • 民生委員、児童委員の成り手がいない、この人たちに対しても支援が必要。支援方法を考えてほしい。 • 町内会に対し、役員の若年化の推進をお願いしたらどうか。これには、町内会の考えもあると思うが。 • 行政から世代交代を促す。(任期や輪番制など、同じ人が長くすることがないよう行政から働きかける。高齢者の方でも世代交代して少しでも働きかける。) • わかりやすい言葉で若い人にアピールできる広報のあり方の支援。 • 研修や人材交流の場を創出するなど人材育成の環境の整備を図ってもらいたい。

Q:次世代の人材育成をするうえで、市からどのような支援策が欲しいと考えますか(記述)

教材資料作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ マニュアルの作成。 ・ 他都市の事例を教えてほしい。 ・ 他地域で成功している例の紹介などの支援がほしい。 ・ 地区自治協議会や町内会は次世代の人材育成の知識、ノウハウを持たないため、それらを提供してほしい。
研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会長研修は、各地区で5月頃には毎年開催してほしい。(研修会場は、各地区で行ったほうが出席しやすい) ・ 次世代の人材育成を目的とした研修会、情報交換会等を開催して欲しい。 ・ 人材育成に長けた人を紹介してもらい、アドバイスをもらいながら、研究する必要がある。 ・ 町内会長研修を各地区で開催してほしい。4月に役員交代するため、5月には研修を実施してほしい。
予算増額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局機能の強化(人件費を含む予算の増額) ・ ・きれいごとの会議ばかりしても、人材は育たない。 ・ 昔から、人の気持ちをつかむのは、食事、飲酒しながら打ち解ける。当地区は、これで成功している。皆、自腹でやっている。飲酒の補助金を出せとは言わないが、少し自由に使えるものがあれば？堅苦しい事ばかりでは、若い人は振り向かない。
市職員の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員は市内全域に居住しており、単独の担当部署でなく再度佐世保市長名で職員全員に地域活動への積極的参加の文書配付をすべき。また、市職員全員を対象に地域活動に参画しているかのアンケートを取ってみたいかがか。 ・ 行政職員が住民自治組織の活動に積極的に参加・参画するよう呼びかけや教育をしてほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全てボランティアに任せるのではなく、いろんな活動を有償化するように支援してほしい。 ・ 消防みたいに各町内会への出向(月2回ほど) ・ 子育てをしている地域おこし協力隊を導入してほしい。

第2期計画

(1) 町内会への加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。

(2) 市民等への地区自治協議会の浸透

各地域において、地区自治協議会が住民に認知され、地区自治協議会の運営や活動への参加、参画が進んでいます。

(3) 住民主体の自治に向けた意識の芽生え

町内会や地区自治協議会の活動を通じて、「自分たちの手によるまちづくり」の意識が芽生えはじめています。



第3期計画

(1) 町内会への加入意識の広まり

助け合い、支え合う「お互いさまの精神」に基づく地域のつながりが重要であることが再認識され、町内会の大切さを理解する人が増えつつあります。

(2) 地区自治協議会の地域づくりの広がり

地域運営の要として、地区自治協議会の活動が活発に行われ、各地域で地区自治協議会が行う地域づくりが広がっています。

(3) 住民主体の自治に向けた意識の高まり

町内会や地区自治協議会の活動を通じて、「自分たちの手によるまちづくり」の意識が高まっています。

経過

地域コミュニティのあり方提言書
(H22.3月：あり方検討委員会)
(課題)
▽相互扶助に係る住民意識希薄化
▽行政単独対応が困難
(対策)
○地域主体の取組の必要性
○「まち育て運営会」

地域コミュニティ推進指針
(H24.11月策定・H25.11月改定)
(課題)
▽生活密着の相互扶助機能の低下
▽広域的コミュニティ構築が必要
(対策)
○自治協議会の設立
○町内会活性化(適正規模化等)

自治協議会モデル事業
(H24～H26)
○4モデル地区での検証
東部(宮) : H25.7.17設立
中央(山澄) : H25.7.31設立
北部(大野) : H25.8.06設立
西部(吉井) : H25.7.06設立

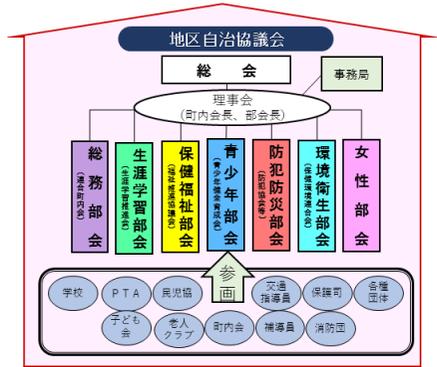


平成25年3月13日 モズル地区議定書交付式
(左から、宮地区・長野会長、吉井地区・中野会長、朝長市長、大野地区・江口会長、山澄地区・山口会長)

- 佐世保市地域コミュニティ推進事業モデル事業検証報告書(地域の意見)
- ・自治協設立関係者が趣旨を十分に理解しない(協議が不十分な)まま設立。
 - ・必要性に懐疑的。「自治協の設立」が目的。自治協の存在意義が不明。
 - ・設立スケジュールありき
 - ・役員の重複が、特定の人間の負担増加(既存団体との重複)
 - ・事務局業務が不明。事務局長の確保ができない。
 - ・広報実施主体(自治協設立関係者)の理解がないため、住民周知もできない。
 - ・その他(各会長から)
 - ・再編合流の接点が見いだせず困難を極めた。
 - ・設立関係者自身が設立目的・意義を理解できず自己矛盾が生じていた。
 - ・スケジュールありきで、目指す姿が見えないままスタートした。

第1期 地域コミュニティ推進計画
(H26～H29)
○自治協議会設立
○町内会規模適正化

第2期 地域コミュニティ推進計画
(H30～R4)
○公民館コミセン化(指定管理)(H30～R4)
○補助金見直し、一括交付金



モデル事業時点での問題点
未だ、未解決

1. 自治協議会の本質的役割	
1-(1) 地域との関係はどうあるべきか	①代表性をどう考えるか ②地域との関係を築くための機能をどのように考えるか
1-(2) まちづくりへの関与はどうあるべきか	③重要課題解決の方法をどう考えるか ④地域振興策のあり方をどう考えるか
1-(3) 行政との関係はどうあるべきか	⑤自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか ⑥自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか
2. 適切な運営（協議・実行）	
2-(1) 地域内組織間関係はどうあるべきか	⑦再編合流をどう考えるか ⑧上手な連結の方法はあるか
2-(2) 町内会等との関係はどうあるべきか	⑨自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか ⑩町内会支援と自治協の役割をどう考えるか
3. 財源はどうあるべきか	
3-(1) 用途と財源の関係をどう考えるか	⑬公（補助金）、共（会費）、私（自主活動収入）、とその用途をどう考えるか
3-(2) 各財源の規模と取得手段（方法論）	
4. 事務局はどうあるべきか	
4-(1) 事務局の役割はどうあるべきか	⑪大項目1～2で確認した自治協の役割、社会教育の方向性を勘案した自治協事務局とは
4-(2) 事務局体制はどうあるべきか	⑫自治協の役割を踏まえた事務局体制
5. 拠点性をどう考えるか	
5-(1) 社会教育における地域運営の存在感	⑭社会教育活動としての地域運営 ⑮この場合の、従前の社会教育活動
5-(2) コミセンの運用はどうあるべきか	⑯コミセンの（主催）事業としての地域運営 ⑰コミセンの地域性の強化

1-(1)

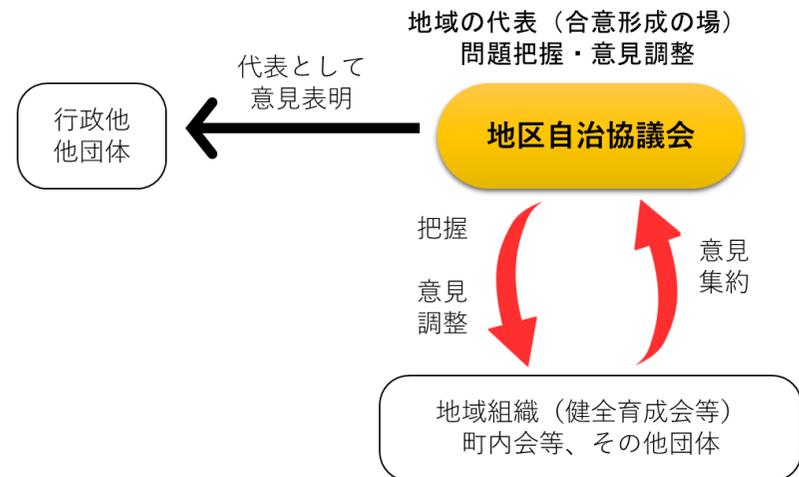
地域と自治協議会との関係はどうあるべきか

① 代表性をどう考えるか

② 地域との関係を築くための機能をどのように考えるか

目指すべき方向性	① 自治協議会は、地域運営に関しては、地域を代表する唯一の団体である。 ② 代表であるということは、地域における問題の把握・とりまとめ役でなければならない。
理由	① 地域運営に関し、条例上、市長の認定を受けて置かれる唯一の団体（条例第10条） （区域を定め認定されるので、地域で唯一） ① 町内会のほか、地域で活動する団体等、多様な主体が自治協活動に参画。（条例第12条4号） （地域で活動する団体の総体 → 代表できる立場） ② 「代表」として、全体最適を求めるなら、地域全体の意見集約（意見調整）が必要 （一部の意見を採用して、代表としての表明はできない） ② 「代表」としての意思決定を行うには、全体の中にある必要な情報の把握は必須 （統一的な地域課題解決には、各組織がバラバラの状態では実施が困難）

事例	① 地域の意見の表明 ・ 市政懇談会における地域課題表明 ・ IR誘致に伴う地域課題等の表明
	② 地域における問題把握・意見調整・とりまとめ ・ 市政懇談会における地域課題の内部調整（意見調整） ・ 地区防災計画策定の最終決定（意見調整） ・ 道路整備プログラムの整備箇所の選定および優先順位の決定（意見調整） ・ 町内会等、各地域組織との意見交換（総会・役員会等） など



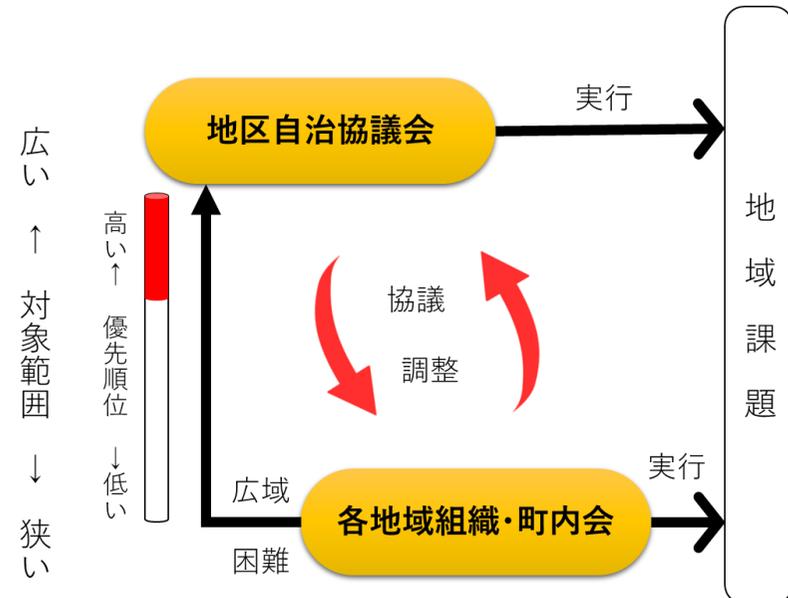
1-(2)

まちづくりへの関与はどうあるべきか

③重要課題解決の方法をどう考えるか（各地域組織が抱える課題への関与の範囲と、関与の内容）

目指すべき方向性	(1)優先順位の高い問題について、(2)マネジメント（「協議・調整」と「実行」）をする。 ※町内会で解決できない問題を解決する。
理由	(1) 全領域・全区域が対象だが、そのすべてに対応することは不可能で、対応できる案件数は限られる。 この場合、「優先順位の高い順」に「できる範囲で対応する」ことが現実的である。 (2) 課題解決を現実のものとするためには、結果を出す必要がある。 そのためには、各地域組織等との協議・調整（実行部分は地域組織）、 実行組織等がない場合は自治協自らが実行する必要がある。

事例	(1) 優先順位のつけ方 （「考え方」として優先順位の高いもの、ということ） 例）年度当初の事業計画で、取組む問題を整理（優先順位） 例）年度中に重要案件が発生した場合は、随時、見直し
	(2) 「協議・調整」機能 ・ 業者から開発同意を求められた町内会に対し、行政での内部整理、住民説明会実施要請（調整）を実施 ・ 地域組織が実行するイベント等での日程調整
	(2) 「実行」機能 ・ 文化祭、危険箇所パトロール、通学路清掃、運動会 ・ 特に土砂災害リスクの高い場所を確認。行政に対応要請



④地域振興策のあり方をどう考えるか（行事やイベントをどう取り扱っていくか）

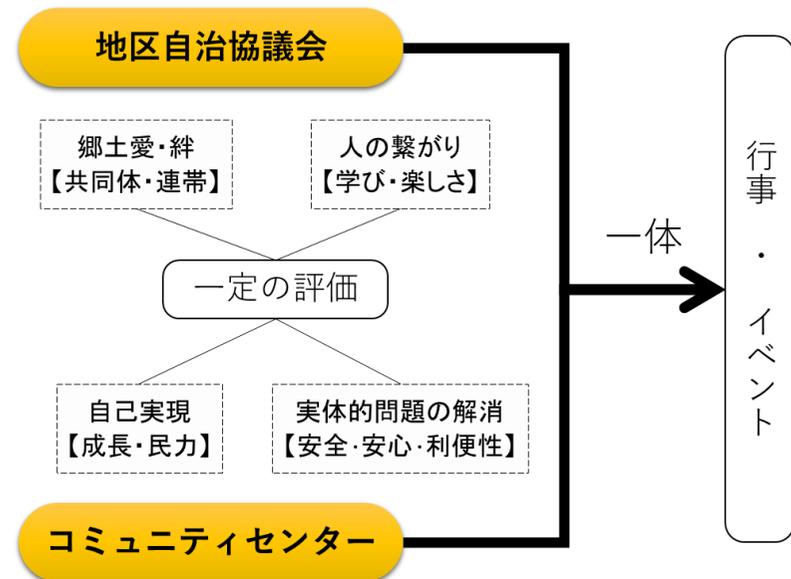
目指すべき方向性	自治協主催のイベント・行事は、一定の評価※を行なった上で実施の可否判断 実施の場合はコミセンと一体となってこれを行う。 ※一定の評価（別添①参照）。
理由	○イベント・行事は「地域の人材発見・人材育成」、「地域の連帯意識・成長」のために必要 郷土愛・絆、自己実現といった精神の働きを促し、学び喜び、交流の楽しさを生む。 コミュニティ醸成に必要な、「連帯」「共同体」「成長」「自己実現」を育む有効な取組み ○地域コミュニティの維持・活性化が、社会教育の柱となってきたこと※を踏まえ、 自治協・コミセンが一体で、当該イベント等に取り組むことは極めて合理的である。※別添②参照

事例

地域人材育成事業（社会教育的地域運営活動）を実践する。

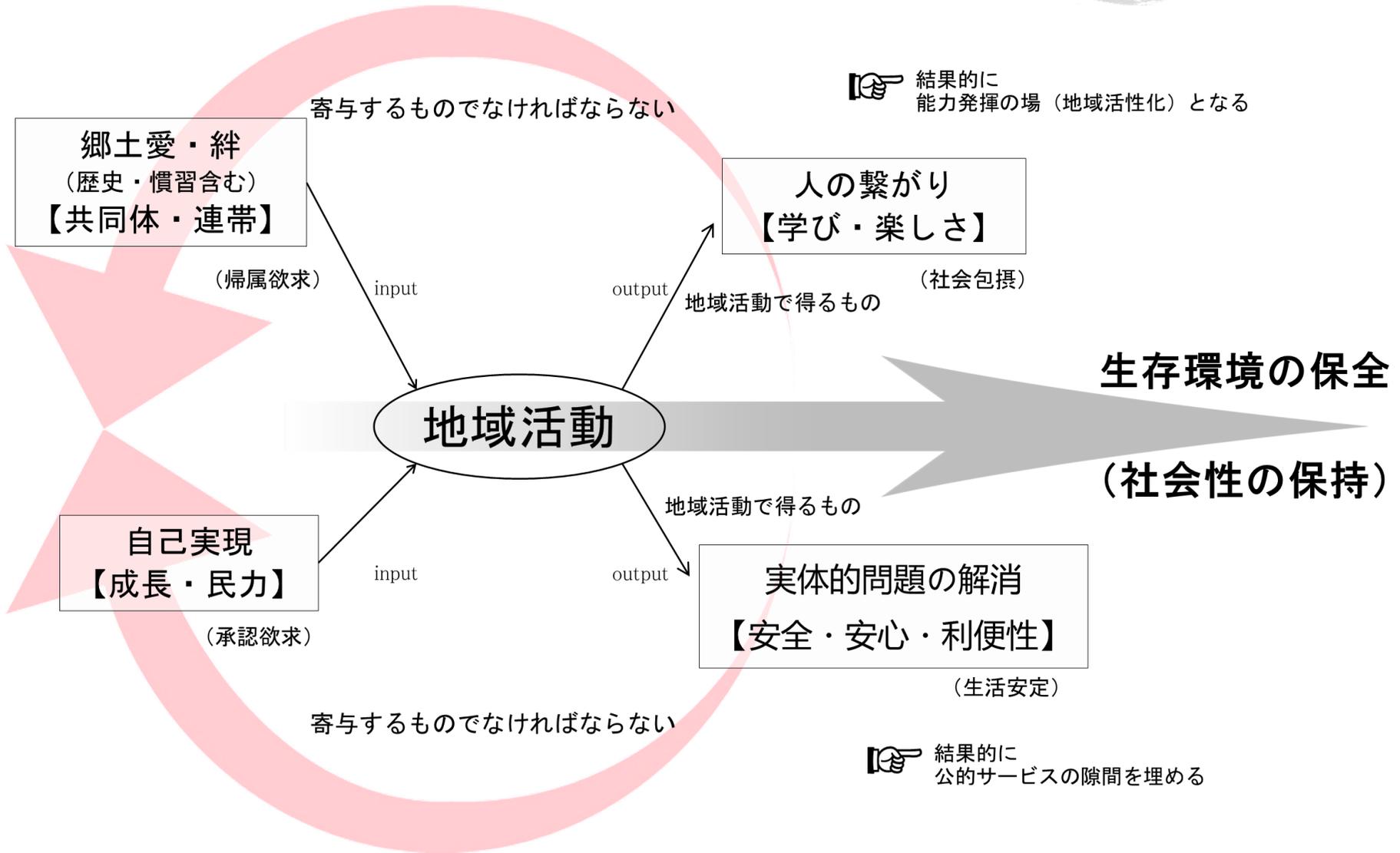
- ・ 公民館まつり、地域課題解決講座、各種スポーツイベント等、地域性に応じた行事・イベントの実施。
- ・ これらの過程で、個人の持つ才能が発揮できるよう、
 - ・ ・ ・ ①きっかけづくり（教育）
 - ・ ・ ・ ②自己研鑽（学習）
 の機会を提供

☞人材発掘、人材育成
次世代の地域運営の主役に抜擢



※ただし、資源(財源・人員)は限られている。
その中で、効果の高いものを取捨選択

地域活動の意義



人々の暮らしと社会発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築について

～論点の整理～

平成29年3月28日 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 文部科学省

別添②

今後の社会教育に期待される3つの役割

地域コミュニティ維持・活性化への貢献

- ①多世代交流を通じた地域の絆づくり
- ②学びの成果を生かした地域づくり

社会的包摂への寄与

- 全ての住民が、孤立することなく
- 地域社会の構成員として社会参加

社会の変化に対応した学習機会の提供

- 学校卒業後に生きる期間が人生の7～8割
- 多様な学びなおしの機会を提供

学びのオーガナイザー（社会教育主事）

「地域課題解決学習」推進のために

- 住民の中に入り、各団体を紐づけ、地域資源を活用
- 地域課題に応じて「学び」「実践」の場をアレンジ
- 地域課題を「学び」に練上げ、解決につなげる人材

「必要なスキル等」

- ①地域の歴史・文化・産業等、地域特性の把握
- ②地域人材や、地域資源に精通
- ③地域課題解決方策等について、政策的観点からの知見
- ④社会教育を取り巻く政策動向等を把握

社会教育の概念の再定義

～「地域課題解決学習」の位置づけの明確化～

教育の目的（教基法2条2号）

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと

社会教育の目的

住民が社会の構成員として、変化に応じて社会をつくり、互いの生活を保障することを学ぶ

公民館（社会教育施設：コミセン）

「地域課題解決学習」推進の中心的な役割

- 地域課題解決の観点から、多世代交流の拠点
- 「地域運営組織」との親和性あり。地域づくりの拠点
- 活性化貢献の観点から、物産展などのコミビジネス推進
- ※「専ら営利」を排除しつつ、学習機会の提供、地域活性化につながる「地域課題解決学習」に取り組むことが期待

今後の社会教育 ←

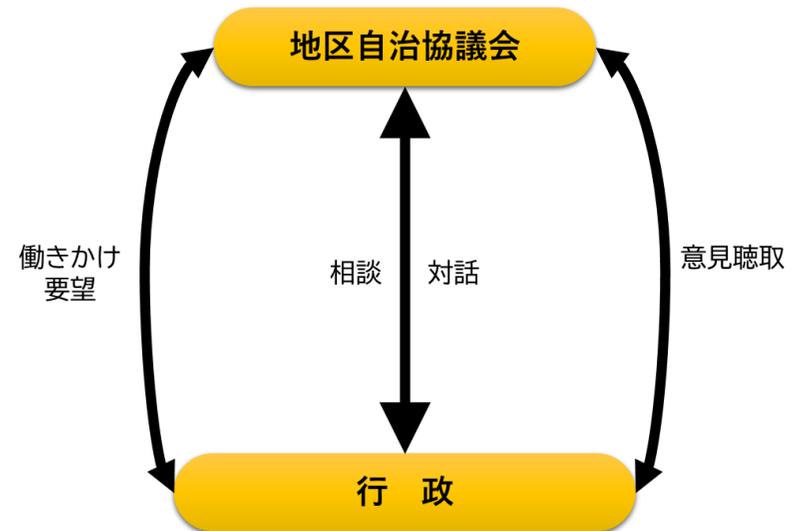
- 地域コミュニティの維持・活性化**に貢献していくことが大きな**役割**
- 解決すべき地域課題・対応の学習成果を実践（学び）＝ **地域課題解決学習**
- 公民館等がその推進を図り**、住民の主体的参画による地域づくりに貢献
 - ☞地域への愛着・誇りを育み、**地域コミュニティの持続的発展の礎**

1-(3) 行政との関係はどうあるべきか

- ⑤自治協が有すべき行政に対する役割をどう考えるか
 ⑥自治協が地域に果たすべき役割をどう考えるか → ⑥は、「①代表性」に同じ

目指すべき方向性	自治協議会は、地域運営に関して、地域を代表する※行政との公式協議機関（対話の窓口）である ※各地域組織と行政で完結できる案件は従来通り
理由	理由は、「1-(1) 代表性をどう考えるか」に同じ

事例	<p>①地域課題解決に係る行政への働きかけ（要望等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解決困難事例に係る地域課題を市政懇談会で表明 <p>②行政が当該地域で行う事業等の意見集約・協働推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の設置に関する地域意見の表明 ・ IR誘致に伴う地域課題等の検討・表明 <p>③行政からの相談窓口としての役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画策定や集会所活用の自主運営地域避難所開設を住民主体でやっていただくことに関する相談など
----	--



2-(1)

地域内組織間関係はどうあるべきか

⑦再編合流をどう考えるか

目指すべき方向性	再編合流の効果＝「有効マネジメント」の効果を得られる限り、統合の形式にはこだわらない
理由	<ul style="list-style-type: none">○青少年健全育成会や福祉推進協議会等と統合した場合、自治協事務局の負担が増加すると同時に、各地域組織が保有していた、一定の専門性・主要構成員・意欲等が失われるという声がある。○再編合流は「役員重複問題」を、地域組織を消滅させることで実現しようとするもの →本当にその地域組織を消滅させていいのか（組織存在の意義はないのか。例：保健環境連合会）○自治協と地域組織の区域の違い等もあり、再編合流以外の方法を望む声がある。

事例	<ul style="list-style-type: none">○有効な連結の手法により、合流と同等の効果が得られ、かつ、重複を解消する方法を検討しなければならない → 次項2-(1)-⑧参照
----	--

2-(1)

地域内組織間関係はどうあるべきか

⑧ 上手な連結の方法はあるか

目指すべき方向性	全ての地域組織は、いずれかの部会の構成員となり、必要な情報を共有し、また、全体マネジメントへ参画する。
理由	○全体での情報共有（課題解決）のためには、各地域組織と自治協との実態的（有機的）関係の存在が必要 ○構成員の重複を解消する一方、必要な役職（主に町内会長等の重複構成員）の確実な関与は必要

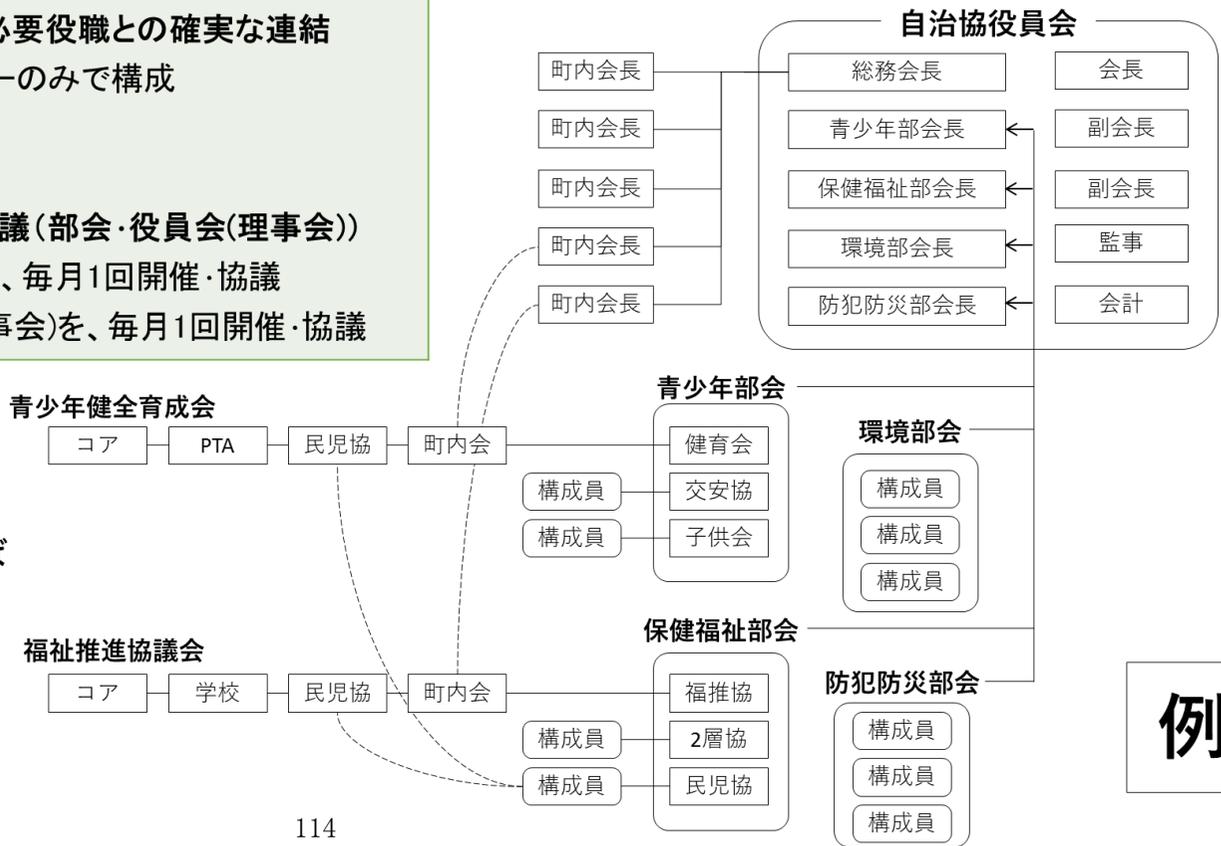
- 事例**
- ① 構成員の重複解消を行いつつ、必要役職との確実な連結
 - ・各地域組織＝関係するコアメンバーのみで構成（町内会については、別途整理）
 - ② 定期的に各地域組織の代表が協議（部会・役員会(理事会)）
 - ・各地域組織の長で構成する部会を、毎月1回開催・協議
 - ・各部会の長で構成する役員会(理事会)を、毎月1回開催・協議



「実線部分」が、しっかり機能していれば（有機的結合があれば）、

「点線部分」の重複は、解消してよいのではないか。

（多数の組織に、常時、参画する必要は無いのではないか）



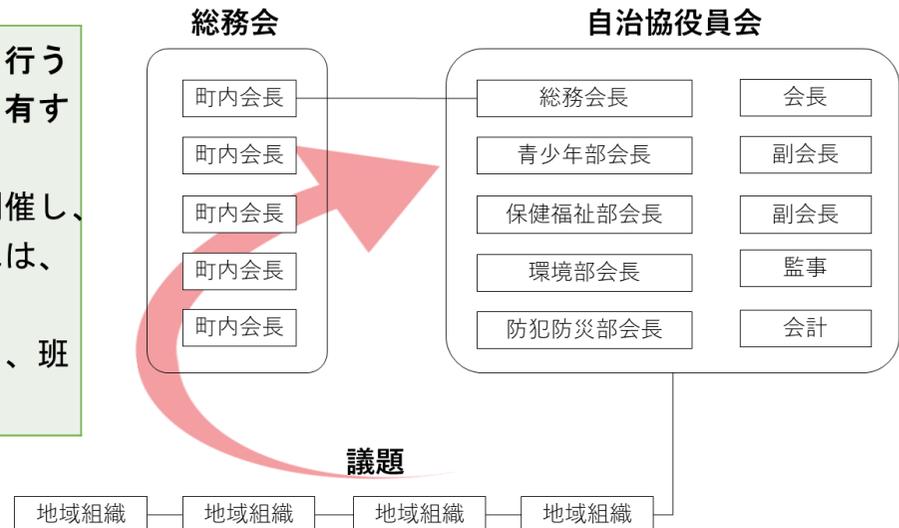
2-(2)

町内会等との関係はどうあるべきか

⑨自治協内の連合町内会のあり方をどう考えるか

<p>目指すべき方向性</p>	<p>連合町内会と自治協が一体となることで機能強化を目指すことが理想であるが、連合町内会組織が存在する地区においては、その存廃に関わらず、町内会の集合体は「総務会（自治協内部の組織）」として位置づけた上で、自治協議会役員会（理事会）の事前承認（調整）機関とする。</p>
<p>理由</p>	<p>○連合町内会等の組織を残したままであっても、同組織に別の役割（自治協総務会）を付与し、機能させることは理論上可能（佐世保市副市長が西九州させぼパワーズの社長を兼ねていることと同様） ○条例（第2条）により、自治協は「町内会を中心に活動する団体」であり、かつ、町内会は、価値ある歴史的経過や実体的機能（住民生活全般に係る補完機能）を有し、自治協内部に特別な地位を設けることは、自然である</p>

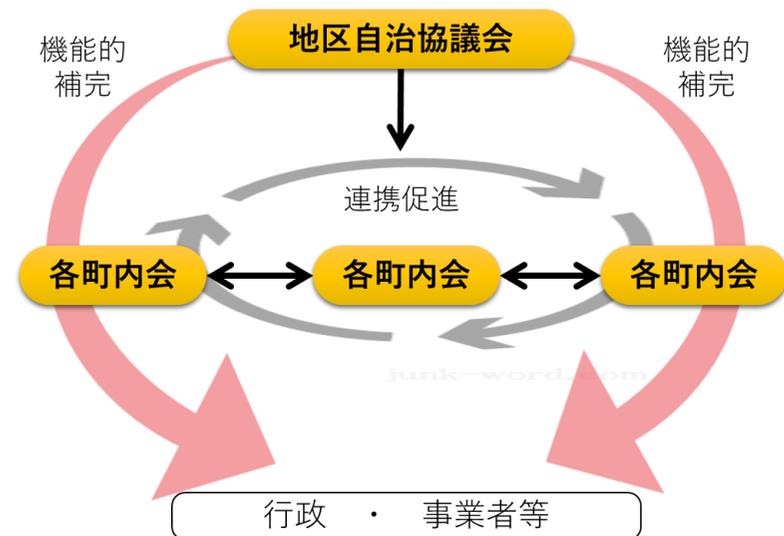
<p>事例</p>	<p>○総務会が役員会（理事会）案件の事前調整（承認）を行うことで、地域の重要案件を直接、町内会全体で情報共有することができ、一体化した活動につながる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月1回開催される役員会（理事会）開催前に総務会を開催し、必要な協議・調整・承認等を行う。（当然に、総務会には、自治協役員・事務局が出席する） ・各町内会長は、ここで得られた情報を理解したうえで、班長会や班回覧ができる。
-----------	--



⑩町内会支援と自治協の役割をどう考えるか

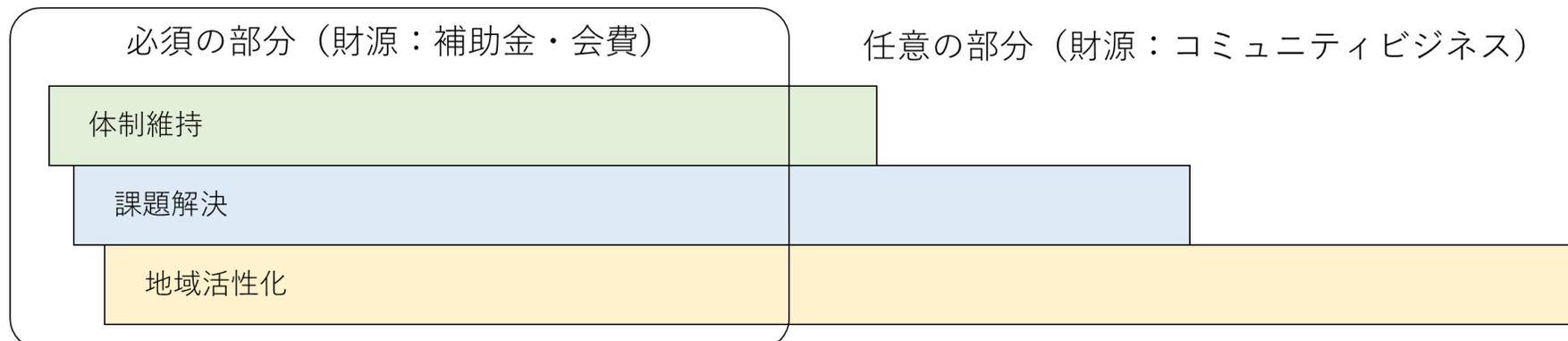
目指すべき方向性	自治協は町内会に対して、(1)町内会に対する「機能的補完」と (2)町内会相互間の連絡調整・相互補完・情報交換の促進、を行う ※町内会で完結できることは各町内会で取り組む。
理由	○条例上、自治協の役割に「町内会支援（規則第3条）」があるが、人的、物的、財政的支援を行うには限界があり、また、自治協の本質的役割から、安易な「肩代わり」は好ましくない。 (各町内会には機能的な差（行政との距離感、制度の認知度等）や、実行力の差（行政や事業者への指摘や要望、対話） ○同様に、町内会相互間での補完関係は、人的・物的・財政的な平準化が期待できると同時に、人と人とのつながりができ、良好な人間関係（コミュニティの醸成）に寄与する。

事例	<p>①町内会等の機能的補完</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーション補助金の所管の伝達（ごみ収集の考え方の理解）、各種補助金の紹介 ・浸水地域の解消に向けた行政への要望（優先順位の高い重要課題解決に向けた取組） ・町内会内部に存在するハード、ソフトの各問題に対し、自治協議会が保有する知見や経験を活用して対応する <p>②町内会間の相互連絡調整、相互補完、情報交換の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務会における意見・情報交換（各町内会の問題把握、調整に向けた取組の実施） ・イベント等における人的・物的支援、人脈提供、好事例（有料ボランティアなど）の情報交換
----	---



⑬公(補助金)、共(会費)、私(自主活動収入)と、その考え方

目指すべき方向性	自治協の財源は、①公(補助金)、②共(会費)、③私(自主活動収入)で賄われるべきである
理由	<p>①地域自治の実現は、行政と自治協の共通の目標 →地域運営の実践は自治協の役割で、その体制を維持するための支援は、行政の責務 ☞行政からの補助(金)・・・用途：体制維持や必須の活動</p> <p>②地域運営組織の大きな役割の一つは「快適な日常の実現」 →快適な日常の実現で恩恵を受けるのは、地域にお住いの住民若しくは町内会 ☞住民からの会費・・・用途：体制維持や必須の活動</p> <p>③熱意ややる気、実施環境に応じて実現される活動の存在 →熱意や実施環境で活動の有無が分かれる活動に、一律給付的財源は性質としてなじまない。 ☞コミュニティビジネス・・・用途：熱意や実施環境に応じて実践される活動</p>



公（補助金）について

⑦再編合流をどう考えるか

【目指すべき方向性】

再編合流の効果＝「有効マネジメント」の効果を得られる限り、統合の形式にはこだわらない

⑧上手な連結の方法はあるか

【目指すべき方向性】

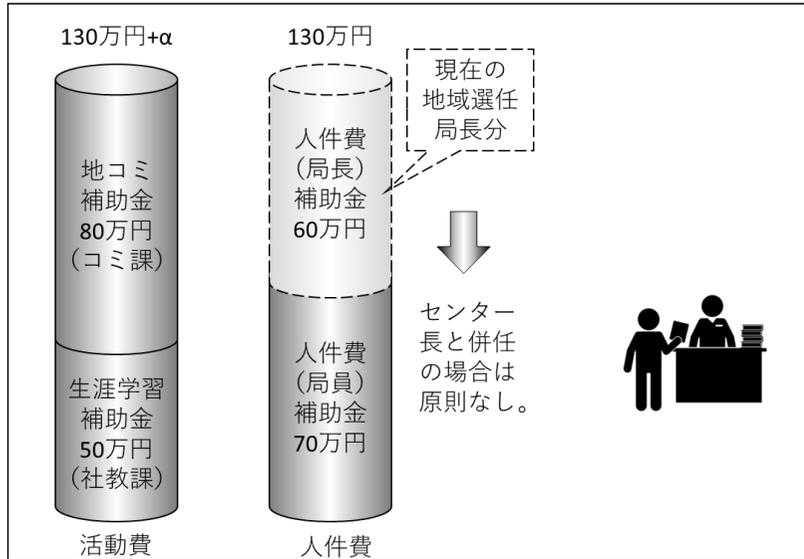
全ての地域組織は、いずれかの部会の構成員となり、必要な情報を共有し、また、全体マネジメントへ参画する。

第2期佐世保市地域コミュニティ推進計画で目指した一括交付金化	現行制度
<p>①既存団体の再編・合流の取り組みと一体</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 青少年健全育成地区活動補助金 ● 社会福祉協議会を通じて福祉推進協議会に出ている市からの補助金 </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">地域コミュニティ推進事業補助金への包括化</p>	<p>地域組織と再編合流するのか、地域組織と連結する方法を選択するかは、各自治協の考え方によるものと整理。 よって政策目的による補助金区分は従来どおり。</p>
②事業費への配分を地域の裁量により行うことが可能	地域コミュニティ推進事業補助金創設時から可能
③補助対象経費を法律の範囲内で最大限緩和した制度	令和3年度から導入
④補助率85/100の撤廃	令和3年度から補助率10/10へ変更

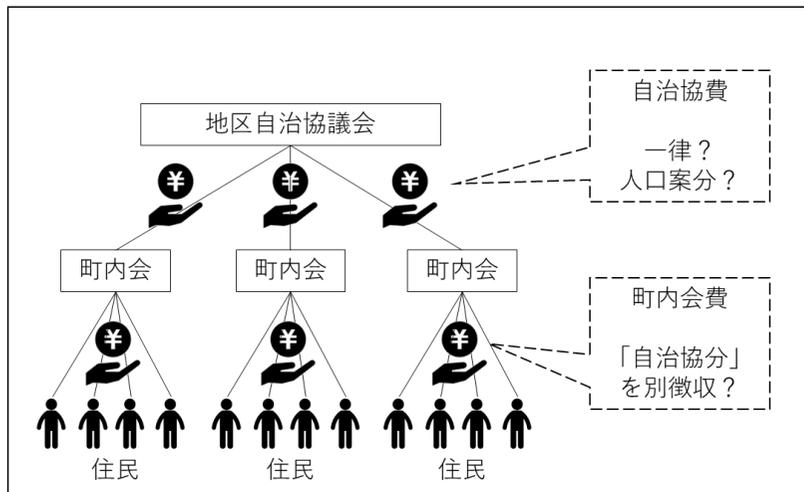
（別紙一覧表抜粋） 他都市との比較	市町	財政支援の種類	対象外経費	積立	使途の制限の考え方	実績報告
	佐世保市	補助金	あり	否	条例に規定している①コミュニティの維持、②地域課題の解決、③地域の活性化に資する事業に係る経費であれば、慶弔費以外補助対象 <small>（一部制限がかかる経費（懇親会・個人資産形成）あり）</small>	あり
松山市	一括交付金	あり	可	まちづくり計画を策定して実施される事業が対象（慶弔費・交際費・懇親会費・慰安旅費が対象外）	あり	
呉市	一括交付金	あり	可	地域まちづくり計画に基づき実施される事業であれば制限なし（宗教・政治・選挙を目的とするものと地域課題解決にそぐわない事業が対象外）	あり	

公（補助金）、共（会費）、私（自主活動収入） それぞれの財源について

補助金

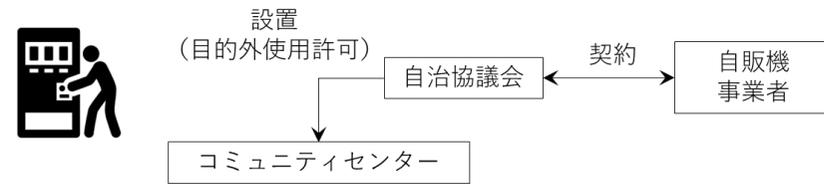


会費

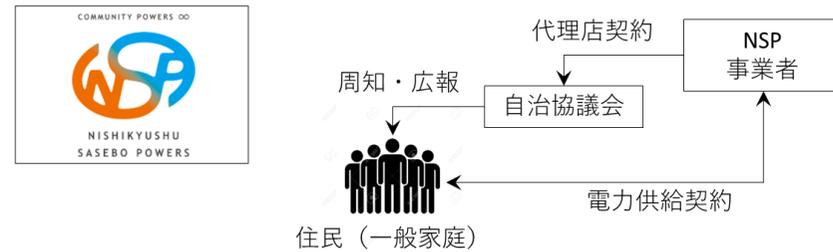


自主活動収入（コミュニティビジネス等）

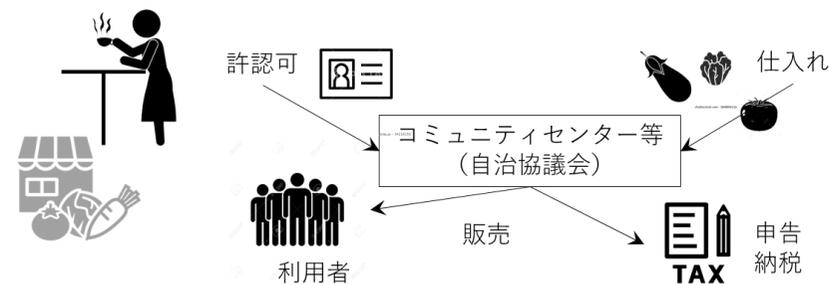
○自動販売機収入



○NSP代理店手数料



○その他コミュニティビジネス



【事例】

- ・地域産品の無人販売所を開設
- ・週1回ちょこっとカフェ

- ・食を通じた課題解決 (お弁当の配食サービス・地域イベントへの協賛事業等)

⑭地域における住民自治(地域運営)の拠点としてのコミセン運用をどう考えるか

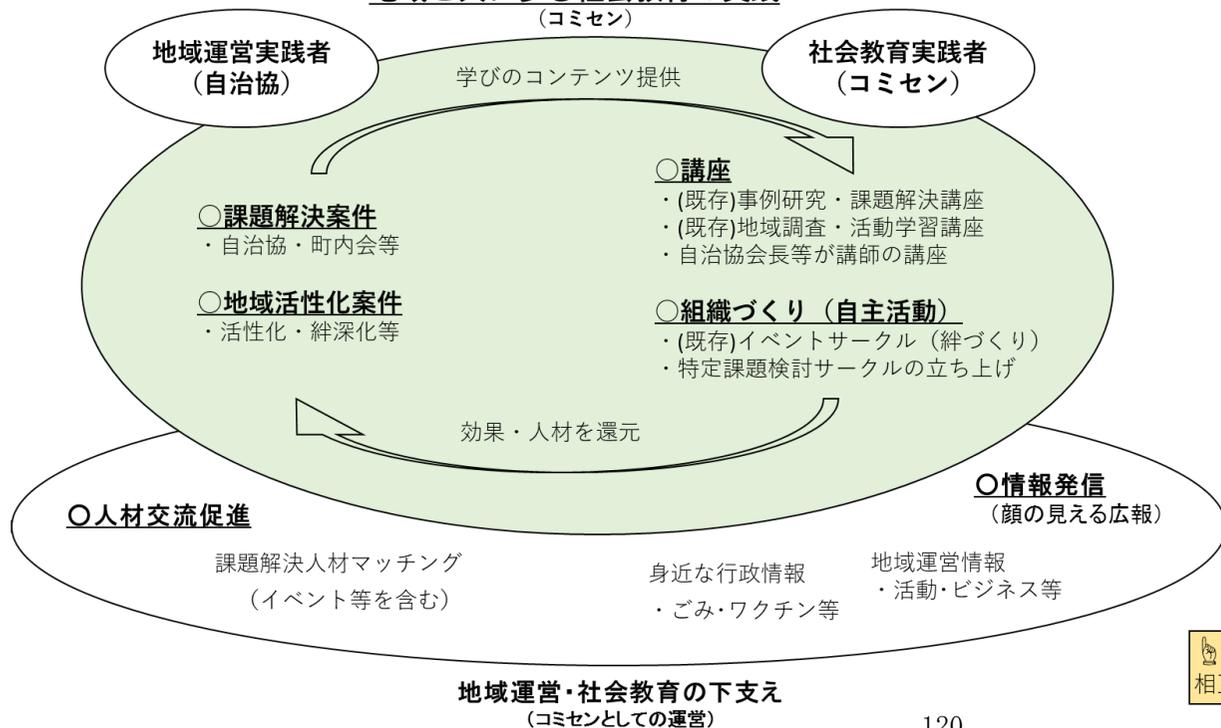
目指すべき
方向性

社会教育の成果の一つとして、「地域における課題解決の実践（結果が出ること）」を明確に掲げる。
★課題と学びの融合（課題と学びを分離させないこと）

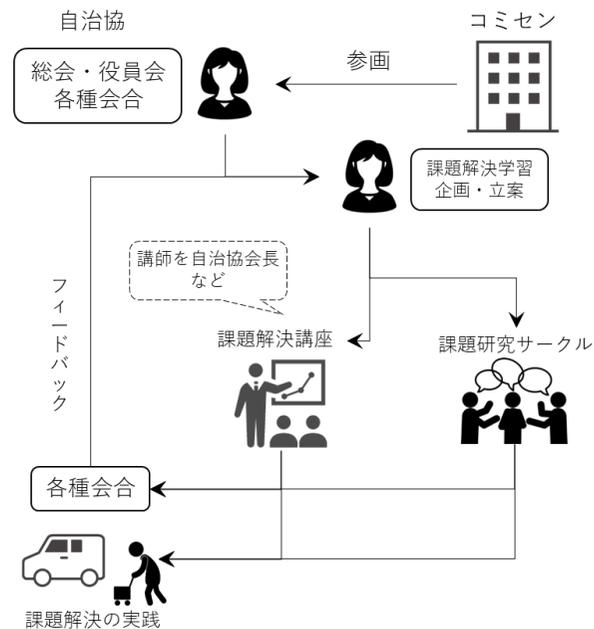
理由

○コミュニティセンターの目的＝「住民主体の自治の実現に向けた取組を進めること」（コミセン条例第1条）
○社会教育の目的＝地域コミュニティ維持・活性化（H29：文科省協力者会議答申）
○地域課題解決学習の力を持つ職員（社会教育主事）が増えることにより人材が揃い、勉強から実践につながる（「課題を学びに練り上げる」ことで、学習をより実践（人材育成）に近づけることができる）

地域と共に歩む社会教育の実践
(コミセン)



【具体例】 買い物（移動）弱者、防災、空き家対策等



自治協、コミセンそれぞれで考えるのではなく、相互に目を向け、一体的に課題解決、地域活性化に取り組む

